戸建住宅における雨水貯留浸透施設設置マニュアル

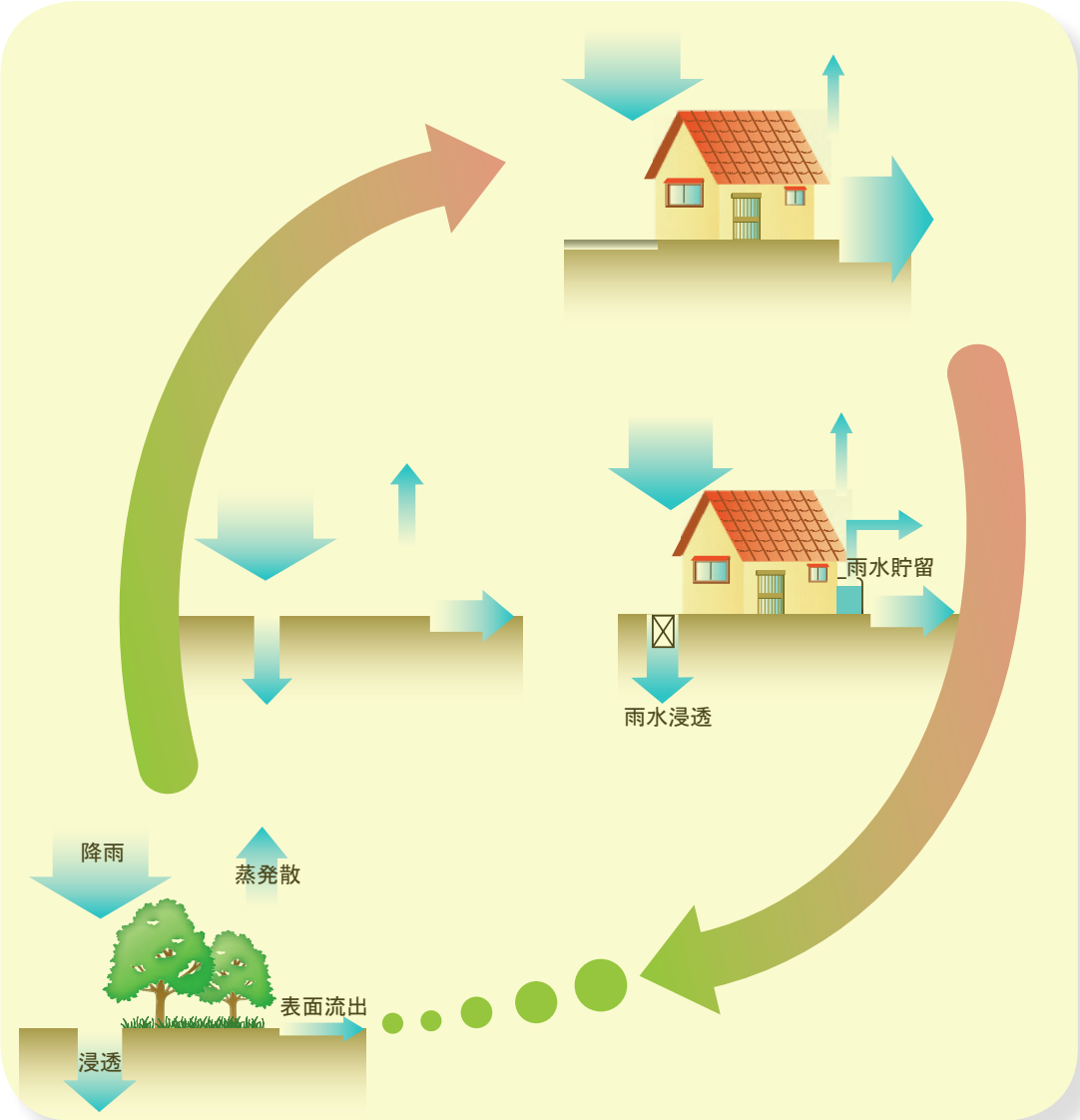

平成 18 年 3 月

社団法人 雨水貯留浸透技術協会　編集

発刊にあたって

わが国では急激な人口の集中と産業活動の集積などの都市化の進展により、森林、畑、水田などの浸透域が減少し、建物や道路などの不浸透域が拡大した。そのため、雨水を貯留・浸透する保水・遊水機能が著しく低下することから洪水流量が増大し、近年各地では都市型水害が頻発している。

このため都市部の河川では、総合治水対策として、河川改修に加え雨水貯留浸透施設の設置や市街化調整区域の保持等の流域対策が実施されてきた。また、平成16年５月には「特定都市河川浸水被害対策法（以下、“都市水害法”という）」が施行され、河川管理者による雨水貯留浸透施設の設置、管理や雨水浸透阻害行為の対策工事として雨水貯留浸透施設の設置が義務づけられる等、流域対策が強化された。

雨水貯留浸透施設等は、流域の自治体において学校や公園、住宅団地等の敷地を活用して整備されているが、所有者との調整に時間を要しており、特に、戸建住宅では、家屋への影響の懸念等から普及が進んでいない。しかし、流域全体に一定の効果を発揮させるためには住民の協力を得ることが不可欠であり、雨水貯留浸透施設等の整備を促進させるためには、住民に雨水貯留浸透施設等の機能、効果を説明し理解してもらうことが重要である。さらには、河川や下水道部局等の従来の担当部局だけでなく、都市・建築・環境・企画・市民生活部局等が連携し、行政全体として普及を促進することが重要である。

一方、雨水貯留浸透施設等は治水の効果だけでなく、地下水涵養効果、蒸発散増進の効果、雨水利用に伴う節水効果など水循環の改善効果を有しているので、これらを併せて説明することが必要であり、施設設置による水循環健全化への貢献度等を分かりやすく示すことも有効である。

このようなことから、本マニュアルでは、戸建住宅に設置する雨水貯留浸透施設等の効果と概要、さらには、今後雨水貯留浸透施設等の普及を図るための方策例を示した。

また、参考資料には、本編の内容を補足するものの他に、雨水貯留浸透施設等の流域規模での効果や、ポイント制による施設評価について、一事例として試算した結果を掲載している。この結果を参考に各自治体において、それぞれの地域特性を踏まえた雨水貯留浸透施設等の効果や、評価基準の検討を行い、行政全体及び住民が一体となった普及に取り組まれることを期待したい。

本マニュアルは、特定都市河川流域に限定しているものではなく、都市化の進行した河川流域で広く活用されることを期待し、自治体の目標設定や助成制度の指標になれば幸いである。

平成18年７月

「雨水貯留浸透施設の設置基準マニュアル（案）策定委員会」及び
「戸建住宅における雨水貯留浸透施設設置マニュアル（案）策定委員会」委員名簿

（順不同・敬称略）

◇◇◇

戸建住宅における雨水貯留浸透施設設置マニュアル

目　　次

発刊にあたって

1. マニュアルの目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2. 用語の定義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

3. 都市化による水循環の変化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

4. 雨水貯留浸透施設等の概要と効果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

4.1 雨水貯留浸透施設等の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

4.2 戸建住宅に適用できる雨水貯留浸透施設等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

4.3 雨水貯留浸透施設等の効果事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

4.3.1 雨水流出抑制効果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

4.3.2 地下水と湧水の保全効果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

4.3.3 雨水利用による節水効果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

4.3.4 熱環境改善の効果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

5. 雨水貯留浸透施設等の普及 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

5.1 行政が取り組むべき方策の提案 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

5.2 普及のためのパンフレット構成例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

5.3 戸建住宅への雨水貯留浸透施設等設置についてのQ&A ・・・・・・・・・・・・・ 38

参 考 資 料

1. 助成事業制度等の一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

2. 雨水貯留浸透施設の流域における効果事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93

3. 簡易式法による雨水利用機能の評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107

4. 雨水貯留浸透施設等の選定・配置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113

1. マニュアルの目的

本マニュアルは、戸建住宅に設置される雨水貯留浸透施設等の機能、施設の種類、水循環改善への効果、施設の配置方法などについてわかりやすく解説することにより、施設の設置を指導する行政担当者等の意識醸成を図るとともに、戸建住宅の敷地に雨水を貯留浸透させるための取り組みを普及し、雨水流出抑制、地下水の涵養、熱環境の改善など地域の水循環の改善に寄与することを目的とする。

（解　説）

国や地方自治体では、宅地開発等指導要綱による指導や総合治水対策特定河川における流域整備計画等によって、一定規模以上の開発行為や既成市街地の公共施設に対して、雨水流出抑制対策として雨水貯留浸透施設の設置を進めてきた。

また、既成市街地において流域貯留浸透事業や湧水、地下水などの保全事業等として、既存の戸建住宅に対して雨水貯留浸透施設の設置を進めている。加えて一部の市区町村では住宅の建替え時に雨水貯留浸透施設の設置を指導している。このような努力の結果、雨水貯留浸透施設による雨水流出抑制の一定の効果が発現しているものの、当初目標としていた流域対策量が確保できていないのが現状である。

また、総合治水対策特定河川流域以外では、戸建住宅に対する雨水貯留浸透施設の普及が進んでいない。

しかし、既成市街地における戸建住宅の屋根、駐車場などの不浸透面は決して少なくなく、雨水流出抑制や都市河川流域の水循環の改善を考える上で、戸建住宅への雨水貯留浸透施設等の設置を促進することが重要な課題である。なお、こうした取り組みは、個人が実施するだけでなく、隣組や地域といった集団へ取り組みの輪を広げるなど、効果的な普及方法も必要になっている。

本マニュアルは、戸建住宅における雨水貯留浸透施設等の普及を図るために、行政担当者が住民に対して雨水貯留浸透施設等について説明する際の参考資料として、雨水貯留浸透施設等の種類、効果や選定方法等について分かりやすく解説したものである。

2. 用語の定義

本マニュアルで用いる用語は以下のように定義する。

・雨水貯留浸透施設

雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設。
都市化によって低下した流域の雨水貯留浸透機能を回復させる。

・水循環

一般的には海水が蒸発し雲となり雨を降らせ、雨水が大地にしみ込み、地下水や河川水になって流れ、一部はさまざまな形で人々に利用されて、再び海に戻る水の循環をいう。特に、都市域では自然が本来持っている水の循環の経路が、上水道や下水道などの雨水施設の影響を大きく受けているため、自然系だけではなく人工系も含めて水の循環系（システム）という。

・流出抑制

雨水が河川や下水道に直接的に流出するのを抑制すること。これにより、下流河川等に対する洪水負担が軽減される。

・地下水涵養

雨水や河川水などが地下に浸透して帯水層に水が供給されること。なお、帯水層は、地下水を蓄えている地層であり、通常は粘土などの不透水層（水が流れにくい地層）にはさまれた、砂や礫（れき）からなる多孔質浸透性の地層をさす。

・熱環境

ヒートアイランド現象の発生要因とされる人工排熱や地表面被覆、さらには地形・気象条件等が、相互に影響し合う環境をいう。

・ヒートアイランド現象

都市部が周辺域より高い温度になっている現象。等温線を結ぶと島状になり、放出される人工熱や地表がコンクリートで覆われたことに起因する。風の弱い晴れた夜に顕著になる。

・保水機能

水田や畑等の農地や山林、原野などが持っている雨水を貯留・浸透させる機能をいう。

・浸透域

雨水が地中に浸透する地域で、山地、丘陵、畑等が該当する。

・不浸透域

雨水が地中に浸透しないで流出する地域で、道路、屋根等が該当する。

・自然状態

地面が締め固められる前の、舗装や屋根で覆われない状態をいう。

・更地状態

建物が建つ前の造成された状態（敷き均された状態）をいう。

・完全不浸透状態

屋根やコンクリートで覆われており、雨水を透さない状態をいう。

・雨水貯留浸透施設等の副次的効果

雨水利用による節水効果、蒸発散量の増加によるヒートアイランド現象の緩和効果、河川の流況改善効果、地下水涵養効果をさす。

・透水係数

土壌などの多孔質体中の水の流速の大きさを示す指標であり、この値が大きいほど浸透しやすい。

・比浸透量

浸透施設からの単位時間当たりの浸透量を飽和透水係数で除した値。不飽和浸透流解析では、施設形状と湛水深が同一条件であれば、飽和透水係数が変化しても、この値はほとんど変化しないとされている。

・浸透能力マップ

表層地盤の浸透能力を透水係数で区分・表示した地図。

・建ぺイ率

建物の建築面積の敷地に対する割合。

・砕石空隙貯留

駐車場の地下を礫で置換し、その礫間に雨水を貯留するもの。雨水利用を目的とした場合には、砕石の周囲を遮水シート等で覆う。シートの破損による漏水、地下水の浸入に留意する。

・低水流量

河川の流況を示す流量の一つであり、普段の河川の流量をさすことが多い。一年を通じて275日はこれを下らない流量をいう。この他に豊水・平水・渇水流量がある。

・豊水流量：１年を通じて95日はこれを下らない流量
・平水流量：１年を通じて185日はこれを下らない流量
・低水流量：１年を通じて275日はこれを下らない流量
・渇水流量：１年を通じて355日はこれを下らない流量

3. 都市化による水循環の変化

自然地では雨水が地表の窪地に貯留されたり、地下へゆっくりと浸透したりしていた。しかし、都市化に伴い不浸透域が増えると、雨水は一気に河川へ流れ出し、洪水による被害の頻発、平常時の河川流量の減少、地下水位の低下、湧水の枯渇、河川水質の悪化など様々な問題を引き起こしている。

（解　説）

都市化する前は、雨水が地中へしみ込みやすいことから地表だけでなく、地中から河川等に流出していた。このように、流出の経路によって流出時間が異なることから平常的に河川流量が維持されていた。また、地中にしみこんだ雨水により湧水や地下水涵養もあった。

しかし、都市化によって不浸透面積が増加すると、雨水は地中に浸透しにくくなり、洪水時には地表面流出量の増加と流下時間の短縮により河川のピーク流量が増大する。一方、平常時には河川流量が減少するだけでなく、水質の悪化、地下水位の低下、湧水の枯渇などさまざまな問題が発生している。また、地表の土壌や植生が失われることにより、蒸発散量が減少してヒートアイランド現象の一因ともなっている。

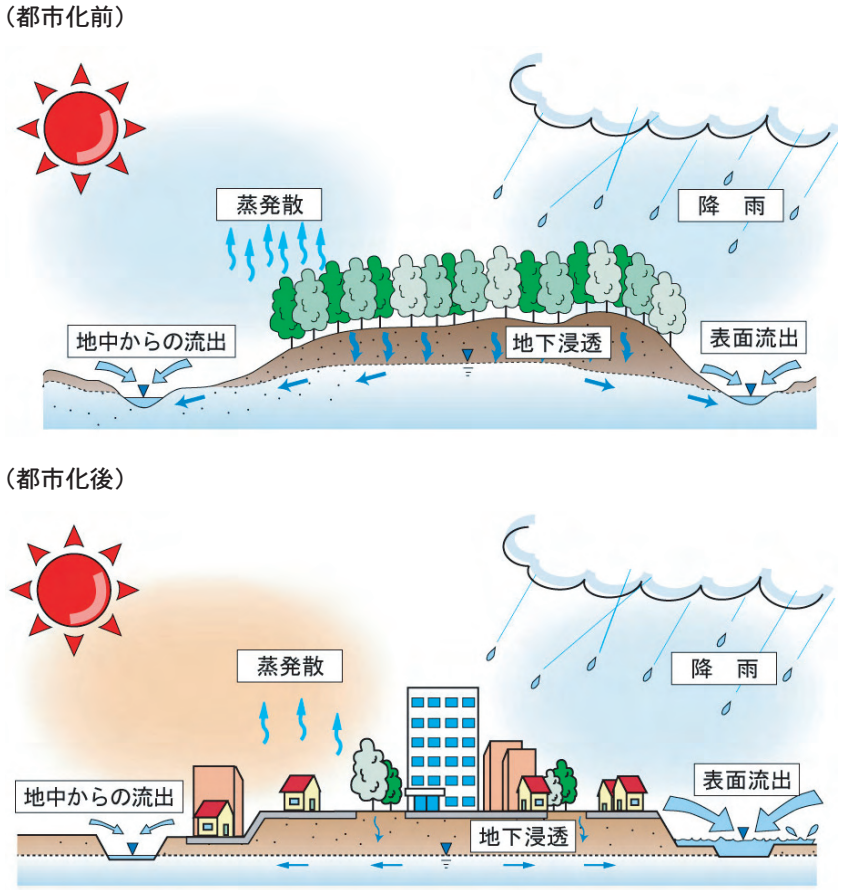

図-1　都市化に伴う水循環の変化

●都市化によって増大する洪水被害

都市化の進展に伴い、河川流域内の水田や畑が宅地化されることにより、農地が持っていた雨水を貯留・浸透させる機能（保水機能）が低下し、洪水流出量が増大する。このため、同規模の降雨でも浸水被害が大きくなっており、都市型水害が発生している。

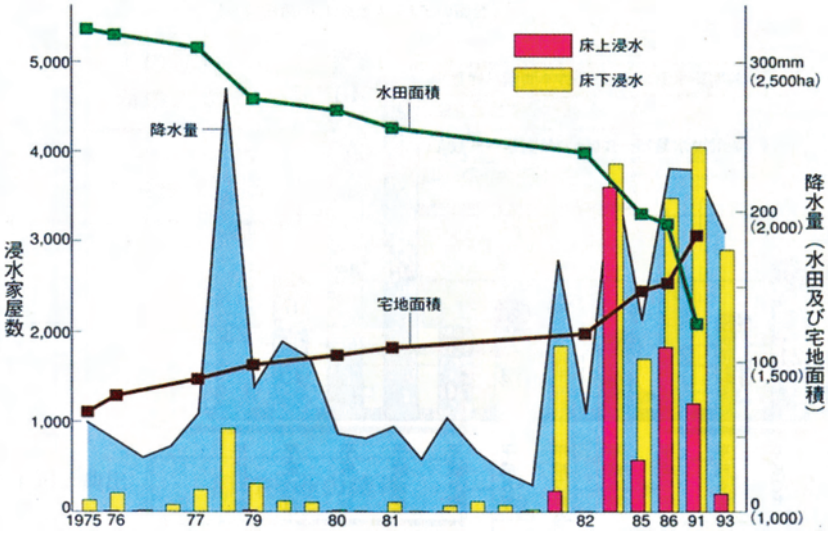

図-2　水田面積と洪水被害の推移（埼玉県越谷市の事例）*

都市化の進んだ流域の河川では、平常時には流量が少なく、洪水時には流量が短時間で急激に増加する傾向が現れている。

図-3　神田川の平常時と洪水時の状況**

* 「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議
** 「特定都市河川浸水被害対策法の概要」国土交通省都市・地域整備局下水道部、河川局

●集中豪雨による都市型水害の頻発

ここ数年、雨量が 1 時間あたり 50mm や 100mm を越す集中豪雨が増加している。名古屋では、平成 12 年に最大 93mm/hr の豪雨により浸水戸数約 18,000 戸の甚大な被害が発生し、福岡では、平成 11 年に最大 77mm/hr、平成 15 年に最大 99mm/hr の豪雨に立て続けに見舞われ博多駅や地下街が浸水し、また東京では、平成 17 年に最大 112mm/hr の豪雨により約 3,700 戸を超える浸水被害が発生し、都市機能に大きなダメージを受けた。

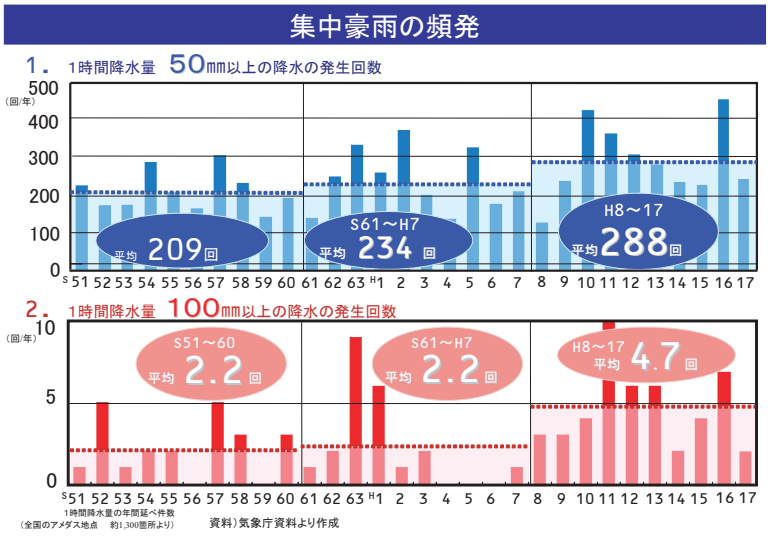

図-4　集中豪雨の頻発

図-5　東海水害による浸水状況*

図-6　福岡水害による浸水状況*

*「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議

●地下水位の低下

金沢平野の手取川扇状地では、約 8,000ha の水田に供給された灌漑用水が地下に浸透し、地下水を涵養している。1 年間の地下水位の変動を見ると、毎年 4 ～ 9 月の灌漑期に上昇しており、農業生産活動によって地下水が涵養されている様子がうかがえる。この地下水は、年間を通してほぼ一定の水温を保つ清浄、良質な水源として、工業用水、生活用水、消雪用水等に利用されている。しかし、近年の水田面積の減少に伴い、地下水位の低下が見られ、地下水の確保が課題となっている。

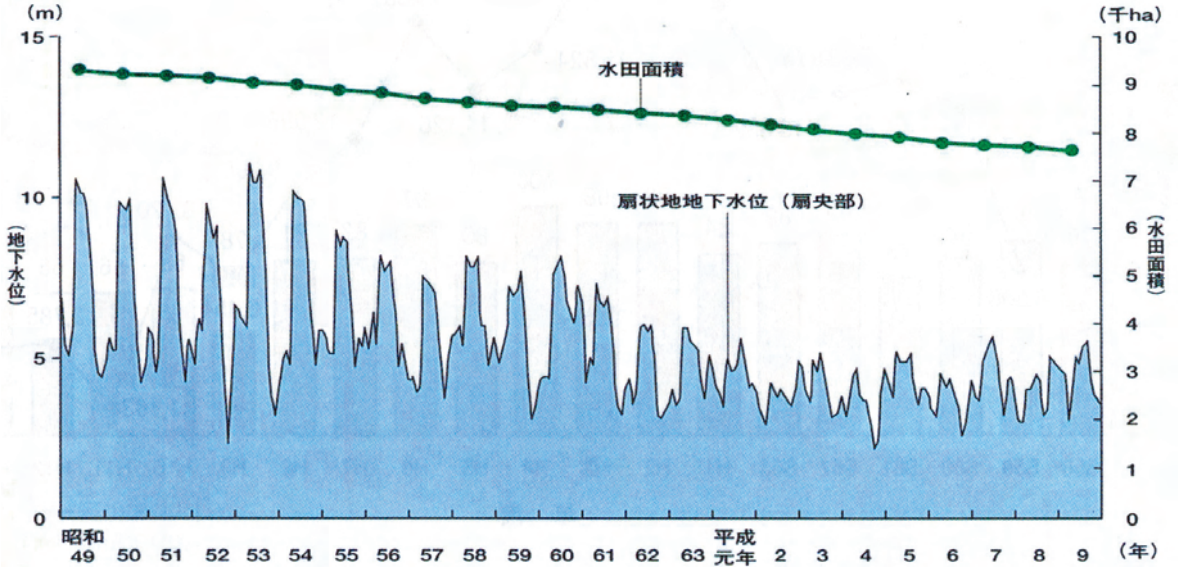

図-7　手取川扇状地の地下水位と水田面積の関係（石川県）*

*「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議

●湧水の枯渇

明治期に武蔵野台地辺縁部の崖線付近に数多く見られた湧水は、その後の都市化の進展による浸透域の減少等により激減した。現在までに枯渇あるいは消滅した湧水の数は180 箇所以上にのぼるといわれている。

図-8　湧水の枯渇状況（東京都心部の湧水の枯渇・消滅状況）*

* 「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議

●ヒートアイランド現象

東京では、過去100年の間に、地球温暖化に伴う気温上昇の約5倍にあたる2.9℃の気温上昇が確認されている。平成14年に区部100地点での気温観測結果(7月20日～8月31日)から、多くの「熱の島」出現していることが明らかになった。

図-9　東京の熱帯夜の日数分布（2002.7.20～8.31の間）*

*「水循環 貯留と浸透」VOL.50　(社)雨水貯留浸透技術協会

4. 雨水貯留浸透施設等の概要と効果

4.1 雨水貯留浸透施設等の概要

雨水貯留浸透施設とは、雨水を一時的に貯留したり、地中に浸透させたりする機能を持つ施設である。これらの施設は、洪水のピーク流量低減、低水流量の増加、地下水位への回復、枯渇していた湧水の復活、河川水質の改善など、都市化によって乱された水循環系の健全化を図るものである。

（解　説）

雨水貯留浸透施設の種類と、本マニュアルで対象とする施設を**図-10**に示す。雨水貯留浸透施設には、防災調節池のように大規模なものから、（本マニュアルで対象とする）戸建住宅に設置する各戸貯留施設のように小規模なものまでさまざまなものがある。

雨水貯留施設は、雨を一時的に貯留し洪水のピーク流量の低減等を図るものである。一方、雨水浸透施設は、雨を（地中に）浸透させ地中をゆっくり流すことにより、洪水時の流量低減、地下水位の回復、平常時の河川流量や湧水の回復を図るものである。

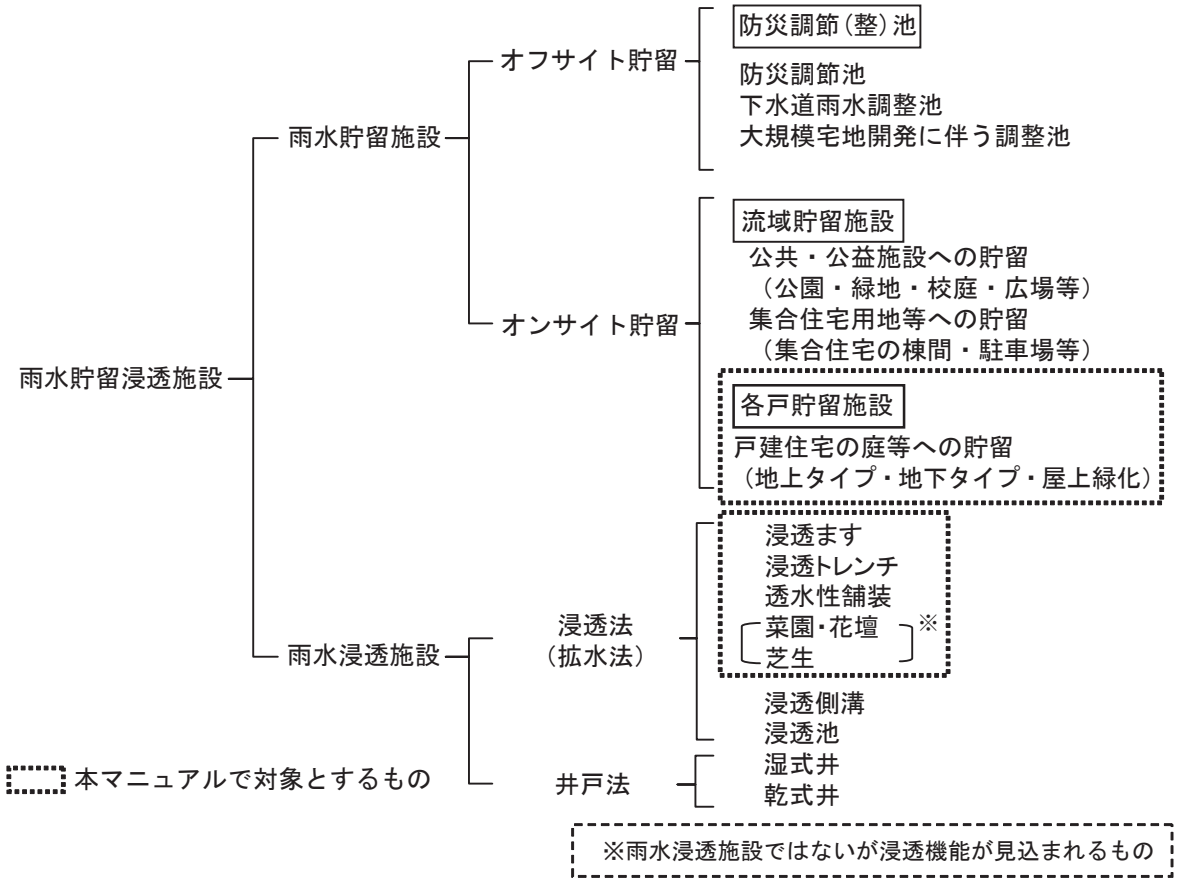

図-10　雨水貯留浸透施設等の分類

4.2 戸建住宅に適用できる雨水貯留浸透施設等

戸建住宅に適用できる雨水貯留浸透施設等の概要・特徴、設置コスト・維持管理、設置条件等を示す。

（解　説）

本マニュアルで対象とする施設は以下の６種類となる。これらについて、概要・特徴、設置コスト・維持管理、設置条件等を、**表-1**～**表-3**に示す。

＜本マニュアルで対象とする施設＞

（雨水貯留施設）
- 地上タイプ
- 地下タイプ
- 屋上緑化

（雨水浸透施設等）
- 浸透ます
- 浸透トレンチ
- 透水性舗装

○雨水貯留施設

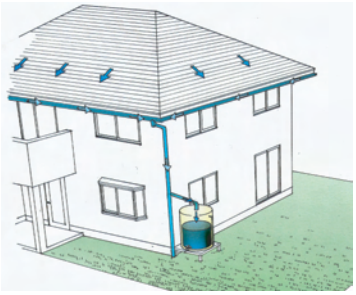
地上タイプ

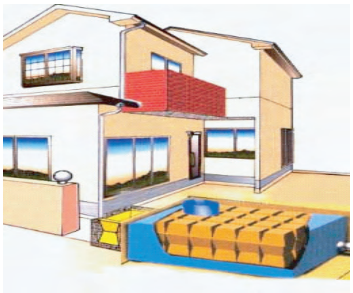
地下タイプ

屋上緑化

○雨水浸透施設

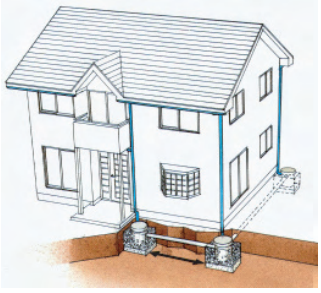
浸透ます

浸透トレンチ

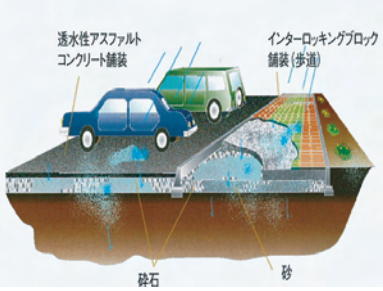

透水性舗装

図-11　本マニュアルで対象とする施設

表-1　戸建住宅に適用できる雨水貯留浸透施設等一覧（1）

施　設	概要・特徴	設置コスト・維持管理
雨水貯留施設（地上タイプ） 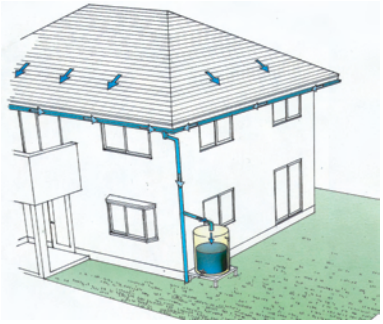 	・既設の雨樋に取水継手を取り付けて、タンクに雨水を貯留する施設。 ・プラスチック製やステンレス製のタンクなどがある。 ・一般家庭用は200ﾘｯﾄﾙ程度が主流であるが、1,000ﾘｯﾄﾙ以上の大型タンクもある。 ・溜めた雨水は、雑用水（樹木への散水など）として利用でき、水道代の節約になる。また、トイレ洗浄水として利用すると1～3日分相当となる（4人家族の場合で160ﾘｯﾄﾙ/日）。 ・設置スペースはほとんど必要なく、比較的簡単な工事で設置できる。 ・容量は200ﾘｯﾄﾙ程度が主流であり、流出抑制の効果はさほど期待できない。	（設置コスト） ・材料費と設置費を含んだ費用は、200ﾘｯﾄﾙで1基30,000円程度、1m^{3}で1基100,000円である。 （維持管理） ・ゴミを除去するフィルターやタンク内に溜まった泥等を排除する排水口（ドレンコック）を設ければ、メンテナンスは簡単である。 （助成制度） ・地方自治体によっては、一定額を上限として貯留施設の設置に要した額の1/2程度の額を交付する等の助成事業を実施している（参考資料P49～66参照）。
雨水貯留施設（地下タイプ） 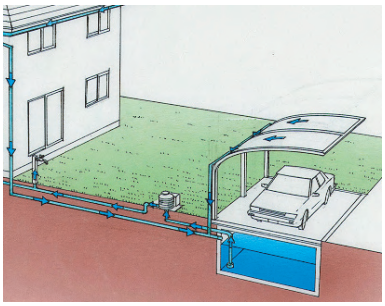 （雨水利用型） 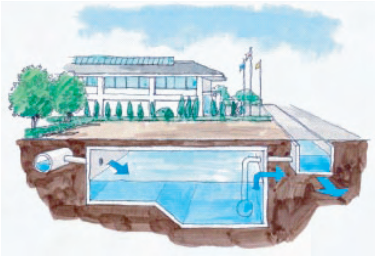 （流出抑制型）	・駐車場や庭等の地下に雨水を貯留する施設。 ・コンクリート製やプラスチック製などがある。 ・最近では、比較的簡単な工事で設置できるユニット製品もある。 ・設置される主目的が、雨水利用と流出抑制の2種類に大別される。 　雨水利用型は、溜めた雨水を、雑用水（樹木への散水など）としてだけでなく、ポンプを設置することで、トイレ洗浄用水等にも利用でき、水道代の節約なる。しかし、流出抑制効果を確保するために一定の空き容量を残存させておくことが望ましい。 　一方、流出抑制型は、地表から20～30cm程度の貯留空間を設け、排水口に設置したオリフィスを通して自然に排水させることで、流出時間を遅らせるものである。	（設置コスト） ・材料費と設置費を含んだ費用は、平均70,000円/m^{3}程度である。 ・材料別でみると、コンクリート製が平均110,000円/m^3、プラスチック製が平均70,000円/m^3、砕石空隙貯留が平均60,000円/m^3。 （維持管理） ・貯留水を汲み上げるポンプ稼動のために、電気料金が年間3,000円程度必要となる。 ・フィルターを設ければ、メンテナンスは簡単である。 （助成制度） ・地方自治体によっては、一定額を上限として貯留施設の設置や不要になった浄化槽の貯留施設化に要した額の1/2程度の額を交付する等の助成事業を実施している（参考資料P49～66参照）。

設置条件等

（設置場所）

ポリエチレン製のゴミ箱サイズのものから比較的大きめのもの（200ﾘｯﾄﾙ、(H)1.0m×(B)0.5m×(D)0.5m）や、並列に接続できるものなど、様々な種類が存在するが、施設を設置する場所が確保できれば、特に条件はない。ただし、貯留水の重量を考慮し（200ﾘｯﾄﾙで200kg）、ベランダ等に設置する場合は施設規模に応じた耐荷重性が確保されていることに注意する。

（取水）

屋根面等の塵を含んだ初期雨水を取水しなかったり、オーバーフロー分を自然に下水道へ流したりするために、取水継ぎ手を設けることが望ましい（P19参照）。

（排水）

自作する場合等には、貯留施設の底に溜まった泥等を取り除くために、底面に排水口（ドレンコック）を設けることが望ましい。

（雨水利用を主目的とする場合）

泥水やゴミ等が流入しないように、貯留槽の蓋部分を地表よりやや高めにしたり、換気口等に防虫アミ等をとりつけ、蚊等が雨水貯留槽内に侵入、発生したりしないよう留意する。

（流出抑制を主目的とする場合）

下水道管等と排水口の位置関係を確認し、貯留水や底に溜まった泥等が自然に流出するようにする。また、オーバーフロー分が自然排水可能となるよう注意が必要である。さらに、敷地外の道路排水が流入しないように、逆流防止弁を設置する。

（施設規模）

雨水利用や流出抑制の目的に応じて適切な規模を選定する。例えば、トイレ水洗用水等、日常生活の中で最大限雨水を利用する場合、7m^{3}程度の施設が計算上必要となる（P19参照）。雨水利用を目的として駐車場下に地下貯留施設を設置する場合、車1台分のスペース（2m×5m=10m^2）に水深1.0mと仮定すると7m^{3}の貯留施設は十分設置可能となる。

（安定性）

上部を駐車場や物置等として利用する地下貯留施設の場合には、上載荷重に耐えられる構造とするとともに、耐震性についても考慮することが望ましい。

（防災への配慮）

雨水を消火用水として利用したり、震災等による断水時にトイレの洗浄用水として利用したりするためには、貯水位計を設け、非常用水が確保されるよう日頃から水位を確認する必要がある。

表-1　戸建住宅に適用できる雨水貯留浸透施設等一覧（2）

施　設	概要・特徴	設置コスト・維持管理
屋上緑化 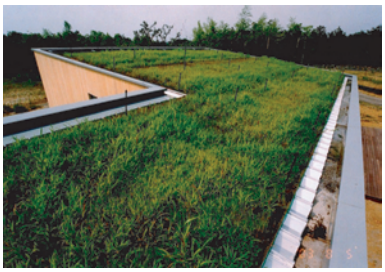	・屋上、壁面、ベランダ等に、樹木、芝、多年草等を植栽した植栽基盤を設置するものである。 ・基盤は、容器状のものとマット状のものがある。 ・厚さは50㎜～150㎜であり、さまざまである。 ・屋上緑化により、都市部のヒートアイランド現象緩和とともに、雨水の一時貯留・大気汚染の緩和・地球温暖化防止・都市景観の向上などに効果がある。 ・外来種などを使用する場合は、周辺環境への影響も考えられるため十分に注意する必要がある。	**（設置コスト）** ・平屋根用は20,000円/m^2程度、傾斜屋根用は25,000円/m^2程度。ただし、材料費＋設置費（防水工事等含む）であり、運賃、荷揚げ費等は含んでいない。 **（維持管理）** ・以前は乾燥によって植生が枯死する場合があった。しかし、最近では乾燥かつ貧栄養状態にあるわずかな土壌でも生育可能な丈夫な植物を用いたり、保水性の高い土壌を用いたりすることで、酷暑時などに最小限の給水で緑化可能となっている。 ・年間維持費は500円/m^2程度である。 **（助成制度等）** ・国では、住宅金融公庫制度において融資額を加算したり、固定資産税を減免したりする制度がある（参考資料P67参照）。 ・地方自治体によっては、一定規模以上の屋上緑化に対し、工事費の一部や面積あたりで助成金を交付する等のさまざまな助成事業を実施している（参考資料　P68～92参照）。

設置条件等
（屋根の形状） 製品の多くは平屋根（陸屋根）用が主流であるが、一部には傾斜屋根用の製品もある。 **（防水工事、防根工事）** 最近の屋上緑化の防水工事は、防水層の上に直接緑化できる工法の開発が進み、軽量土壌と組み合わせることで従来は構造的に無理があったところでも緑化が可能になった。一方で、防水層を植物の根茎から守るために防根処置を行うことも必要である。

表-1　戸建住宅に適用できる雨水貯留浸透施設等一覧（3）

施　設	概要・特徴	設置コスト・維持管理
浸透ます 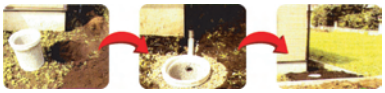	・ますの底面及び側面を砕石で充填し、集水した雨水を地中に浸透させる施設。 ・多孔型コンクリート製やポーラスコンクリート製、軽量で取扱いが容易なプラスチック製がある。 ・円形や角形のものがあり、本体は内径15～50cm程度のものが多い。 ・限られたスペースに比較的簡易な工事で設置できる。 ・家の新築・改築のときに配管工事と併せて設置すると費用を軽減できる。	**（設置コスト）** ・材料費と設置費を含んだ費用は、浸透ますで平均70,000円/基（30,000～150,000円/基）、浸透トレンチで平均10,000円/m（2,000～20,000円/m）となる。 ・既存ますを浸透ますに交換する場合には既設ますの処分費が別途必要となる。 **（維持管理）** ・ます内の土砂や落ち葉などを定期的に清掃することが必要となる。 ・浸透トレンチの場合は前後に浸透ますを設け、トレンチ内に土砂等が流入しないようにすることを推奨する。 **（助成制度）** ・地方自治体によっては、一定額を上限として設置に要した額の1/2程度の額を交付する等の助成事業を実施している（参考資料P49～66参照）。
浸透トレンチ 	・側面に浸透孔を設けたもの又は有孔性の材料で造られた管で、その周囲を砕石等で覆い集水した雨水を地中に浸透させる施設。 ・コンクリート製（有孔ヒューム管、ポーラスコンクリート管）、軽量で取扱いが容易なプラスチック製のもの等がある。 ・浸透トレンチの形状は、砕石部を含めて幅25～75cm、高さ30～75cmが一般的である。 ・施設上部は土で埋め戻すため庭等の下に設置でき、景観上も支障ない。 ・トレンチ延長が確保できると比較的大きな効果が期待できる。	
透水性舗装 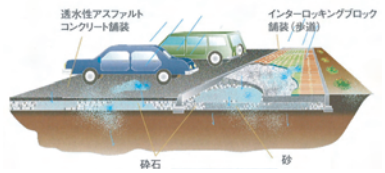 	・駐車場やアプローチ部において、透水性アスファルト、透水性コンクリートや透水性ブロック等の空隙を有する材料で造られ、本体および目地を通して雨水を地中に浸透させる施設。 ・舗装材・路盤・フィルター層合わせて厚さ180～250mmが一般的。 ・表面に水溜りができず、また、滑りにくくなる。さらに、緑化タイプ（透水性ブロック等の間隙に植生を伴うもの）とした場合、緑の美しいポーチや駐車場をつくることができる。	**（設置コスト）** ・材料費と設置費を含んだ費用は、7,000円/m^2程度である（通常舗装の設置費用が5,000円/m^2程度）。車1台分の駐車場（10m^2=2m×5m）で70,000円程度である。 **（維持管理）** ・透水性舗装は、舗装面にたまる泥等を定期的に清掃することが必要となる。 ・緑化タイプは、刈り込みが必要となる。

設置条件等

（地盤の透水性）
地盤が砂質土や礫質土であることが望ましい。地盤が粘性土の場合（飽和透水係数1×10^{-4}cm/s程度以下）では浸透効果が小さくなるため、貯留施設を優先的に設置する（P17参照）。

（施設の選定）
車などによる大きな上載圧を受ける場所に設置する場合は、耐荷重性の高いコンクリート製とし、設置場所に応じた施設を選定する。

（設置位置）
浸透ますや浸透トレンチは屋根斜面等に応じて２箇所以上に分散することが機能確保上望ましいが、敷地の制約などの理由からやむをえず１箇所に設置する場合は、敷地外への排水口に近い地点とし、より多くの雨水を集水できるようにすることが望ましい。

（必要な面積）
浸透ますは、雨樋を接続することができる概ね$1m^2$の土地があれば設置できる（P20参照）。トレンチの場合は、幅１m、長さ数メートルの土地が必要である。長さは１m程度からあり、敷地の広さに応じて延伸することが可能となる。また、機能面から深さは可能な限り大きくとる方が良い。実施事例によると、ますの場合で約1.3m、トレンチで約0.7m（土被り0.2m）程度となっている。

（地下水位）
地下水位が高いと浸透施設の能力が十分に発揮されなくなるので、浸透施設底面（砕石等を含む）が地下水面より50cm以上離れていることが必要となる。

（浸透施設間の離隔）
浸透施設の能力を十分に活かすためには施設の端部間隔を1.5m以上確保することが望ましい。

（建物からの離隔）
建物基礎への影響が懸念されるため所定の離れを確保する必要がある。しかし、地質や基礎の形式によって影響の度合いが異なり、一般には30～60cmとしている場合が多い。

（斜面の安定性）
斜面近傍に浸透施設を設置する場合は、浸透施設からの浸透水の影響を考慮した斜面の安定性について事前に十分な検討が必要である。
斜面近傍の浸透施設設置禁止区域範囲はP21を参照。

（注意すべき事項）
下水道排水区域内の戸建住宅に雨水貯留浸透施設を設置する場合は、下水道法に基づく排水設備とする必要がある。

（施工時の注意）
掘削面を必要以上に締め固めないよう配慮する。また、施設底面及び側面への砕石の充填が不可欠である。

・基本的には駐車場や玄関周りなどを対象とし、特に条件はない。
・屋根等で覆われている箇所でも、雨樋の水を導くなどの工夫により、透水性舗装にする意味が生じる。
・周囲を芝生等で囲むことにより、舗装面への土砂の流入による目詰まりを防止することができる。

表 -2 雨水貯留浸透施設のタイプと特徴

項目	タイプ		備考
浸透ます	コンクリート製	有孔	・孔の大きさや数により目詰りによる機能低下を防ぎ、長期にわたり一定の浸透能力が確保できる。 ・繊維コンクリートなど、強度を保ちつつ重量を通常の1/3に抑えたものもある。 ・中規模(φ400程度)から大規模(φ1000程度)の範囲の製品が多い。
		ポーラス	・ます全体に空隙があり安定した浸透効果を発揮する。 ・有孔コンクリート製に比べて軽量で施工性に優れる。 ・中規模(φ400程度)の製品が多く、有孔コンクリート製に比べて若干割高。
	樹脂製	有孔	・コンクリート製に比べて軽量で施工性に優れる。 ・多孔で目詰りし難く、長期にわたり一定の浸透能力が確保できる。 ・プラスチック製とはいえ強度が高く、容易に壊れたりすることはない。 ・径が20cm程度の小さな製品があり、狭いスペースにも設置が可能となる。 ・小規模(φ200程度)から中規模(φ400程度)の製品が多い。
浸透トレンチ	コンクリート製	有孔	・孔の大きさや数により目詰りによる機能低下を防ぎ、長期にわたり一定の浸透能力が確保できる。 ・径が数mのものまである。単位当りの延長が2mと比較的長い。
		ポーラス	・トレンチ全体に空隙があり安定した浸透効果を発揮する。 ・有孔コンクリート製に比べて軽量で施工性に優れる。また径もφ150からあり、単位当たりの延長も1m程度と短く狭い敷地にも対応できる。
		スリット型	・雨水の貯留量が大きいため流出抑制効果が通常のものより期待できる。 ・単位当り延長が2mと比較的大きく、狭い場所では採用できない。 ・上部に開口部があり維持管理ができる。
	樹脂製	有孔	・コンクリート製に比べて軽量で施工性に優れる。 ・多孔で目詰りし難く、長期にわたり一定の浸透能力が確保できる。
雨水タンク／雨水貯留槽	地上タイプ	簡易タイプ	・バルコニーやベランダに設置でき、プランターへの水やりなどを目的とした利用に向いている。
		通常タイプ	・雨樋に集水継手を接続するだけであり、容易に設置できる。 ・ひびや腐食の心配のないポリエチレン製が多い。
		通常タイプ並列型	・２つ以上のユニットを連結できるため、必要に応じた増設が可能である。
	地下タイプ		・人手で容易に扱える部材で施工が簡単な樹脂製のものがある。 ・強度もあり、上部を駐車場などに利用できる。 ・コンパクトに積み重ねができるため、運搬に大型車を使用する必要がなく、狭い場所でも施工ができる。
透水性舗装等	コンクリート製	透水性コンクリート	・表層材はアスファトコンリート、セメントコンクリート、及び平板ブロックなどが用いられる。 ・リサイクル材を使用した、環境にやさしいものもある。 ・タイル状の製品では組合せによって自由にデザインすることができる。
	上乗せタイプ		・芝生の上に敷き並べるもので、車の踏圧から芝生を保護し、上部を駐車場として利用することが出来きる。 ・ジョイント式で施工が簡単である。
屋上緑化	容器タイプ		・容器状のものを敷き並べるため、短時間で容易に施工することができる。

【注】製品の詳細は「雨水貯留浸透施設―製品便覧―」(社)雨水貯留浸透技術協会 発行(平成17年8月)を参照のこと

◆雨水貯留浸透施設等の設置に関する条件等

○雨水貯留施設（地上タイプ）の取水継手の例

雨水を貯留するためには、雨樋に取水継手を取り付け、屋根からの雨水をタンクに導く。取水継手は様々なものが考案されており、例えばタンクが満水になるまではタンクに雨水が流れ込み、満水になると雨水が縦樋に流れる構造になっているものもある（**図-12**、**例-1**参照）。一方、初期雨水の水質は、降雨間隔および季節、大気汚染、集水面の有機物（鳥の糞、油）等の影響を受ける。このため降水が特に汚染されやすい地域の場合、または利用用途から特に清浄な雨水を貯留したい場合は、初期雨水を排除する取水継手を用いる必要がある（**図-12**、**例-2**参照）。

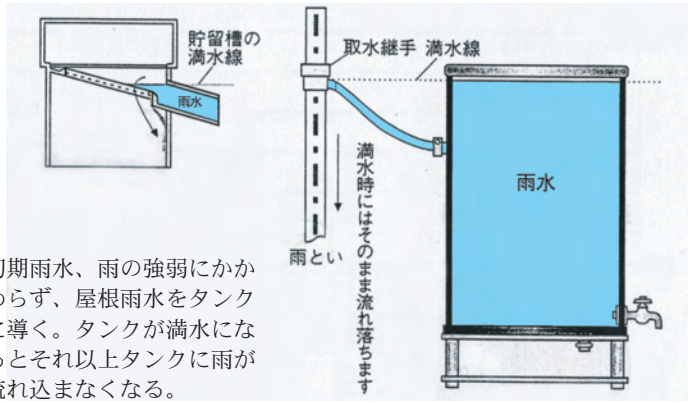

例-1：オーバーフロー分排除型

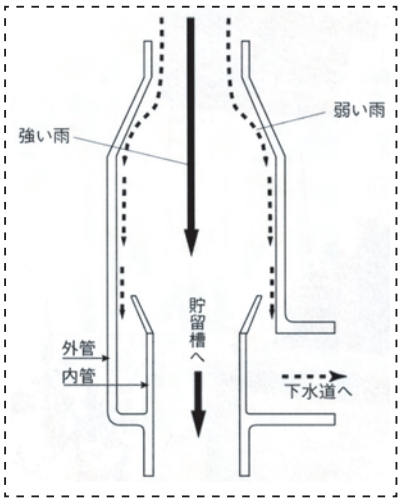

例-2：初期雨水排除型

図-12　取水継ぎ手の例

○雨水貯留施設（地下タイプ）の施設規模と年間使用可能日数

例えば、トイレ水洗用等に雨水を日常的に使用するためには、4人家族の場合、1日約200㍑を必要とし、雨水を100％貯留したとしても7㎥程度の施設が必要となる。

以下の条件で貯留施設の容量と、貯留された雨水の利用可能日数の関係を算出した。

・対象地域：東京
・対象年：2001年（1994～2003年間の平均年降水量年）
・1日の貯留水利用量：200㍑（トイレ水洗用40㍑/人×4人＋散水等として40㍑を想定）

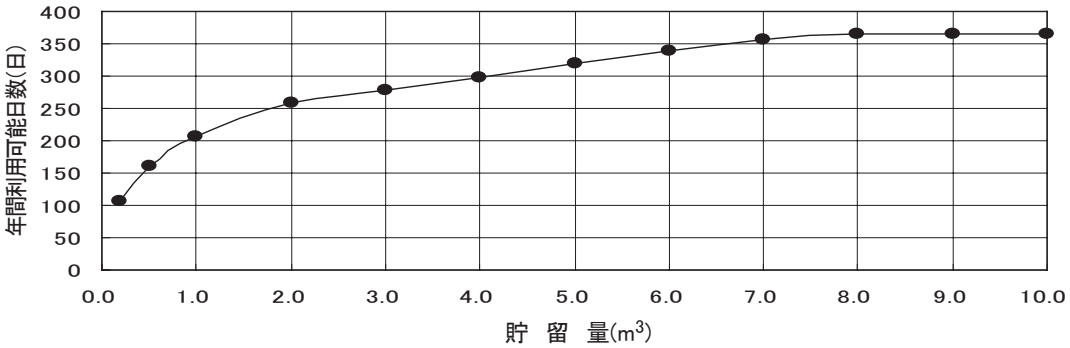

図-13　貯留量と年間利用可能日数の関係

○土壌の透水性

雨水を地中に浸透させるには地盤が砂質土や礫質土であることが望ましい。粘性土が分布する場所では浸透効果が小さくなるため、貯留施設を優先的に設置する。このため、設置場所の土壌の状況を簡単に確認できるような浸透能力マップ等を作成しておくと便利である。

表-3　土壌の透水性について

土壌の透水性	土壌の透水性細	飽和透水係数 (cm/s)	適した施設
高い	礫 (2.0mm) 中粒砂 (0.2mm) 細粒砂 (0.1mm)	1.8 1×10^{-2} 1×10^{-3}	浸透施設
低い	粘　性　土	1×10^{-4} 程度以下	貯留施設

○浸透ますの規模

浸透ますは、雨樋を接続することができる概ね $1m^2$ の土地があれば設置できる。

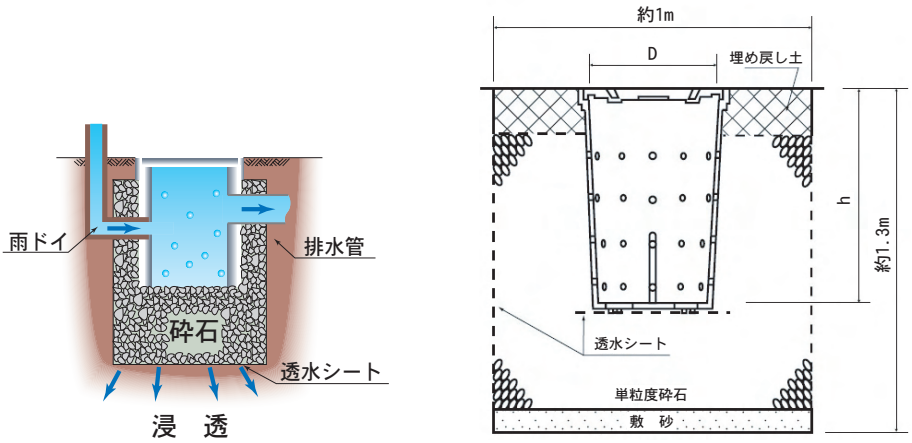

図-14　浸透ますの例・規模

○斜面近傍の浸透施設設置禁止範囲

浸透施設の設置によってのり面崩壊を引き起こす恐れのある下記の地域は浸透施設設置の不適地である。

・切土面で第三紀砂泥岩
・法令指定地（急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域 等）
・ハザードマップ（地すべり・土石流・斜面崩壊危険地域図 等）に記載された土砂災害危険箇所

また、上記の不適地以外であっても次に掲げる地域の斜面近傍に浸透施設を設置する場合は、浸透施設設置に伴う雨水浸透を考慮した斜面の安定性について事前に十分な検討を実施し、浸透施設設置の可否を判断するものとする。

・人工改変地
・切土斜面（特に不透水層を含む互層地盤の場合や地層傾斜等に注意する）とその周辺
・盛土地盤の端部斜面部分（擁壁等設置箇所も含む）とその周辺

斜面の近傍部における浸透施設設置禁止範囲の目安を**図-15**に示す。この目安は、斜面高Hが 2m 以上且つ斜面角度θ =30° 以上（関東ロームはθ =35° 以上）の場合に適用する。なお、斜面高が 2m 以下の場合は、のり肩部から 1m 以上離すことを目安とする。

斜面角度θ	のり肩部からの離隔L
30° ≦θ＜70°	1m もしくは 2h の いづれか大きい方
70° ≦θ	2m もしくは 2h の いづれか大きい方

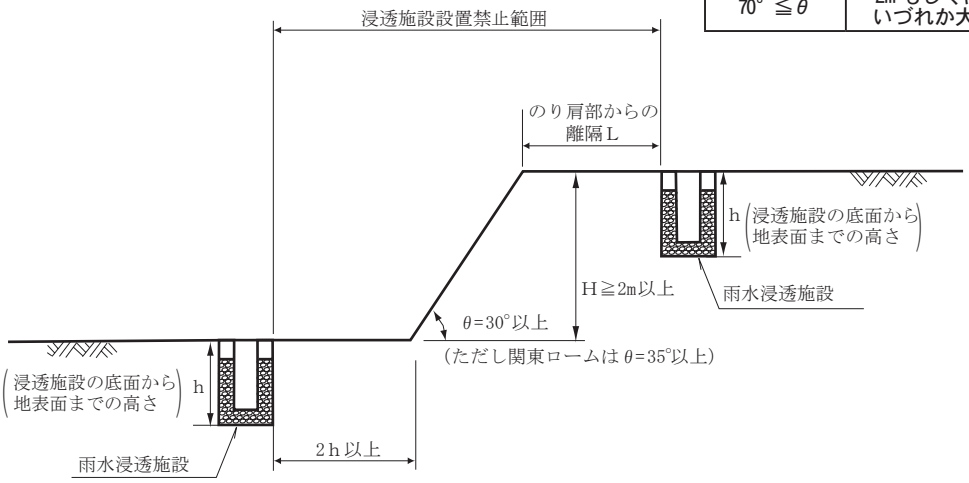

図-15　斜面近傍における浸透施設設置禁止範囲の目安

4.3 雨水貯留浸透施設等の効果事例

雨水貯留浸透施設等を設置することによって、雨水流出抑制効果、地下水と湧水の保全効果が確認されている。また、節水効果及び熱環境改善効果が期待できる。

（解　説）

雨水貯留施設は、雨水をそのまま敷地の外の側溝や河川、水路に流すのではなく、その一部をタンクや水槽などに溜めることにより雨水流出抑制効果がある。また、貯留水を庭への散水、洗車及びトイレの洗浄水などの生活用水の一部に利用することにより上水道の使用水量を節約できる。

雨水浸透施設は、雨水を地中に浸透させることにより、短時間に河川へ流出する量を減少させる雨水流出抑制効果や地下水を涵養する効果が見込まれる。特に都市部では市街化やそれに伴う道路整備などによって地表面の被覆度が高いため、近年発生している都市型水害や地下水位低下への対策として高い効果が期待されている。また、蒸発散量を増進させる効果があり、都市部のヒートアイランド現象を抑制する熱環境改善効果も期待されている。

4.3.1 雨水流出抑制効果

昭島つつじが丘団地（東京都昭島市）では昭和56年に雨水浸透施設が設置され、約20年間にわたりその効果が観測されてきた。降雨観測日毎に浸透施設を設置した区域（浸透工区）と従来型の雨水排水区域（従来工区）からの雨水流出率をプロットしたものが**図-16**である。浸透工区の流出率が小さく、雨水流出抑制効果が発揮されていることが分かる。

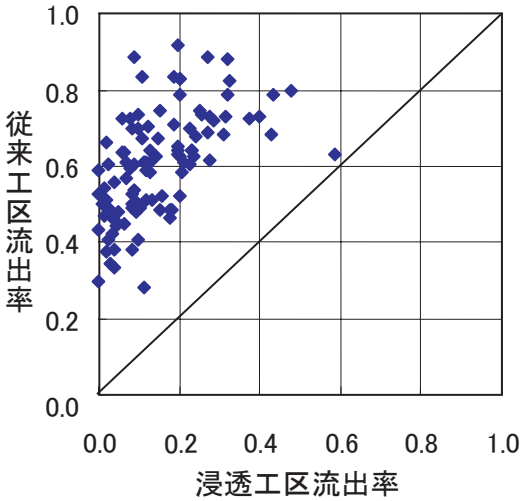

図-16　降雨観測日毎の浸透工区と従来工区の雨水流出率

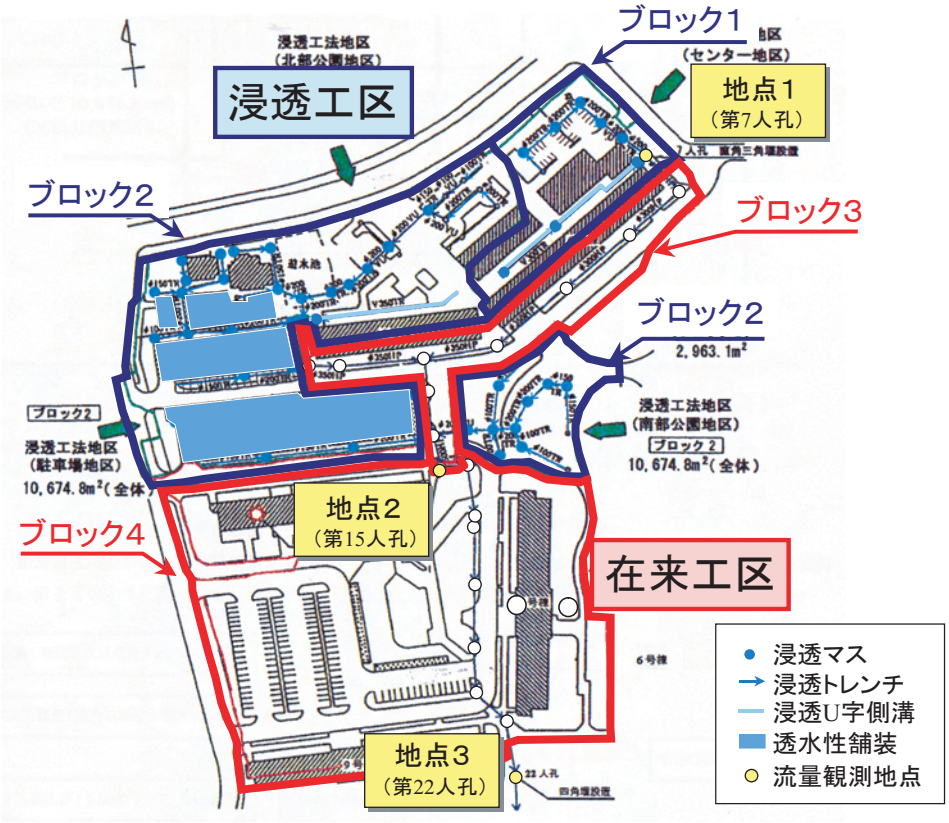

図-17　昭島つつじが丘団地雨水排水計画図*

昭島つつじが丘団地における観測期間の中で、規模が大きい降雨（1996.9.22、台風17号）に対するハイドログラフを示す。従来工区の流出率は0.87に達した。一方で、浸透工区からの流出率は0.43であり、流出を半分程度まで抑制できていることが分かる。

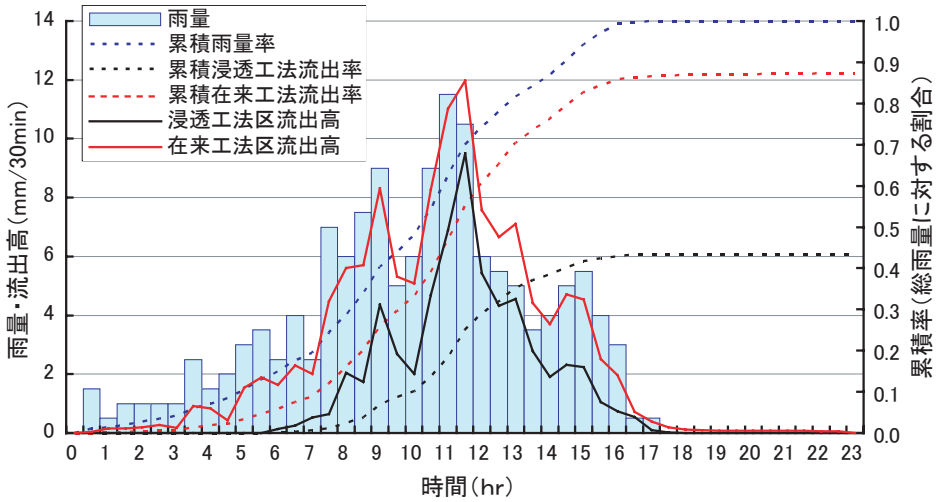

図-18　浸透工区と従来工区の流出比較（1996.9.22）*

*雨水浸透貯留施設の20年経過における流出抑制効果に関する研究報告書　都市基盤整備公団

4.3.2 地下水と湧水の保全効果

世田谷区では地下水と湧水の保全を目的に約20年前から浸透ますの設置を推進している。1988年と1995年の両年の世田谷区成城みつ池湧水の枯渇期間、浸透ます設置個数、期間中の降水量を**表-5**に示す。湧水枯渇期間中、枯渇前3ヶ月および1年間のいずれの降水量も1995年のほうが少ないにもかかわらず、湧水枯渇期間は52日間から34日間へと短縮され、雨水浸透ますの湧水保全効果が現れている。

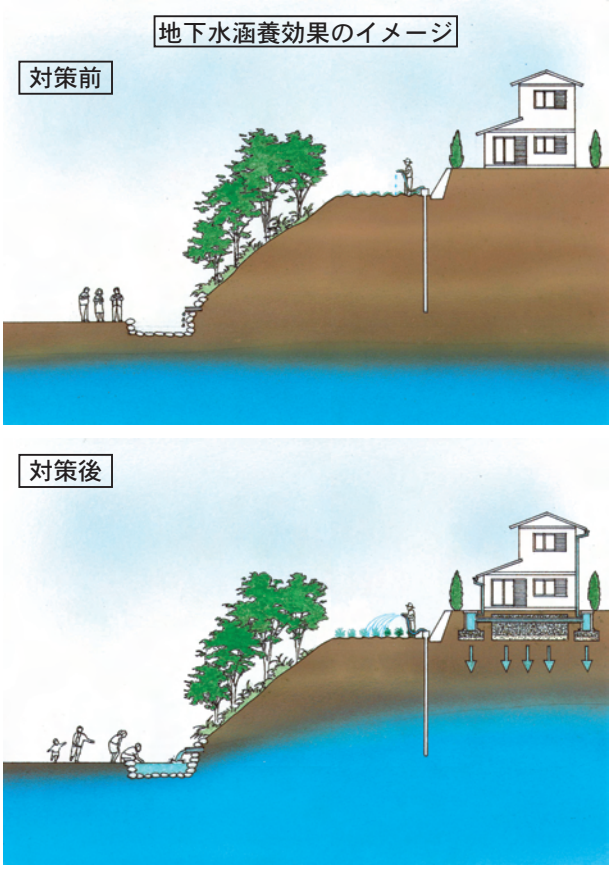

表-4　東京都世田谷区成城みつ池湧水における湧水の枯渇状況*

	1988 年（昭和 63 年）	1995 年（平成 7 年）
浸透ます設置個数	20 基	901 基
湧水枯渇期間	1988 年 1 月 31 日より 52 日間	1995 年 2 月 10 日より 34 日間
枯渇期間中の降水量	194.5mm	93.0mm
枯渇前 3 ヶ月の降水量	139.0mm	104.0mm
枯渇前 1 年間の降水量	1,168.0mm	1,118.5mm

（世田谷区ホームページより転載）

*「水循環 貯留と浸透」VOL.47（社）雨水貯留浸透技術協会

4.3.3 雨水利用による節水効果

東京近郊の個人住宅（T 邸）で昭和 59 年に雨水貯留施設（利用人数 5 人、集水面積 116.1㎡、容量 2.12㎥、使用目的：トイレ洗浄）が設置され、雨量、雨水利用量等が記録されてきた。これまでの雨水利用実績をみると雨水利用率（雨量のうち雨水利用ができた割合）は 46%、雨水代替率（トイレの全使用水量のうち雨水で補給できた割合）が 67% となっている。

雨水利用は、平常時には節水効果が期待できても、長期に無降雨日が続く渇水時にはほとんど効果がないといわれる。しかし、取水制限が実施されるほどの渇水期間においても雨水利用率は 42%、雨水代替率は 55% と高い値を示し、節水効果が期待できることがわかる。

費用について試算すると、貯留水をポンプで汲み上げるための電気代を含めても、年間で 11,000 円程度の水道料金が軽減されると思われる。
さらに、貯留水は震災等による断水時のトイレの洗浄用水や火災時の消火用水等として利活用することができ、災害対策の一つとしても効果がある。

表-5　関東地方の渇水期間における雨水利用率及び雨水代替率

年	取水制限期間等		雨量 (mm)	トイレ使用量 (㎥)	雨水利用量 (㎥)	雨水利用率 (%)	雨水代替率 (%)
1986 年	1/28 ～ 3/15	47 日間	88.0	18.776	5.749	56.3	30.6
1987 年	6/16 ～ 8/25	71 日間	310.0	22.657	17.584	48.9	77.6
1990 年	7/23 ～ 8/9	18 日間	62.0	3.809	1.425	19.8	37.4
1994 年	7/22 ～ 9/19	60 日間	394.5	24.977	14.461	31.6	57.9
1996 年	1/12 ～ 3/27	76 日間	159.5	29.286	16.305	88.0	55.7
	8/16 ～ 9/25	41 日間	371.0	12.373	6.963	16.2	56.3
1997 年	2/1 ～ 3/25	53 日間	74.5	19.614	9.238	106.8	47.1
平　　均			208.5	18.785	10.247	42.3	54.5

表-6　雨水利用による水道料金軽減額*

諸　元	単位	雨水利用なし	雨水利用あり	備　考
雨水利用量	m^3/ 月	0.0	6.8	16 年間の月平均
水道使用量	m^3/ 月	32.0	25.2	「雨水利用なし」は 5 人世帯の平均使用水量
水道料金	円 / 月	4,710.0	3,440.0	東京都 23 区料金で試算
電気使用量	kwh/ 月	300.0	315.7	「雨水利用なし」は 1 軒あたりの平均使用電力量
電気料金	円 / 月	6,372.0	6,724.0	東京電力 30A 契約で試算
水道料金＋電気料金	円 / 月	11,082.0	10,164.0	
節減額	円 / 月	—	918.0	
	円 / 年	—	11,014.0	

*「水循環 貯留と浸透」VOL.48（社）雨水貯留浸透技術協会

4.3.4 熱環境改善の効果

雨水浸透施設等によって、蒸発散量を増大させたり、また平常時の河川の流量が増加することにより、その周囲の気温が低下することも考えられる。さらに、屋上緑化を行えば、日射を遮断し、建物に熱が蓄積するのを防ぐことができる。

このような効果の事例として、東京都千代田区では区役所で屋上緑化対策を実施し、緑化部分と非緑化部分の温度差を調査している。緑化部分は、非緑化の部分に比べて1～3℃温度が低下していることが分かる。

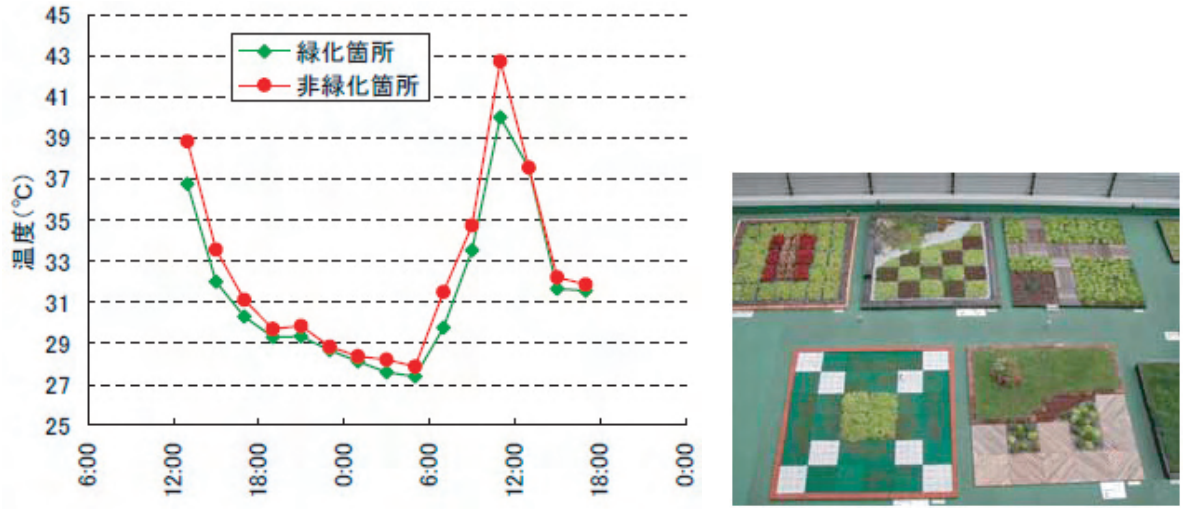

図-19　千代田区役所における屋上緑化の効果

熱環境改善効果のイメージ

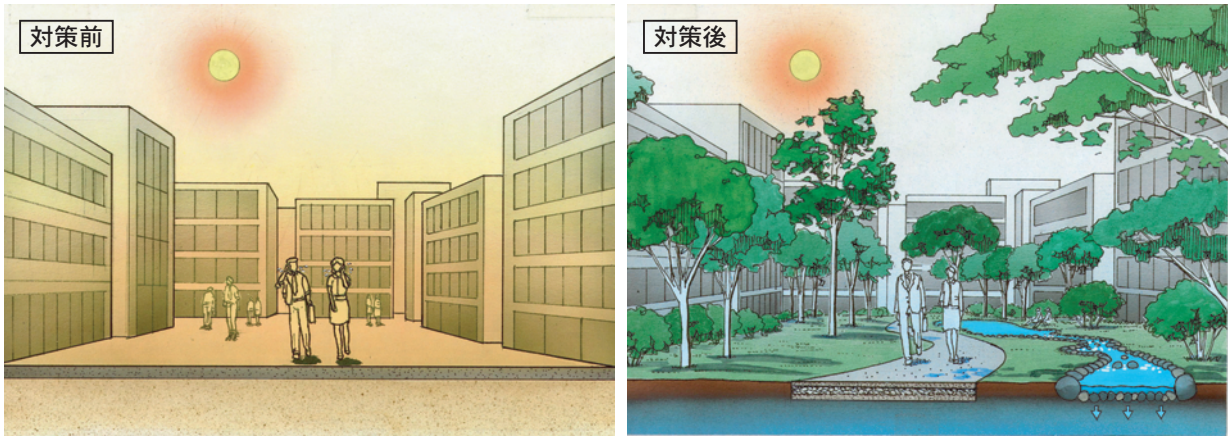

5. 雨水貯留浸透施設等の普及

戸建住宅への雨水貯留浸透施設の設置を推進するためには、市民や事業者（設計者・建設者・デベロッパー・下水道工事店等）の理解と協力が欠かせない。これらの主体と協力関係を構築するための方策の例を示す。

（解　説）

市民に雨水貯留浸透施設等を普及させるには、市民に施設等の必要性と効果等を認識してもらうことからはじめ、段階的に取り組みを進めていく必要がある。

一方、事業者に対しては、雨水貯留浸透施設等の設置に関するPRや指導強化、情報提供などの協力体制の確立を図ることが望ましい。

5.1 行政が取り組むべき方策の提案

●市民の認識を高め、施設等を普及させる取り組み

市民の雨水貯留浸透施設に対する認識のレベルを高め、市民とともに雨水貯留浸透施設等の普及に取り組むためには、市民に雨水の貯留と浸透の必要性を認識してもらうことからはじめなければならない。次に、市民によるPR活動の支援を行い、最終的には自主的な活動が可能な人材の育成により、行政と市民が一体となった施設等の普及に向けた取り組みが必要である。

（市民の認識を高め、施設等を普及させるための３つの視点）

視点 1
仲間づくり、きっかけづくり

●雨水貯留浸透の必要性を認識している市民は少ない。

身近な川や緑を巡るウオーキング等により、雨水の貯留と浸透の必要性について知るきっかけをつくる。

視点 2
多様なPR活動

●雨水貯留浸透施設を知る市民は少なく、PRが十分でない
●市民活動の広がりがない。

行政によるPR活動にとどまらず、市民独自の活動等を支援するなどしてみんなで対策の必要性をPRする。

視点 3
人材育成

●行政だけでは活動内容に限界がある。

施設設置に係るPR活動を行っている市民を水環境に関する行政のパートナーとして育成し、派遣するなどして、普及活動を推進させる。

行政と市民が一体となった雨水貯留浸透施設等の普及

●市民の負担軽減

雨水貯留浸透施設を設置するには数万円から数十万円の費用負担が必要となるため、普及の障害の一因となっている。このため、市民の施設設置に取り組みやすいように、自治体がそのための負担金の一部を助成する制度や基金の創設等、市民の負担を軽減するような方策をとる必要がある。

○　助成制度　○

助成金交付型の助成制度である。

［取り組み事例］

①千葉県　市川市

対象建物	既存住宅、新築住宅
対象施設	浸透ます、貯留施設
助 成 額	浸透ます：上限　200,000 円 貯留施設：上限　25,000 円
実　　績	浸透ます：123 基（H17 年度末累計） 貯留施設：41 基（　　〃　　）

②東京都　小金井市

対象建物	既存住宅
対象施設	浸透ます
助 成 額	上限 400,000 円
実　　績	浸透ます：2,820 基（H17 年度末累計）

③神奈川県　相模原市

対象建物	既存住宅、新築住宅
対象施設	浸透ます
助 成 額	既存：10,000 円 / 基 新築：　7,000 円 / 基
実　　績	浸透ます：1,191 基（H17 年度末累計）

○　基　金　○

［取り組み事例］

熊本市「熊本地下水基金」

熊本市では基金を創設し、周辺 15 市町村を対象とした地下水保全対策への助成を行う

■事業の概要

［設立目的］

地下水、湧水の保全等

［出資者・積立金］

熊本市（競輪事業出捐金）
9億5千万円（H2～H12）

［主な事業］

- ①地下水涵養対策（雨水浸透ます設置への助成）
  実績：1,493基、691万円（H9～H16年度）
- ②涵養林整備事業
- ③涵養林取得事業
- ④地下水保全に係わる啓発普及

●対策指導、事業者との協力体制の確立

○地域の特性に応じた対策指導○

浸透不適地については、代替施設設置（貯留施設等）の指導を行い、地域特性に応じた施設が設置されるようにする。

○事業者へのＰＲ○

実際に雨水貯留浸透施設の設置を行う事業者（下水道工事店等）が雨水貯留浸透施設に対する正しい知識を有していることが望ましい。事業者に雨水貯留浸透施設の必要性を認識してもらうことにより、事業者を通じて市民に雨水貯留浸透施設の普及が PR されることも考えられる。事業者との交流を増進し、協力体制の確立を図る。

◆参考　ポイント制による施設評価

雨水貯留浸施設等を普及させるためには、雨水貯留浸透施設等の効果の評価が一般の市民でも理解出来るようなわかりやすい方法である必要がある。そのための一つの方法として、ポイント制を示す（参考資料 p. 116 ～ 127 参照）。

例えば、浸透ますや浸透トレンチ等の施設にそれぞれポイントを設定し、地面が締め固められたり、舗装や屋根で覆われたりする前の自然な状態を 100 ポイント、雨水が全く浸透しない状態を 0 ポイントとする。これにより、各対策等の持つ雨水貯留浸透機能による表面流出量の低減度合いを評価する。

＜わかりやすい評価方法 ～ ポイント制の利点＞

- 一般市民が雨水貯留浸透施設等の効果を容易に理解し、評価することができる（雨水貯留浸施設等を普及させるための大前提）。
- 現状の評価と目標に応じた対策内容を容易にイメージすることができるため施設等の設置のきっかけとなりうる。
- 統一された評価方法は、一般市民への説明性が高いだけでなく、自治体における対策目標や助成制度等の各種基準の設定を容易にする指標となりうる。

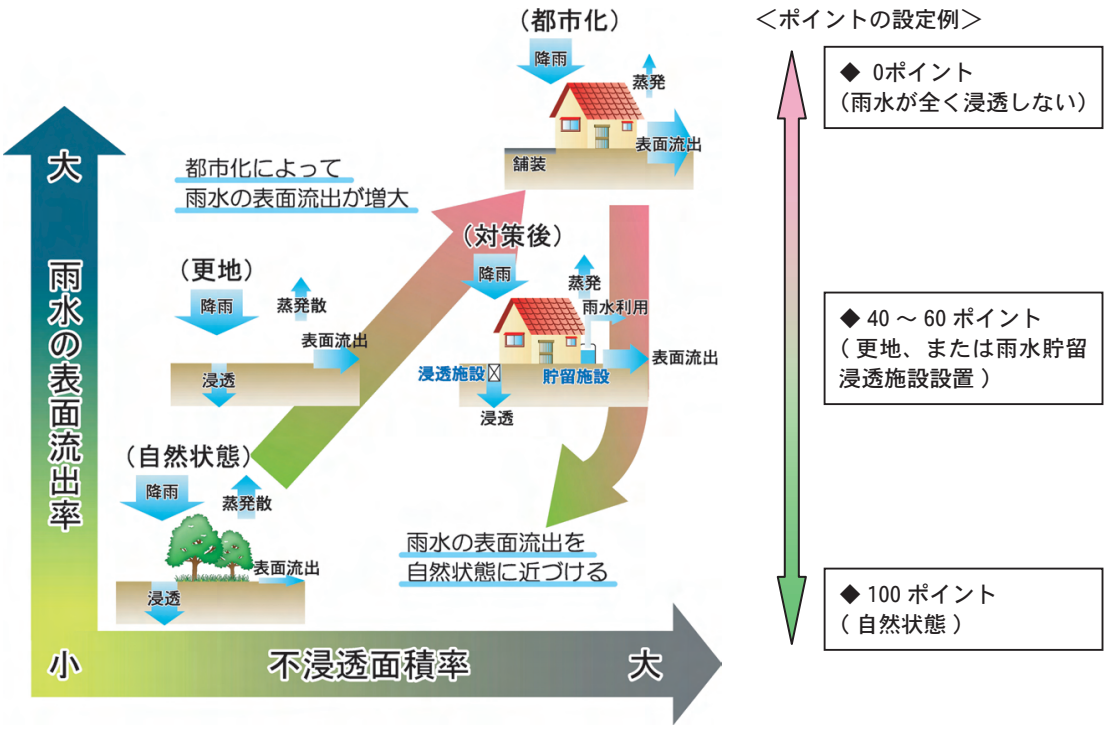

図-20　宅地化と表面流出量の変化、及びポイントの関係

5.2 普及のためのパンフレット構成例

雨水貯留浸透施設等の普及のためのパンフレットを作成する際の、構成例を示す。本例は、パンフレットを A3、三つ折で両面を使用するとした場合である。

この場合、パンフレットの紙面の分割は以下のようになり、A の部分が表紙、B の部分が裏表紙となる。以下、C ～ F にパンフレットを構成する要素を記載していく。パンフレットを開いたときの見やすさや､話題の関連性などを考慮しながら構成を検討する。

以下、下図の A ～ F の順に沿って、パンフレットの構成例を示す。実際にパンフレットを作成する際は、流域や自治体に特徴的なこと（助成制度等）やキャラクターを設定するなど、読み手の興味をひきつける工夫をすることが考えられる。また、市民に馴染みの深い表現を用い、読み手に分かりやすいものとする配慮が必要である。

○ A 3、三つ折の場合のパンフレット紙面の分割状況 ○

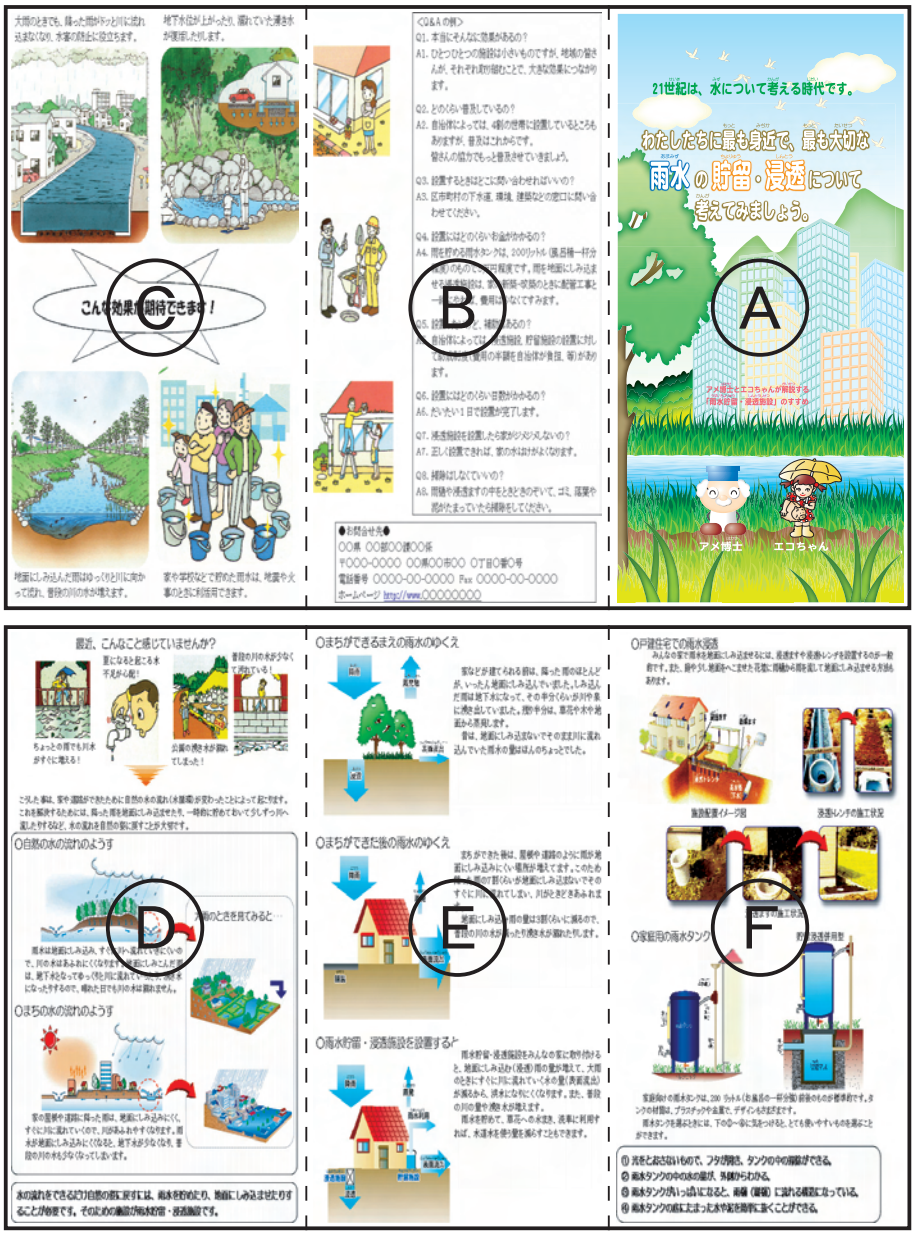

Ⓐ ～表紙～

貯留浸透施設普及パンフレットの例

B ～裏表紙～

雨水貯留浸透施設　Q＆A

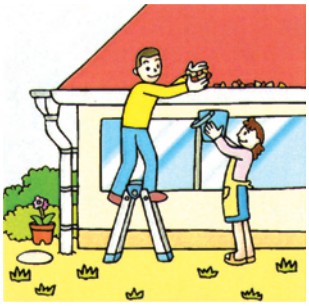

＜Q＆Aの例＞

Q１．本当にそんなに効果があるの？
A１．ひとつひとつの施設は小さいものですが、地域の皆さんが、それぞれ取り組むことで、大きな効果につながります。

Q２．どのくらい普及しているの？
A２．自治体によっては、４割の世帯に設置しているところもありますが、普及はこれからです。
皆さんの協力でもっと普及させていきましょう。

Q３．設置するときはどこに問い合わせればいいの？
A３．区市町村の下水道、環境、建築などの窓口に問い合わせてください。

Q４．設置にはどのくらいお金がかかるの？
A４．雨を溜める雨水タンクは、200㍑(風呂桶一杯分程度)のもので30,000円程度です。雨を地面にしみ込ませる浸透施設は、浸透ますで70,000円／１基、浸透トレンチで10,000円/m程度です。浸透施設は、家の新築・改築のときに配管工事と一緒にやれば、費用は少なくてすみます。

Q５．設置したいけど、補助はあるの？
A５．本市では○○事業として設置費用の○割（限度額○万円）を補助します。詳しくは、下記の窓口にお問合せください。

Q６．設置にはどのくらい日数がかかるの？
A６．だいたい１日で設置が完了します。

Q７．浸透施設を設置したら家がジメジメしないの？
A７．正しく設置できれば、水はけがよくなります。

Q８．掃除はしなくていいの？
A８．雨樋や浸透ますの中をときどきのぞいて、ゴミ、落葉や泥がたまっていたら掃除をしてください。

●お問合せ先●
○○県　○○部○○課○○係
〒○○○－○○○○　○○県○○市○○　○丁目○番○号
電話番号　○○○○－○○－○○○○　Fax　○○○○－○○－○○○○
ホームページ http://www.○○○○○○○○

C

雨水貯留浸透の設置による効果

大雨のときでも、降った雨がドッと川に流れ込まなくなり、水害の防止に役立ちます。

地下水位や、涸れていた湧き水が復活したりします。

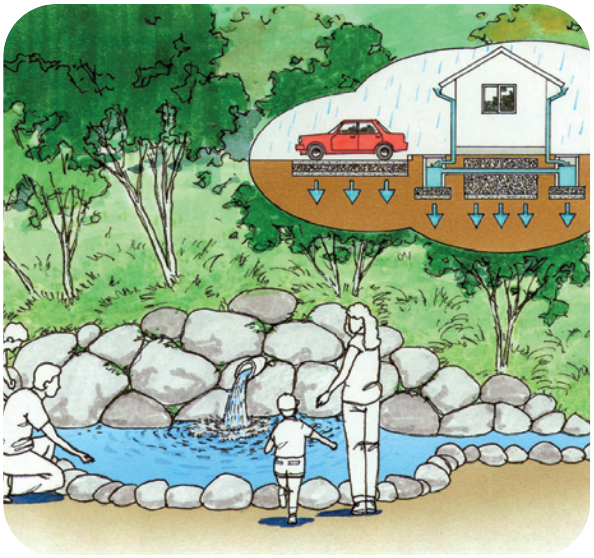

こんな効果が期待できます！

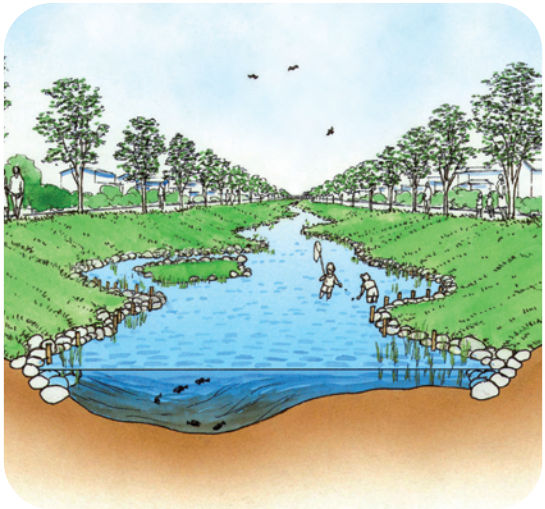

地面にしみ込んだ雨はゆっくりと川に向かって流れ、普段の川の水が増えます。

家や学校などで溜めた雨水は、地震や火事のときに利活用できます。

※住民への普及啓発にあたっては、防災的な位置づけを強調した方が、理解を得やすい。

D

21 世紀は水について考える時代です。
まずは、身のまわりから。あんなこと、こんなこと…
（流域の開発によって身のまわりに起きる変化の紹介）

最近、こんなこと感じていませんか？

ちょっとの雨でも川水がすぐに増える！

夏になると起こる水不足が心配！

公園の湧き水が涸れてしまった！

普段の川の水が少なくて汚れている！

こうした事は、家や道路ができたために自然の水の流れ（水循環）が変わったことによって起こります。これを解決するためには、降った雨を地面にしみ込ませたり、一時的に貯めておいて少しずつ川へ流したりするなど、水の流れを自然の姿に戻すことが大切です。

○自然の水の流れのようす

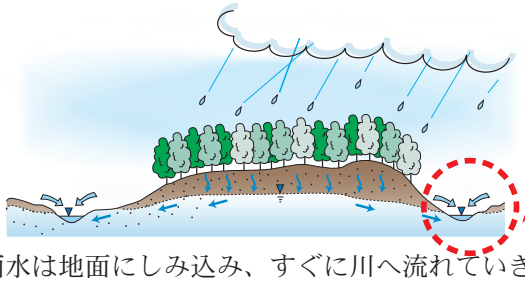

雨水は地面にしみ込み、すぐに川へ流れていきにくいので、川の水はあふれにくくなります。地面にしみこんだ雨は、地下水となってゆっくりと川に流れていったり、湧き水になったりするので、晴れた日でも川の水は涸れません。

○まちの水の流れのようす

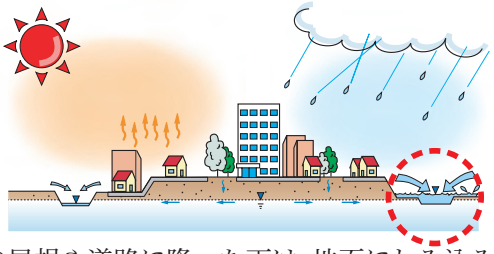

家の屋根や道路に降った雨は、地面にしみ込みにくく、すぐに川に流れていくので、川があふれやすくなります。雨水が地面にしみ込みにくくなると、地下水が少なくなり、普段の川の水も少なくなってしまいます。

大雨のときを見てみると･･･

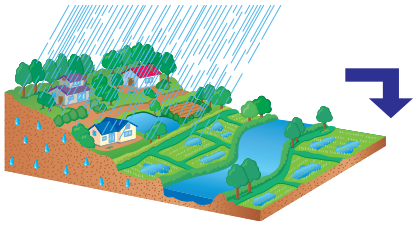

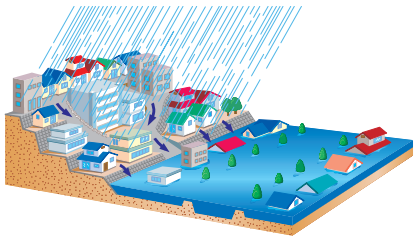

水の流れをできるだけ自然の姿に戻すには、雨水を溜めたり、地面にしみ込ませたりすることが必要です。そのための施設が雨水貯留浸透施設です。

E

雨水貯留浸透施設のはたらき

○まちができるまえの雨水のゆくえ

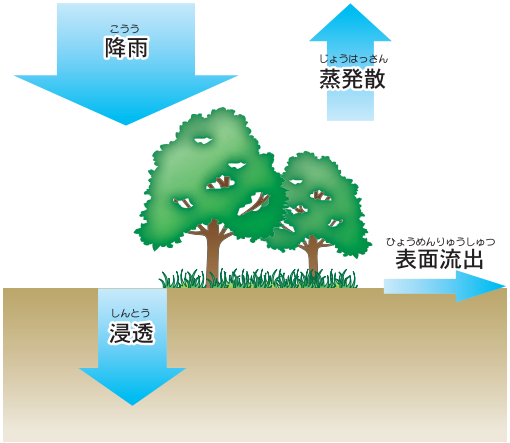

家などが建てられる前は、降った雨のほとんどが、いったん地面にしみ込んでいました。しみ込んだ雨は地下水になって、その半分くらいが川や泉に湧き出していました。残り半分は、草花や木や地面から蒸発します。

昔は、地面にしみ込まないでそのまま川に流れ込んでいましたが量は僅かでした。

○まちができた後の雨水のゆくえ

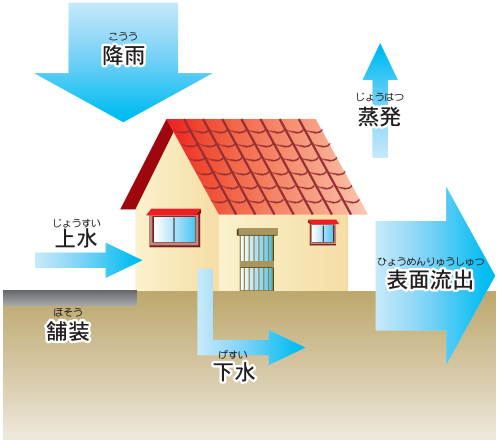

まちができた後は、屋根や道路のように雨が地面にしみ込みにくい場所が増えています。このため降った雨の７割くらいが地面にしみ込まないですぐに川に流れてしまい、川がときどきあふれます。

地面にしみ込む雨の量は３割くらいに減るので、普段の川の水が減ったり湧き水が涸れたりします。

○雨水貯留浸透施設を設置すると

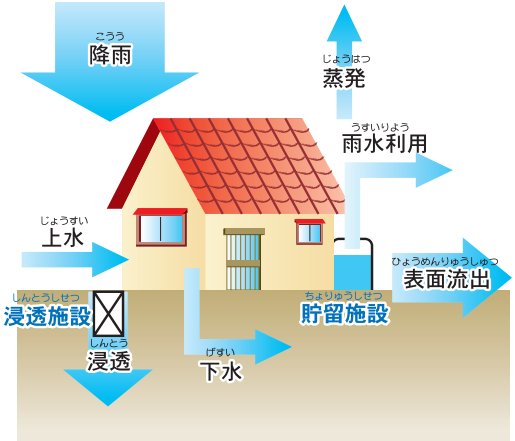

雨水貯留浸透施設をみんなの家に取り付けると、地面にしみ込む（浸透）雨の量が増えて、大雨のときにすぐに川に流れていく水の量（表面流出）が減るから、洪水になりにくくなります。また、普段の川の量や湧き水が増えます。

雨水を溜めて、草花への水まき、洗車に利用すれば、水道水を使う量を減らすこともできます。

F

雨水貯留浸透施設ってどんなもの？（施設の紹介）

○戸建住宅での雨水浸透

みんなの家で雨水を地面にしみ込ませるには、浸透ますや浸透トレンチを設置するのが一般的です。また、庭や少し地面をへこませた花壇に雨樋から雨を流して地面にしみ込ませる方法もあります。

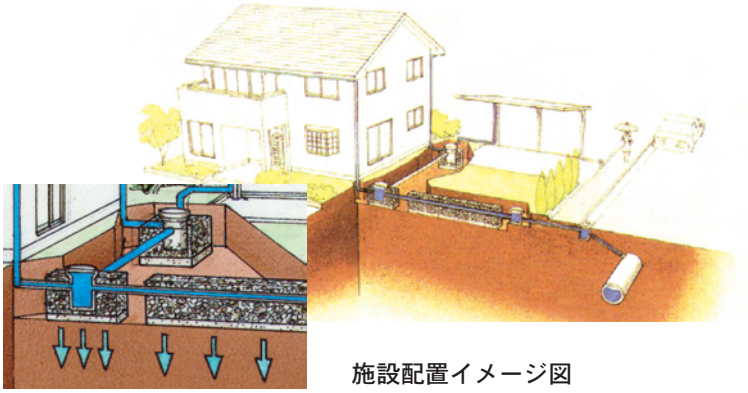

施設配置イメージ図

浸透トレンチの施工状況

浸透ますの施工状況

○家庭用の雨水タンク

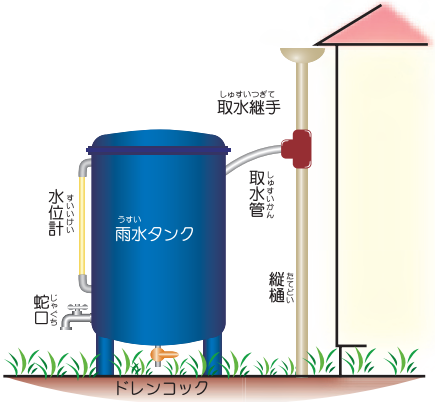

貯留浸透併用型

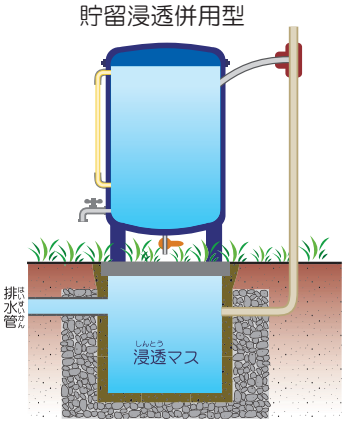

家庭向けの雨水タンクは、200 ﾘｯﾄﾙ（お風呂の一杯分強）前後のものが標準的です。
タンクの材質は、プラスチックや金属で、デザインもさまざまです。
雨水タンクは、下の①～④に気をつけると、とても使いやすいものを選ぶことができます。

①光をとおさないもので、フタが開き、タンクの中の掃除ができる。
②雨水タンクの中の水の量が、外側からわかる。
③雨水タンクがいっぱいになると、雨樋（縦樋）に流れる構造になっている。
④雨水タンクの底にたまった水や泥を簡単に抜くことができる。

5.3 戸建住宅への雨水貯留浸透施設等設置についてのＱ＆Ａ

質問１：設置工事にかかる概ねの費用は？

質問２：盛土部での浸透施設等設置の留意点は？

質問３：透水性舗装の場合、何故斜面との距離をとらなくてよいのか？

質問４：地下水位が高い場合の浸透施設等設置の留意点は？

質問５：雨水利用を行う場合の施設規模（貯留量）の目安は？

質問６：雨水貯留浸透施設の離隔は？

質問１：　設置工事にかかる概ねの費用は？

設置工事にかかる費用は、設置状況や利用目的等によって異なりますが、以下に参考価格を示します。

なお、詳しくは各自治体指定下水道工事店に確認してください。その際、見積もりが有償の場合もあるので、事前に確認して下さい。

参考価格

No	浸透タイプ	コスト	備　考
1	浸透ます	約 70,000 円 / 個	内径 30cm
2	浸透トレンチ	約 10,000 円 /m	幅 25 ～ 75cm
3	透水性舗装	約 7,000 円 /m^2	通常舗装 5,000 円 /m^2
4	雨水貯留タンク	約 30,000 円 /200ℓ 約 100,000 円 /m^3	
5	地下貯留タンク	70,000 円 /m^3	
6	屋上緑化	約 20,000 円 /m^2	

質問２：　盛土部での浸透施設設置の留意点は？

盛土部は地盤が締め固められているため、透水係数が低いことが考えられます。また、盛土が行われる前の土地利用が沼地や田んぼ等で地下水位が高い場合には、飽和透水係数が低いことが想定されるため、浸透施設の効果は期待できない場合があります。このように浸透効果が期待できない場合には、貯留施設を優先的に設置します。

また、次に掲げる地域の斜面近傍に浸透施設を設置する場合は、浸透施設設置に伴う雨水浸透を考慮した斜面の安定性について事前に十分な検討を実施し、浸透施設設置の可否を判断するものとします。

・人工改変地
・切土斜面（特に不透水層を含む互層地盤の場合や地層傾斜等に注意する）とその周辺
・盛土地盤の端部斜面部分（擁壁等設置箇所も含む）とその周辺

斜面の近傍部における浸透施設設置禁止範囲の目安を下図に示します。この目安は、斜面高Ｈが 2m 以上且つ斜面角度θ =30°以上（関東ロームはθ =35°以上）の場合に適用します。なお、斜面高が２m以下の場合は、のり肩部から１m以上離すことを目安とします。

斜面角度θ	のり肩部からの離隔Ｌ
30°≦θ＜70°	1m もしくは 2h のいづれか大きい方
70°≦θ	2m もしくは 2h のいづれか大きい方

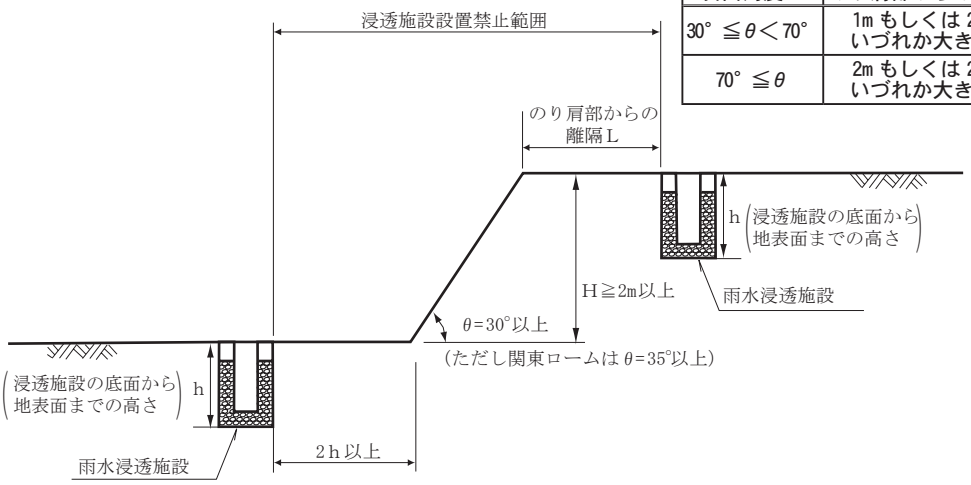

出典：「雨水貯留浸透技術指針（案）調査・計画編」
（社）雨水貯留浸透技術協会編

自治体における浸透施設の設置禁止区域例

自治体名	浸透施設の設置禁止区域	備　　考
千葉県 柏　市	「擁壁の立上りから擁壁の高さ（m）に 1.73 を乗じた距離以上離す（右図参照）」（柏市雨水浸透ます設置費補助金交付要綱） ↓ 擁壁の高さがＨの場合、擁壁の立上りから 1.73H の区域	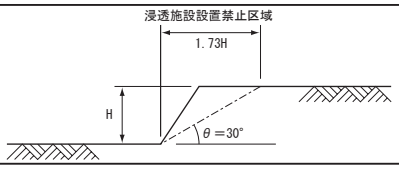
東京都 文京区	「導入施設の位置は、崖地にあっては、安全上、法尻から 1.5H 以上離すこと」（「宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱マニュアル」） ↓ 崖の高さがＨの場合、法尻から 1.5H の区域	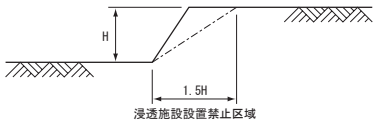
東京都 杉並区	「浸透に適さない場所――急傾斜地の土地や擁壁上部の土地（右図参照）」（雨水流出抑制対策、施設設置と助成のご案内） ↓ 急傾斜地（or 擁壁）の高さがＨの場合、法尻からＨと法肩から 2H の区域	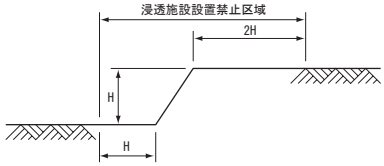
神奈川県 横浜市	「法面に近接して設置する場合は、法面への影響を考慮し、必要距離を確保する（右図参照）」 （「横浜市雨水浸透ます設置要綱」） ↓ 法高がＨ≧2.0m の場合、法尻からＨと法肩から 2H の区域 （※Ｈ＜2.0mの場合､法尻から0.3m程度､法肩から1.0m程度）	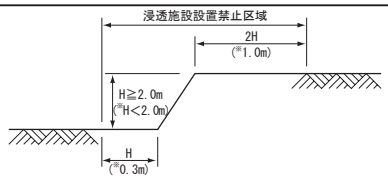

【注】H:斜面の高さ（m）

質問3：　透水性舗装の場合、何故斜面との距離をとらなくてよいのか？

透水性舗装を施工する際には、斜面との間に一定の距離をとる必要はありません。

浸透ますは、集水した雨水をますに貯めて水頭差で地中に浸透させる仕組みであるのに対し、透水性舗装の場合は舗装面に形成されている空隙にしみこんだ雨水を地中にゆっくりと浸透させるものです。

すなわち透水性舗装は、浸透ますのようにある一点が急激に飽和状態になるのではなく、地盤の透水係数に見合った量がゆっくりとしみ込むことから、円弧すべり等を引き起こす可能性はないと考えられます。

質問4：　地下水位が高い場合の浸透施設設置の留意点は？

「雨水貯留浸透技術指針（案）調査・計画編」（社）雨水貯留浸透技術協会編、（第２編 現地調査／浸透施設の設置可能性の概略検討）には“浸透施設の底面から（地下水位まで）の距離が 50cm 以上あれば、浸透能力が期待できる”と記載されています。

実験及び解析により、50cm 以上あれば浸透能力が低下しないことが確認されています。

しかし、地下水位は季節で変動することから、変動の激しい場所では、その効果の評価には注意が必要です。

質問5：　雨水利用を行う場合の施設規模（貯水量）の目安は？

雨水の利用用途別の貯水量の大まかな目安を下表に示します。

雨水の利用用途別貯水量の目安

用　　途	貯水量（m³）	形　式
庭の散水	0.2　～　0.5	地上タンク
庭の散水＋洗車	1.0　～　5.0	地上タンク、地下タンク

ただし、貯水量は、利用量だけでなく、利用の頻度や雨の降り方等によって様々となるため、具体的には数値シミュレーション、図解法、簡易式法等によって求めることが望ましいです。このうち、容易に使用することができるのは、図解法、簡易式法（参考資料 P.109 ～ 111 参照）であり、詳細は「雨水利用ハンドブック」（社）雨水貯留浸透技術協会編集；山海堂）に記載されています。

質問６：　雨水浸透施設の離隔は？

浸透施設の間隔が狭くなると、浸透流の相互干渉により浸透能力が低下します。施設と施設の間隔は、約 1.5 m以上離すことが望ましいといえます。

また、浸透施設設置に関連する施設のほとんどが雨水の集排水施設（通常の雨水ますや排水管）として兼用されるため、その機能を損なわない配慮が必要です。

さらに、浸透トレンチは基本的に清掃が困難であるため、その前後に浸透ますを設けて土砂の流入を防ぐ必要があります。

参 考 資 料

1. 助成事業制度等の一覧表

・雨水貯留浸透施設設置関連

雨水貯留浸透施設設置に関する地方自治体の補助金交付制度事例一覧		
団体、窓口		施策・事業名称、概要
宮城県	**仙台市** 建設局 下水道管理部 施設管理課 排水設備係 TEL 022-748-0585	**＜雨水流出抑制施設設置費補助制度＞** 1 敷地につき「雨水浸透ます」および「天水桶等の貯留施設」をそれぞれ 1 基まで申し込むことができる。 (1) 雨水浸透ます： ①排水設備の新設に併せて設置する場合： 設置工事費と標準タイプの非浸透型雨水ますの設置工事費との差額に相当する金額とし、4,000 円を上限。 ②既存排水設備を改築して設置する場合：30,000 円を上限。 (2) 貯留施設貯留施設： 本体および付属材料の購入に要した経費の 8/10 に相当する金額とし、18,000 円を上限とする。
山形県	**山形市** 環境部 環境課 TEL 023-641-1212	**＜山形市雨水浸透施設設置事業補助金交付制度＞** 専用住宅及び住居の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の 1/2 以上を占める併用住宅。 雨水浸透施設の設置に要する経費の 1/2 に相当する額以内の額とし、1 基につき 40,000 円を限度とする。
山形県	**天童市** TEL 023-654-1111（代）	**＜天童市雨水浸透施設設置補助金交付規程＞** 規程する基準に適合する雨水浸透施設を設置する土地の所有者又は土地の所有者の同意を得た使用者。 雨水浸透施設の設置に要する費用の 1/2 以内の額で、雨水浸透施設 1 基につき 50,000 円を限度とし、雨水浸透施設を 3 基以上設置する場合であっても 150,000 円を上限とする。ただし、管渠法及び側溝法で雨水浸透施設を設置する場合は、1m を 1 基と読み替えるものとする。
福島県	**郡山市** 下水道維持課 排水設備係 TEL 024-924-2791	**＜雨水流出抑制施設補助制度＞** 公共下水道の設置に伴い不要となった浄化槽を雨水の流出抑制を図る機能を有する施設又は雨水貯留槽に転用する方。 施設の転用及び設置に要する費用で工事費の 2/3 以内の額。ただし、200,000 円を限度とする。
茨城県	**日立市** 都市建設部 都市整備課 河川係 TEL 0294-22-3111 （内 266・275）	**＜雨水タンクへの補助制度＞** 市内に雨水貯留槽（タンク）を設置する方。 補助の対象となる区域は、緊急に浸水被害の防止や軽減を図る必要がある瀬上川・南川尻川・泉川・大沼川・大川・長峰水路の河川流域及び周辺地域。 (1) 市内の中小企業が開発した認定製品が、本体価格と設置費の 2/3、40,000 円を上限とする。 (2) その他市の認定を受けた製品が、価格の 1/2、30,000 円を上限とする。 ※補助金額：工事金額（製品費および工事費）×補助率
栃木県	**宇都宮市** 下水道部 下水道管理課 TEL 028-632-2657	**＜雨水貯留・浸透施設設置費の補助制度＞** 補助の対象地区に住宅（主に居住の用に供する建物）を所有または占有している方。 雨水貯留・浸透施設の設置に要する経費の 2/3。ただし，限度額は次の通り。 (1) 雨水貯留施設：住宅 1 棟につき 1 基まで。40,000 円 / 基。 (2) 雨水浸透施設：住宅 1 棟につき 4 基まで。25,000 円 / 基。 (3) 浄化槽転用施設：住宅 1 棟につき 1 基まで。60,000 円 / 基。

雨水貯留浸透施設設置に関する地方自治体の補助金交付制度事例一覧		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
埼玉県	**入間市** 環境経済部 環境課 TEL 04-2964-1111	**＜雨水利用タンク設置費補助金交付制度＞** (1) 市内に住所を有する方。 (2) 市内に家庭用に供する雨水タンクを設置した方。 (3) 設置した雨水タンクを常に維持管理できる方。 雨水タンクの購入及び設置に要する費用の 1/3 を乗じて得た額とし、20,000 円を上限とする。
埼玉県	**桶川市** 環境課 TEL 048-786-3211	**＜桶川市浄化槽の雨水貯留施設転用補助金交付制度＞** (1) 公共下水道の排水設備設置に伴い不用となる浄化槽を転用し、雨水を貯留・利用する施設（雨水貯留施設）を設置する方。 (2) 浄化槽を転用した雨水貯留槽に利用するためのポンプ（特に形式、能力等は問わず）を設置する方。 一律 35,000 円の補助金を交付。
埼玉県	**川口市** 環境総務課 TEL 048-258-1110（代）	**＜雨水貯留施設等設置費補助金制度＞** (1) 雨水簡易貯留施設を新設される方。 (2) 下水道への接続の際、不要となる浄化槽を雨水貯留施設に転用される方。 (3) 地下浸透施設を新設される方。 雨水貯留施設等の設置にかかる費用の 1/2、上限 50,000 円。なお、1,000 円未満は切り捨て。
埼玉県	**川越市** 上下水道局 下水工務課 排水設備担当 TEL 049-223-0332	**＜雨水対策施設の設置補助事業＞** 市の基準により、雨水対策施設を設置する一般個人の方。 (1) 浸透型：1 基 19,000 円、2 基 33,000 円、3 基 46,000 円、4 基 58,000 円。 (2) 利用型：1 基 19,000 円、2 基 38,000 円。 (3) 複合型：6 基まで 96,000 円。
埼玉県	**越谷市** 環境経済部 環境保全課 環境管理係 TEL 048-963-9183	**＜雨水貯留施設助成金制度＞** 市内に住所を有する世帯（同居世帯は 1 世帯とする）で雨水を有効に利用するために雨水貯留施設を設置する方。 (1) 地上型雨水貯留施設を新設：工事に要した経費の 1/2 以内で、25,000 円を上限とする。 (2) 浄化槽を雨水貯留施設に転用：一律 35,000 円とする。
埼玉県	**幸手市** 建設部 雨水対策課 TEL 04-2953-1111	**＜幸手市雨水貯留槽設置費等助成金交付要綱＞** (1) 市内に住所を有する世帯（同居世帯は 1 世帯とみなす）及び市内に所在する町内会又は自治会で、市内において排水設備をすることにより、不用となった浄化槽を雨水貯留施設に転用するための工事を自ら負担して行う方。 (2) 雨水貯留施設を設置するために雨水貯留槽を自ら購入する方。 (1) 浄化槽を雨水貯留施設に転用する場合は、その改修工事 1 件につき 35,000 円とする。 (2) 雨水貯留施設を設置するために雨水貯留槽を購入する場合は、貯留槽 1 基につき購入価格の 1/2 以内の額とする。ただし、20,000 円を上限とし、1 世帯につき 2 基までとする。 ※ただし、助成金額は 100 円未満の端数がある時は切り捨てる。

雨水貯留浸透施設設置に関する地方自治体の補助金交付制度事例一覧		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
埼玉県	**狭山市** 建設部 雨水対策課 TEL 04-2953-1111	**＜雨水各戸貯留・浸透施設設置補助制度＞** 市内に住所を有し、かつ市内において自己の居住用の住宅に設置しようとする方。 設置工事に要した経費の 1/2 以内の額 (1) 雨水簡易貯留施設：30,000 円（1 世帯当り）を上限とする。 (2) 雨水地下浸透施設：40,000 円（1 世帯当り）を上限とする。
埼玉県	**志木市** 下水道課 TEL 048-473-1111	**＜雨水貯留施設の設置に対する補助制度＞** 一般住宅などを対象に貯留施設を設置する場合。 工事に要した経費の 2/3 以内の額。 (1) 浄化槽（一戸建住宅用）：80,000 円を上限とする。 (2) 浄化槽（マンション等の大規模用）：上限額については別途協議。 (3) 雨水貯留施設（天水桶等）：66,000 円を上限とする。
埼玉県	**草加市** 市民生活部 環境課 TEL 048-922-0151	**＜雨水貯留施設設置費補助金制度＞** 市内に住所を有する世帯及び市内に所在する町会又は自治会で、設置工事を自ら負担して行うもの。 施設の設置に要した経費の 1/2 の額で 30,000 円を上限とする。
埼玉県	**所沢市**※ 環境クリーン部 環境総務課 TEL 04-2998-9133	**＜雨水簡易貯留槽購入費補助制度＞** 市内在住で、市内に貯留槽を設置し、設置した貯留槽を良好に維持管理できる方。 購入価格の 1/2（1,000 円未満切捨て）。20,000 円を上限とする。1 世帯につき 2 基まで補助が可能。
埼玉県	**羽生市** 都市整備部 建設課 TEL 048-561-1121	**＜雨水各戸浸透施設設置費補助金交付制度＞** 市街化区域内に自己の所有する住宅（併用住宅を含む）を有し、雨水貯留浸透施設を設置する方。 工事に要した費用の 1/2 に相当する金額で 100,000 円を上限とする。
埼玉県	**吉川市** 河川下水道課 河川係 TEL 048-982-9981	**＜浄化槽雨水貯留施設転用補助金制度＞** 公共下水道に接続した後不用となる浄化槽を雨水貯留施設として利用する方。 転用工事の 1/2 以内、 1 件当り 35,000 円を上限とする。
埼玉県	**八潮市** 下水道課 TEL 048-996-2111 （内 263・421）	**＜不用浄化槽転用等による雨水貯留施設の設置補助制度＞** (1) 不用になった浄化槽を雨水貯留施設に転用する方。 (2) 市販の雨水貯留槽を設置し、雨水排水の流出抑制を行う方。 (1) 不用浄化槽の転用：一律 80,000 円。 (2) 市販の雨水貯留槽：設置費の 1/2 とし、25,000 円を上限とする。
埼玉県	**嵐山町** 上下水道課 下水道担当 TEL 0493-62-2150 （内 303・304）	**＜嵐山町浄化槽の雨水貯留施設転用補助金交付要綱＞** 不要となった浄化槽を雨水貯留施設に転用し、雨水の有効利用を行う方。 1 件につき 50,000 円（H6.4.1 より実施）

※所沢市では雨水浸透ますなどの材料を無償で支給しています。
（下水道部 下水道維持課 TEL 04-2998-9211）

雨水貯留浸透施設設置に関する地方自治体の補助金交付制度事例一覧		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
埼玉県	**庄和町** 下水道課 TEL 048-746-1111	**＜浄化槽雨水貯留施設転用助成金交付制度＞** 公共下水道の排水設備設置時に不要となった浄化槽を雨水貯留施設に転用するために、自ら負担して工事を行う方。 (1) 雨水を中水道として利用するための雨水貯留施設： 工事費の 1/2（1,000 円未満は切り捨て）工事 1 件につき 40,000 円を上限とする。 (2) 雨水を地下浸透処理するための雨水貯留施設： 工事費の 1/2（1,000 円未満は切り捨て）工事 1 件につき 30,000 円を上限とする。
埼玉県	**杉戸町** 環境福祉部局 環境課 生活環境担当 TEL 0480-33-1111	**＜浄化槽雨水貯留施設転用補助金制度＞** 浄化槽を転用した雨水貯留施設と、雨水を放水するためのポンプを設置する方。 転用工事 1 件につき、一律 35,000 円。
埼玉県	**松伏町** 土木施設課 下水道管理担当 TEL 048-991-1844	**＜松伏町浄化槽の雨水貯留施設転用助成金交付要綱＞** 町内において排水設備を設置することにより、不用となった浄化槽を雨水貯留施設に転用するための工事を自ら負担して行う方。ただし、町税又は公共下水道に係る受益者負担金若しくは農業集落排水事業に係る分担金を滞納している方は、助成の対象としない。 改造工事 1 件につきに係る費用の 1/2(1,000 円未満は切り捨て)、35,000 円を上限とする。
埼玉県	**宮代町** 生活環境課 環境担当 TEL 0480-34-1111	**＜雨水貯留施設等補助金交付制度＞** 不用になった浄化槽を雨水貯留施設に転用（転用型）又は新たに雨水貯留施設を設置（新設型）するための工事を自ら負担して行う方。 (1) 転用型： 工事に要する経費の 1/2 以内とし、35,000 円を上限とする。 (2) 新設型： 工事に要する経費の 1/2 以内とし、70,000 円を上限とする。
千葉県	**千葉市** 下水道局 管理部 下水道営業課 TEL 043-245-5411・5412	**＜雨水貯留槽と雨水浸透ます設置の補助制度＞** 市内における下水道事業計画区域（下水道を使用している区域または今後使用できる区域） (1) 浄化槽を雨水貯留槽に改造する場合 ・既設の単独又は合併処理浄化槽 ：75,000 円 / 基 (2) 市販雨水貯留槽を設置する場合 ・容量 100 ﾘｯﾄﾙ以上 200 ﾘｯﾄﾙ未満 ：18,000 円 / 基 ・容量 200 ﾘｯﾄﾙ以上 ：25,000 円 / 基 (3) 雨水浸透ますを設置する場合（1 宅地につき 4 個まで補助） ・ます口径 150㎜ ：11,000 円 / 個 ・ます口径 200㎜ ：13,000 円 / 個 ・ます口径 300㎜ ：16,000 円 / 個 ・ます口径 350㎜ 以上 ：26,000 円 / 個

雨水貯留浸透施設設置に関する地方自治体の補助金交付制度事例一覧		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
千葉県	**市川市** 河川下水道管理課 TEL 047-334-1111	**＜雨水小型貯留施設及び雨水浸透施設設置助成制度＞** 「雨水小型貯留施設及び雨水浸透施設設置基準」に基づき雨水小型貯留施設又は雨水浸透施設を設置する方。
		雨水小型貯留施設は一戸建て住宅 1 棟につき 1 基。 雨水浸透施設は、建築物 1 棟につき 1 施設が対象。 (1) 貯留施設（雨どい取付型）： 購入費、設置にかかる費用の 1/2 で 25,000 円を上限とする。 (2) 貯留施設（浄化槽転用型）： 浄化槽洗浄及びポンプ等設置に係る費用の 2/3 で 80,000 円を上限とする。 (3) 浸透施設（浸透枡、浸透トレンチ）： 「雨水小型貯留施設及び雨水浸透施設設置基準」に基づき施設を計画し、別に定める標準算定基準により算出した額で 200,000 円を上限とする。
千葉県	**柏市** 環境部 環境保全課 TEL 04-7163-4422	**＜雨水浸透ます設置費の補助制度＞** 市内に本人が居住に供する一戸建て住宅を有し、雨水浸透ますを設置する方。
		1 基当たりの設置経費の 1/2。15,000 円 / 基を上限とする。
千葉県	**船橋市** 建設局 下水道部 河川管理課 管理係 TEL 047-436-2624	**＜雨水浸透マス設置補助事業＞** 雨水の浸透が適正とする場所に自己の居住の用に供する一戸建て住宅に雨水浸透マスを設置する方。
		設置費用の一部、浸透ます 1 基につき 3,000 円。 (1) 建築面積 100m^2 までは 2 基が対象。 (2) 建築面積 100m^2 以上 200m^2 までは 4 基が対象。 (3) 建築面積 200m^2 以上は 50m^2 増すごとに 1 基加算。
東京都	**台東区** 環境清掃部 環境保全課 TEL 03-5246-1281	**＜雨水貯留槽設置助成制度＞** 区内に雨水貯留槽を設置する個人及び、事業所。ただし、国、地方公共団体やこれに準ずる団体は、助成対象にはならない。
		(1) 小型雨水貯留槽（500 ﾘｯﾄﾙ以下で指定品に限る）： 本体価格の 1/2（設置費・消費税を除く）で 1 台当り 35,000 円（2 台まで）を上限とする。 (2) 大型雨水貯留槽（500 ﾘｯﾄﾙを超える）： 貯水容量 1,000 ﾘｯﾄﾙ当り 50,000 円で 300,000 円を上限とする。
東京都	**墨田区** 環境保全課 雨水利用担当 TEL 03-5608-6209	**＜雨水タンク設置助成制度＞** マンションや事業所などの大規模な建物向きのタンクや、一般家庭に取り付けられるドラム缶程度の大きさのタンク等を設置する方。
		(1) 地中梁方式タンク： 40,000 円 m^3 ×有効貯水量、1,000,000 円を上限とする。 (2) 中規模タンク： ①繊維強化プラスチック（FRP）製またはステンレス製： 120,000 円 m^3 ×容量、300,000 円を上限とする。 ②高密度ポリエチレン製： 45,000 円 m^3 ×容量、300,000 円を上限とする。 (3) 小規模タンク： タンクの価格× 1/2（設置工事費、消費税は含まず）、25,000 円上限とする。

雨水貯留浸透施設設置に関する地方自治体の補助金交付制度事例一覧		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
東京都	**品川区** まちづくり事業部 下水道河川課 治水対策係 TEL 03-5452-6794	**＜雨水浸透施設設置助成制度＞** 民間の小規模施設および個人の家屋等を新･改築する場合に、敷地内に降った雨水を地下に浸透させる施設を設置する方。 ※電子メールなどでの申請は受け付けない。 --- 区で定める単価により算出した額とその消費税との合計額。400,000 円を上限とする。
東京都	**大田区** まちづくり推進部 建築調整課 地域道路整備担当 TEL 03-5744-1308	**＜雨水浸透施設設置助成制度＞** 各家庭の屋根に降った雨水を地下に浸透させるために宅地内に雨水浸透ますを設置する方。ただし、現在、助成できる地域は限定される。（千束、雪谷、田園調布、嶺町、馬込、久が原、新井宿、池上各特別出張所と入新井特別出張所の一部） --- 一定の要件にあてはまれば区が全額助成する。
東京都	**世田谷区** みどりとみず政策担当部 みどり政策課 崖線・湧水保全 TEL 03-5432-2282	**＜雨水浸透ます助成＞** (1) 急傾斜地や、隣地との境界に段差がないこと。 (2) 地下水位が 1m 以上あること。 (3) 設置したい箇所に 80cm 四方のスペースがあること。 (4) 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の適用事業（敷地面積 1,500m^2・20 戸以上）でないこと。 (5) 土地建物の売買等を目的としていないこと。 (6) 以前に同じ助成を受けていないこと。 --- 地区により設置基準が異なる。また助成額も浸透施設の大きさにより異なる。 (1) 浸透ます（直径 30cm、深さ 50cm）：34,000 円 / 基を上限とする。 (2) 浸透ます（直径 36cm、深さ 50cm）：39,000 円 / 基を上限とする。 (3) 浸透ます（直径 36cm、深さ 60cm）：50,000 円 / 基を上限とする。 (4) 浸透トレンチ管：19,000 円 /m を上限とする。
東京都	**渋谷区** 土木部 道路課 私道整備係 TEL 03-3463-1211	**＜雨水浸透施設設置助成制度＞** 個人所有の家屋で、500m^2 未満の敷地に雨水浸透施設を設置する方。 --- 1 件 400,000 円を上限とする。
東京都	**杉並区** 建設課 技術管理係 TEL 03-3312-2111	**＜雨水浸透施設工事費の助成制度＞** 水害防止と地下水や緑の保護のために、雨水浸透施設（浸透ますと浸透トレンチ）を設置する方。 敷地面積 1,000m^2 未満の個人所有の建物で、新築時に設置する方。 --- 工事費、400,000 円を上限とする。
東京都	**板橋区** 資源環境部 環境保全課 管理係 TEL 03-3579-2591	**＜雨水タンク購入費助成制度＞** 区内在住で、雨水浸透枡を設置する方。 --- 雨水タンクと架台の購入費の 1/2。25,000 円（1,000 円未満は切り捨て）を上限とする。

雨水貯留浸透施設設置に関する地方自治体の補助金交付制度事例一覧		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
東京都	**練馬区** 土木部 建設課 私道整備・総合治水係 TEL 03-3393-1111（代）	**＜雨水浸透施設の助成制度＞** 敷地面積 400m^2 未満の家屋（既設、新改築を問わない）であること。 200,000 円（付帯工事はその内で 50,000 円以内）を上限とする。
東京都	**足立区** 環境課 計画担当 TEL 03-3880-5935	**＜小型雨水貯留槽購入費補助制度＞** (1) 区内在住で既にこの助成による 2 基以上の雨水タンクを設置していない方（1 家庭 2 基まで）。 (2) 適切に機器を管理し、雨水利用の推進に努められる方。 (3) 区内の製造販売業者または販売取扱業者、あるいは隣接区に主たる事務所を有する製造業者から雨水タンクを購入できる方。 雨水タンクの本体価格及び設置工事費の合計金額（消費税含む）の 1/2。ただし 1,000 円未満は切り捨てとし、1 基当り 25,000 円を上限とする。
東京都	**葛飾区** 環境課 環境保全担当 TEL 03-5654-8237	**＜雨水貯水槽設置費補助制度＞** 区内に雨水貯水槽（100 ﾘｯﾄﾙ以上～ 1,000 ﾘｯﾄﾙ以下）を設置し、設置者本人が引き続き雨水利用を行う方。 (1) 小型雨水貯水槽（100 ﾘｯﾄﾙ以上～ 500 ﾘｯﾄﾙ以下）：設置費の 1/2 又は 25,000 円を上限とする。 (2) 小型雨水貯水槽（501 ﾘｯﾄﾙ～ 1,000 ﾘｯﾄﾙ以下）：設置費の 1/2 又は貯水容量 100 ﾘｯﾄﾙ当り 5,000 円で計算した額を上限とする。
東京都	**武蔵野市** 都市整備部 下水道課 TEL 0422-60-1867	**＜雨水浸透施設助成制度＞** 敷地面積 1,000m^2 未満の個人住宅等に設置する雨水浸透ます及び雨水浸透トレンチ。 浸透ます 16,000 円～ 68,000 円 / 個所等。200,000 円を上限とする。
東京都	**三鷹市** 都市整備部 緑と公園課 緑と水係 TEL 0422-45-1151	**＜雨水浸透ます設置事業＞** 既存の一戸建て住宅と 2 階までの共同住宅（15 世帯以内）の方。 費用は、公費で負担し個人負担なし。
東京都	**青梅市** 下水業務課 TEL 0428-22-1111 （内 333）	**＜雨水浸透施設・雨水小型貯留施設設置に補助金を交付＞** 市の一定の区域において、雨水浸透施設と小型貯留槽を設置した方。 (1) 雨水浸透施設：200,000 円を上限とする。 (2) 小型貯留槽：容量が 200 ﾘｯﾄﾙ以上 1,000 ﾘｯﾄﾙ以下の購入価格と配送費用、工事費用も含めた金額の 1/2 以内とし、100,000 円を上限とする。ただし、1,000 円未満は切り捨てとする。
東京都	**昭島市** 水道部 工務課 TEL 042-543-6114	**＜雨水貯留槽設置助成金交付制度＞** 区域内に建物を所有又は使用する個人で、雨水貯留槽を購入し、設置する方。 購入価格の 2/3 で、35,000 円を上限とする。

雨水貯留浸透施設設置に関する地方自治体の補助金交付制度事例一覧		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
東京都	**調布市** 環境部 環境保全課 TEL 0424-81-7086 ～ 7	**＜雨水タンクの助成金＞** 市内在住の方。
		(1) 一世帯につき一基を限度とする。 (2) 助成対象タンクは、容量が 100 ﾘｯﾄﾙ以上 500 ﾘｯﾄﾙ以下のもの。 (3) 本体価格の 1/2 で 25,000 円を上限とする。
		＜雨水浸透ますの設置助成制度＞ 設置対象は一般住民、対象地域は深大寺、佐須の一部を含む野川以北（湧水涵養域）。
		屋根面積の 50m^2 につき 1 基。最高 3 基まで設置できる。 市の予算での設置。
東京都	**小金井市** 環境部 環境政策課 TEL 042-387-9817	**＜雨水貯留施設設置補助金制度＞** 市内に建物を所有または利用する方で、雨水貯留施設が雨どいに接続され、散水等に使用するものを対象。
		雨水貯留施設の本体価格の 1/2 以内で 30,000 円を上限とする。
	都市建設部 下水道課 業務設備係 TEL 042-387-9856	**＜雨水浸透施設等設置助成金交付制度＞** 市内に存する個人が所有する既存住宅等に設置する方。
		(1) 屋根面積を対象とし、浸透施設の処理能力に基づき、原則として 30mm/hr に対応する規模であること。 (2) 別に定める標準工事費単価に必要数量を乗じて得た額を助成する。ただし、交付申請額が標準工事費に満たない場合は、交付申請額を限度をする。 (3) 申請 1 件につき 400,000 円を上限とし、交付額の総額は予算で定める額を限度として助成する。 ※ 1,000 円未満は切り捨てる。
東京都	**小平市** 水と緑と公園課 TEL 042-346-9556	**＜雨水浸透施設設置助成制度＞** 市内にある個人所有の建築物の屋根雨水を、地中に浸透させる雨水浸透施設（ます等）。
		屋根面積 1m^2 あたり 500 円。（屋根面積＝建築面積× 1.3）限度額は、屋根面積が 100m^2 未満の家屋は 50,000 円、100m^2 以上の家屋は 500 円×屋根面積。（ただし、工事費用と比較して、低い方の額を助成）
東京都	**東村山市** 下水道課 TEL 042-393-5111	**＜雨水貯留・浸透施設等設置助成制度＞** 建築物の敷地面積が 1,000m^2 未満の土地に住宅もしくは店舗等の建築物を所有する方又は雨水貯留・浸透施設等の設置について当該建築物及びその土地の所有者の同意を得た借地借家人であること。
		設置に要する費用のうち、標準工事費単価に必要数量を乗じて得た額の 3/4 に相当する額。ただし、設置工事費の 2/3 で 70,000 円を上限とする。
東京都	**国立市** 環境部 下水道課 業務係 TEL 042-576-2111	**＜雨水浸透ます設置助成金交付制度＞** 個人が所有する既存住宅又は併用住宅に設置する家屋を所有の方。
		雨水浸透ます 1 基当りの助成金の額は下記に定める額とし、住宅 1 戸につき 8 基までを限度として、予算の範囲内で市長が決定する。 250 型：16,000 円、300 型：30,000 円、350 型：28,000 円

雨水貯留浸透施設設置に関する地方自治体の補助金交付制度事例一覧		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
東京都	**福生市** 都市計画課 下水道工務係 TEL 042-551-1511	**＜雨水浸透施設設置助成金交付制度＞** 戸建住宅もしくは集合住宅を所有する個人又は当該建築物及び当該土地を所有する者の同意を得た使用者が申請するものであって、当該住宅に設置する雨水浸透施設が市の定める要件を備えているものとする。 予算の範囲内において、別に定める標準工事費単価に必要と認めた数量を乗じて得た額に、90/100 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる）とする。ただし、市長が別に定める額を限度額とする。
東京都	**狛江市** 環境部 環境改善課 TEL 03-3430-1111	**＜雨水浸透ます設置助成制度＞** 個人の所有する住宅等で新築・改築時に屋根雨水を対象に雨水浸透ますを設置する方。 浸透ます 1 基につき 44,000 円を上限とする。ただし、助成金の対象となる一戸当りの設置は 4 基まで。
東京都	**多摩市** 環境部 下水道課 TEL 042-338-6842	**＜各戸雨水貯留浸透施設設置助成事業＞** 敷地面積が 1,000m^2 未満の住宅を所有する個人。 予算の範囲内で 400,000 円を上限として、東京都が定める東京都標準工事費単価に設置数量を乗じて得た額又は当該工事に要した額（消費税の額を含む）のうちいずれか小さい額。
東京都	**羽村市** 建設部 下水道課 工務管理係 TEL 042-555-1111	**＜雨水浸透施設設置費助成交付制度＞** 戸建住宅又は集合住宅を所有する個人の方。 標準工事費単価に助成対象の雨水浸透施設の数を乗じて得た額以内ととし、1,000 円未満は切り捨て、400,000 円を上限とする。
東京都	**西東京市** 下水道課 工務係 TEL 0424-64-1311	**＜雨水浸透ますの助成制度＞** 敷地面積が 1,000m^2 未満の既存の住宅、または店舗兼住宅を所有する方。 1 件につき 200,000 円を上限とする。
神奈川県	**厚木市** 環境部環境総務課 TEL 046-225-2753	**＜雨水貯留槽設置助成制度＞** 市民自らの居住用住宅に取り付けられた雨水貯留槽であって、設置後 3 ヶ月以内に申請されたものに限る。 雨水貯留槽本体価格（消費税は除く）の 1/2。 ただし、1 世帯 1 台、20,000 円を上限とする。
神奈川県	**海老名市** 市民環境部 環境保全課 TEL 046-231-2111	**＜環境保全対策支援事業補助金交付制度＞** (1) 公共下水道接続時に不用となった浄化槽を雨水貯留槽に転用する方。 (2) 雨水貯留施設を設置し、その水を散水等に利用する方。 (3) 雨どい等に接続する雨水排水管の途中に雨水浸透施設を設置する方。 設置費の 1/3 以内とし、10,000 円を上限とする。

雨水貯留浸透施設設置に関する地方自治体の補助金交付制度事例一覧		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
神奈川県	**鎌倉市** 都市整備部 下水道普及課 TEL 0467-23-3000	**＜雨水貯留浸透施設の設置に係る補助金交付制度＞** 屋根に降った雨水を貯めて、庭の散水などに利用するための雨水貯留槽を設置する方。 雨水貯留槽の容量が 100 ﾘｯﾄﾙ以上 600 ﾘｯﾄﾙ以下、20,000 円を上限とする。
神奈川県	**相模原市** 下水道管理課 TEL 042-769-8268	**＜雨水浸透ます設置助成金交付事業＞** 市が認定した雨水浸透ますを設置する方。 (1) 新築家屋に設置 ：7,000 円 / 基。 (2) 既存家屋に設置：10,000 円 / 基。
神奈川県	**座間市** 環境保全課 地下水保全係 TEL 046-252-7675	**＜雨水浸透施設補助金制度＞** 雨水浸透施設を設置しようとする場合。 (1) 雨水浸透ます：12,500 円 / 基× 2 ～ 4 基まで。 (2) 雨水浸透トレンチ：6,500 円 / 基× 5m まで。 (3) 浸透性アスファルト舗装：500円/m^2×100～500m^2まで。 (4) 雨水貯留槽：25,000円× 1 基。
神奈川県	**秦野市** 水道業務課 庶務班 TEL 0463-83-2111	**＜「雨水浸透ます」の設置補助＞** 本町、南、東、北、西地区を対象区域とする。 (対象区域でも設置できない地域や場所があり) 設置金額の 1/2（1 宅地に 4 基まで、1 基の限度額 12,500 円）を補助。新築以外でも補助有り。
神奈川県	**平塚市** 下水道総務課 TEL 0463-23-1111	**＜ECOS（エコス）補助金制度＞** 容量が 100 ﾘｯﾄﾙ以上の雨水貯留槽で、集水管、本体及び排水管で構成される施設。浄化槽転用雨水貯留槽施設。 (1) 本体：購入費の 1/2 以内で、30,000 円を上限とする。 (2) 設置：工事費用の 1/2 以内で、40,000 円を上限とする。
神奈川県	**藤沢市** 土木部 下水道業務課 TEL 0466-25-1111	**＜不要浄化槽の雨水貯留施設転用工事費助成制度＞** 宅地内の下水工事により不要となる浄化槽に雨水を貯め、有効利用を図る方。 本体価格のみで、助成額は改造工事 1 件につき 40,000 円。
神奈川県	**三浦市** 環境部 水環境課 TEL 046-882-1111	**＜浄化槽の雨水貯留施設転用補助制度＞** 公共下水道への接続後、不要となる浄化槽を雨水貯留施設へ改造する工事。 改造工事 1 件につき工事費の 1/2。60,000 円を上限とする。
神奈川県	**南足柄市** 市民部 環境課 TEL 0465-73-8006	**＜雨水貯留施設転用補助金制度＞** 公共下水道への接続によって不用となった浄化槽を、雨どいなどから雨水をためる施設に転用し、その水を散水などに利用するためのポンプを設置すること。 改造工事の補助金として一律 40,000 円。

雨水貯留浸透施設設置に関する地方自治体の補助金交付制度事例一覧		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
神奈川県	**大和市** 環境部 水と緑課 水資源担当 TEL 046-260-5470	**＜雨水貯留槽（雨水タンク）購入費補助制度＞** 市長が指定する雨水タンクを市内に設置する方。 雨水タンク 1 基につき本体取得価格の 1/2 以内の額とし、30,000 円を上限とする。ただし 1,000 円未満は切り捨て。
神奈川県	**葉山町** 都市経済部 下水道課 TEL 046-876-1111	**＜雨水貯留施設転用工事助成金交付制度＞** 町の処理区域内において、下水の処理を開始すべき日から 3 年以内に転用工事をしようとする方。 転用工事 1 件につき 40,000 円とする。ただし、転用工事に要する額が 40,000 円に満たないときは、当該転用工事に要する額とする。
新潟県	**新潟市** 都市整備局 下水道部 下水道業務課 水洗化普及係 TEL 025-226-2976	**＜雨水の浸透ます・貯留タンク設置の助成金制度＞** (1) 敷地面積が 1m^2 未満であること。 (2) 下水道処理区域内においては排水設備設置済み、または排水設備と同時に設置すること。 (3) 下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと。 (4) 雨水浸透ますの設置場所が、急傾斜地など、浸透に適さない区域でないこと。 (5) 貯留タンクの容量が 100 ﾘｯﾄﾙ以上あること。 (1) 助成額は雨水浸透ます（設置数すべて）：20,000 円 (2) 雨水貯留タンク（1 基まで）： ①単独で市販の専用タンクを設置：10,000 円 ②雨水浸透ますと同時に市販の専用タンクを設置：20,000 円 ③単独で個人製作のタンクを設置：1,000 円 ④雨水浸透ますと同時に個人製作のタンクを設置：2,000 円
新潟県	**上越市** 環境企画課 TEL 025-526-5111 (内 524)	**＜雨水利用促進補助事業＞** 水資源の有効利用を図るため、雨水を貯めて再利用するための貯水タンクの購入及び浄化槽の転用工事等を行う方。 購入・工事費の 3/10、15,000 円を上限とする。
新潟県	**長岡市** 土木部 下水道建設課 計画係 TEL 0258-39-2234	**＜雨水貯留槽設置補助金交付事業＞** 雨水対策が必要な稲葉川流域及び柿川流域に居住し、家庭内に雨水貯留タンクを設置される方。 （おおむね坂之上、中島、蔵王、川崎、中沢の地区） 専用の製品を購入し設置する場合購入・設置費用の 1/2 で、20,000 円を上限とする（1 世帯につき 1 基）。H16 ～ H25
福井県	**大野市** 市民福祉部 生活環境課 TEL 0779-66-1111	**＜地下水保全活動助成＞** (1) 大野市民または大野市民で組織する団体。 (2) 大野市地下水保全条例で規定する抑制地域に所在する事業所。 (3) 地下水の合理的利用、又は節水のための施設整備事業。 ①中水利用のための雨水貯留設備設置事業 ②雨水浸透設備設置事業（地下水涵養域に限る） ③地下水保全条例で設置を義務付けられたもの以外の揚水施設への水量測定器設置事業 ④家庭での地下水再利用施設等設置事業 500,000 円を上限とする。

雨水貯留浸透施設設置に関する地方自治体の補助金交付制度事例一覧		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
長野県	**長野市** 建設部 河川課 TEL 026-224-5046	**＜雨水貯留施設助成制度＞** 市内に住宅等の建築物を所有又は借家人の方。 (1) 100 ﾘｯﾄﾙ以上 500 ﾘｯﾄﾙ未満：1 基当り購入経費の 1/2 で 25,000 円を上限とする。 (2) 500 ﾘｯﾄﾙ以上：1 基当り購入経費の 1/2 で 50,000 円を上限とする。
長野県	**千曲市** 市民生活部 生活環境課 環境保全係 TEL 026-273-1111	**＜雨水貯留施設の補助金制度＞** (1) 不要となる既存の浄化槽を雨水貯留槽に転用し、雨水貯留施設を設置する工事を行う方。 (2) 500 ﾘｯﾄﾙ以上の雨水貯留槽を新たに設置した方。 ※いずれの場合も市内に住所があることが条件。
長野県	**東御市** 建設課 都市計画係 TEL 0268-64-5882	**＜雨水貯留槽設置補助金制度＞** 市内に住所を有する事業所または一般家庭とする。ただし、一度補助金の交付を受けた者は、5 年間は対象にならない。 (1) 中規模貯留槽（1.0m^3 以上）：本体価格の 1/2、100,000 円を上限とする。 (2) 小規模貯留槽（1.0m^3 未満）：本体価格の 1/2、35,000 円を上限とする。
長野県	**小布施町** 建設水道課 都市計画・公園緑地係 TEL 026-247-3111	**＜雨水貯留タンク設置費助成金交付制度＞** 住宅用地（事業所用地）内に設置するもの。貯留量が 150 ﾘｯﾄﾙ以上で雨どいに接続されているもの。雨水貯留以外の目的に使用しないこと。 雨水貯留タンク購入に要する経費の 1/2 以内で 20,000 円を上限とする。ただし、1 戸（事業所）につき 1 回。
岐阜県	**可児市** 水道部 下水道課 TEL 0574-62-1111	**＜雨水貯留施設設置補助金交付制度＞** 新設工事又は改造工事に係る費用とする。ただし、個人施工の場合は、部品代のみとする。 (1) 新設工事:工事費の 1/2 以内とし、50,000 円を上限とする。 (2) 改造工事:工事費の 1/2 以内とし、80,000 円を上限とする。 ※ 1,000 円未満は切り捨て。
岐阜県	**多治見市** 水道部 下水道課 TEL 0572-22-1111	**＜雨水貯留・浸透施設設置費補助金交付制度＞** (1) 浄化槽転用の雨水貯留施設 (2) 雨水簡易貯留施設 (3) 雨水浸透施設Ａ型（有孔管付） (4) 雨水浸透施設Ｂ型（有孔管無） 工事費の 2/3 の額と 100,000 円のいずれか少ない額。 (1) 貯留量 0.5m^3 未満：当該工事に要する経費の 1/2 の額と 40,000 円のいずれか少ない額。 (2) 貯留量 0.5m^3 以上 1m^3 未満：当該工事に要する経費の 1/2 の額と 70,000 円のいずれか少ない額。 (3) 貯留量 1m^3 以上：当該工事に要する経費の 1/2 の額と 100,000 円のいずれか少ない額。 (4) 雨水浸透施設Ａ型：当該工事に要する経費の額と 30,000 円 / 基のいずれか少ない額。 (5) 雨水浸透施設Ａ型：当該工事に要する経費の額と 20,000 円 / 基のいずれか少ない額。

雨水貯留浸透施設設置に関する地方自治体の補助金交付制度事例一覧		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
静岡県	**磐田市** 建設部　上水道課 TEL　0538-37-6951	**＜浄化槽雨水貯留施設転用費補助金制度＞** (1)　改造時に行う浄化槽の汲取り及び清掃・消毒・浄化槽内部の不用部品の撤去並びに仕切り板の穴あけ工事。 (2)　雨水集水配管及び雨水管の取り付け工事。 (3)　ポンプ本体費用及びポンプ設置に係る工事。 (4)　雨水利用のための給水配管及び水栓設置工事。 --- 1 件につき改造工事費の 1/2 で、75,000 円を上限とする。
静岡県	**掛川市** 経済建設部　下水整備課 TEL　0537-21-1170	**＜浄化槽雨水貯留施設転用費補助金制度＞** 公共下水道処理区域内で下水道への切り替え工事を行う際に、不要となる浄化槽を改造（雨水を利用するためのポンプを設置する）して雨水貯留施設として再利用する方。 --- 1 件につき改造工事費の 1/2 とし、75,000 円を上限とする。
静岡県	**湖西市** 産業文化部　上下水道課 湖西浄化センター TEL　053-574-2211	**＜浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付制度＞** 公共下水道の処理区域として公示された日から 3 年以内に排水設備工事を行い、転用工事を自らの負担により行おうとする方。 --- 1 件につき転用工事に要した経費の 1/2 以内とし、75,000 円を上限とする。ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
静岡県	**袋井市** 建設経済部 下水道課管理係 TEL　0538-44-3128	**＜浄化槽雨水貯留施設転用工事費補助金制度＞** 公共下水道及び排水処理施設の処理区域として公示された日から 6 ヶ月以内に宅内排水設備工事を行い、転用工事を自らの負担により行う方。 --- 1 件につき転用工事に要した経費の 1/2 以内とし、75,000 円を上限とする。ただし、1,000 円未満は切り捨て。
静岡県	**富士市** 建設部　河川課 TEL　0545-55-2833	**＜雨水浸透ます設置補助金制度＞** 屋根に降った雨水を雨どいを通じて地中の浸透ますから大地へ浸透させるもの。 --- (1)　A型：60,000 円 / 基を上限とする。 (2)　B型：30,000 円 / 基を上限とする。 ※住宅面積に応じて設置数が定められている。最高 4 基まで。
静岡県	**三島市** まちづくり部 水と緑の課 TEL　055-983-2642	**＜雨水浸透・貯留施設の設置費補助金制度＞** 一般住宅を対象に設置基準のとおり雨水浸透・貯留施設を設置した場合。 --- (1)　雨水浸透マスA型：60,000 円程度 / 基。 (2)　雨水浸透マスB型：50,000 円程度 / 基。 (3)　浄化槽転用型雨水貯留施設：経費の 1/2 とし、80,000 円を上限とする。 (4)　簡易型雨水貯留施設:経費の1/2とし,50,000円を上限とする。
静岡県	**浅羽町** 上下水道課　下水道係 TEL　0538-23-9214	**＜浄化槽雨水貯留施設転用工事費補助金制度＞** 処理区域として供用開始された日から 3 年以内に宅内排水設備工事を行い、不要となる浄化槽を改造して雨水貯留施設として再利用する方。 --- 1 件につき転用工事費の 1/2 で、80,000 円を上限とする。ただし、補助金額のうち 1,000 円未満は切り捨てる。

雨水貯留浸透施設設置に関する地方自治体の補助金交付制度事例一覧		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
愛知県	**安城市** 都市整備部 下水道管理課・ 下水道建設課 TEL 0566-76-1111	**＜雨水貯留施設補助金制度＞** (1) 浄化槽内部の汚泥の汲取り及び清掃。 (2) 浄化槽内部の不要部品の撤去及び仕切り板の穴あけ工事。 (3) 雨水の集配水管等の取付工事。 (4) ポンプの設置工事。 --- (1) 雨水貯留施設の貯留量 3m^3 未満：75,000 円を上限とする。 (2) 雨水貯留施設の貯留量 3m^3 以上 10m^3 未満：100,000 円を上限とする。 (3) 雨水貯留施設の貯留量 10m^3 以上：150,000 円を上限とする。 ※改造工事に要した経費に 2/3 を乗じて得た額。 ※ 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。 ※貯留量は、浄化槽の大きさで決定する。
愛知県	**一宮市** 建設部 治水課 TEL 0586-73-9111	**＜雨水貯留施設設置補助制度＞** 補助金交付の対象になる雨水貯留施設は、雨水排水専用として市内の宅地などに設置するもので、工事にかかる費用を申請者（所有者）自らが負担するもの。 --- 1 施設につき雨水貯留施設の改造及び新設工事費総額の 3/4 に 0.95 を乗じた額。ただし、1,000 円未満の端数は切り捨てる。 (1) 100 ﾘｯﾄﾙ以上 200 ﾘｯﾄﾙ以下　：42,000 円を上限とする。 (2) 200 ﾘｯﾄﾙを超え 500 ﾘｯﾄﾙ以下　：95,000 円を上限とする。 (3) 500 ﾘｯﾄﾙを超え 1,000 ﾘｯﾄﾙ以下：190,000 円を上限とする。 (4) 1,000 ﾘｯﾄﾙを超える　：285,000 円を上限とする。
愛知県	**大府市** 下水道課 TEL 0562-45-6239	**＜雨水貯留浸透施設設置奨励補助金制度＞** 浸透ます、浸透管、貯留槽、浸透槽、浄化槽転用貯留槽、透水性舗装。 --- (1) 浸透ます：1基当り7,000円か設置費用の2/3の額が低い方。 (2) 浸透管　：1基当り3,000円か設置費用の2/3の額が低い方。 (3) 貯留槽　：100ﾘｯﾄﾙ当り7,000円か設置費用の2/3の額が低い方。 (4) 浸透槽　：100ﾘｯﾄﾙ当り4,000円か設置費用の2/3の額が低い方。 (5) 浄化槽転用貯留槽 ：1基当り75,000円か設置費用の2/3の額が低い方。 (6) 透水性舗装：1m^{2}当り500円か設置費用の2/3の額が低い方。 ※150,000円を上限とする。
愛知県	**春日井市** 下水道部 河川排水課 TEL 0568-85-6361	**＜雨水貯留浸透施設設置補助制度＞** 雨水貯留タンク及び雨水浸透桝が対象。 --- 施設設備費の 1/2 を補助する。ただし一申請につき 100,000 円を上限とする。
愛知県	**蒲郡市** 上下水道部 下水道課 TEL 0533-66-1140	**＜浄化槽雨水貯留施設転用補助金＞** 公共下水道へ接続するときに不要となってしまう浄化槽を雨水タンクに転用する方。 --- 費用の 2/3 とし、70,000 円を上限とする。
	上下水道部 水道管理課 TEL 0533-66-1129	**＜蒲郡市雨水利用簡易貯留槽購入費助成金＞** (1) 雨水簡易貯留槽(100 ﾘｯﾄﾙ以上)を購入し、市内に設置する方。 (2) 本市に住所を有する個人（1 世帯につき 1 基を限度） (3) 市税及び水道料金の滞納がないこと。 --- 1 基につき 14,000 円を助成する。

雨水貯留浸透施設設置に関する地方自治体の補助金交付制度事例一覧		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
愛知県	**刈谷市** 建設部 雨水対策課 TEL 0566-62-1066	**＜雨水貯留浸透施設設置事業補助制度＞** 市内において、公共下水道への接続により不要となる浄化槽及び汲取り便所の便槽を雨水貯留施設に転用する工事を行なう方。 --- 改造工事に要する経費（ポンプ本体の費用を含む）の 2/3（1,000 円未満の端数は切り捨て）とする。 (1) 貯留量 3m^3 未満（約 15 人槽）：75,000 円を上限とする。 (2) 貯留量3m^{3}以上10m^{3}未満(約50人槽):100,000円を上限とする。 (3) 貯留量 10m^3 以上：150,000 円を上限とする。。
愛知県	**江南市** 建設部 土木課 治水係 TEL 0587-54-1111	**＜雨水浸透ますの設置費補助金交付制度＞** 市区域内において住宅、店舗等に設置基準のとおり雨水浸透ますを設置した場合。また、既設の建物等に設置する場合。 --- 1 基につき 20,000 円。
愛知県	**高浜市** 下水道課 TEL 0566-52-1111	**＜雨水貯留浸透施設設置奨励補助金交付制度＞** 貯留槽（雨水タンク）、浸透ます、浸透管、透水性舗装。浄化槽転用貯留槽。 --- (1) 貯留槽（容積 200 ﾘｯﾄﾙ以上）： 1基当り22,000円又は設置費用の1/2の額のいずれか低い額。 (2) 浸透ます（内幅 20 cm以上）： 1基当り6,000円又は設置費用の1/2の額のいずれか低い額。 (3) 浸透管（内径 5 cm以上）： 1m当り1,300円又は設置費用の1/2の額のいずれか低い額。 (4) 透水性舗装（路盤材厚 10 cm以上）： 1m^{2}当り1,100円又は設置費用の1/2の額のいずれか低い額。 (5) 浄化槽転用貯留槽（浄化槽を雨水貯留槽に転用する場合）： 転用費用の 2/3 の金額で 100,000 円を上限とする。 ※貯留槽（雨水タンク）、浸透ます、浸透管及び透水性舗装 (1) ～ (4) の補助金の合計額は 100,000 円を上限とする。
愛知県	**豊川市** 上下水道部 下水管理課 TEL 0533-89-2145	**＜雨水貯留タンクの設置補助制度＞** 屋根に降った雨水を雨どいから集水し、それを貯める貯留タンクを自らの負担により設置しようとする方。 --- 雨水貯留タンクの購入及び設置工事費の 1/2 の額とし、25,000 円を上限とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。
愛知県	**豊田市** 上下水道局 下水道管理課 TEL 0565-34-6623	**＜雨水貯留施設補助制度＞** 浄化槽内部の不用部品の撤去および仕切り板の穴あけ工事・雨どいの下から浄化槽までの雨水排水管の設置工事・設置および散水栓の設置工事。 --- (1) 不用浄化槽の再利用の場合：改造工事に要した経費の 2/3。 (2) 雨水貯留施設を新設の場合：新設工事に要した経費の 1/2。 ※上限額は、貯留量 3m^3 未満：7,500 円。3m^3 ～ 10m^3：100,000 円。 10m^3 以上：150,000 円。ただし、1,000 円未満は切り捨て。

雨水貯留浸透施設設置に関する地方自治体の補助金交付制度事例一覧		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
愛知県	**豊橋市** 環境部 環境保全課 TEL 0532-51-2390	**＜雨水貯留槽設置整備事業補助金交付制度＞** 市内に居住しており、居住地に雨水貯留槽設置場所を確保していること。
		雨水貯留の購入費（消費税及び地方消費税を含む）の 1/2 の額とし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。ただし、当該額が 18,000 円を超える場合は 18,000 円とする。補助金の交付の対象となる雨水貯留槽の数は、一世帯につき 1 基とする。
	上下水道局 給排水課 普及業務グループ TEL 0532-51-2762	**＜浄化槽の雨水タンク転用補助制度＞** 下水道への切り替え工事を行う方で、不要となる浄化槽を改造して雨水貯留施設として再利用される方。
		改造工事費の 2/3。浄化槽 1 基当り 100,000 円（1,000 円未満の端数切り捨て）を上限とする。
愛知県	**碧南市** 上下水道部 管理課 下水管理係 TEL 0566-41-3311	**＜浄化槽雨水貯留施設転用費補助金制度＞** 公共下水道の使用者で、公共下水道が使用できる日となってから 3 年以内に排水設備を設置することにより不用となった浄化槽を雨水貯留施設に転用するための改造工事。
		改造工事に要した経費に 2/3 を乗じた額（1,000 円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てた額）で、75,000 円を上限とする。
愛知県	**大口町** 環境経済課 環境グループ TEL 0587-95-1111	**＜雨水利用簡易貯留施設補助金制度＞** 住宅 1 棟につき浄化槽転用施設は 1 基まで。簡易貯留施設は 2 基まで。
		(1) 浄化槽転用施設：当該清掃および工事に要する経費の 1/2 の額または 80,000 円のいずれか少ない額。 (2) 簡易貯留施設：当該施設の購入および工事に要する額の 1/2 の額または 25,000 円のいずれか少ない額。
愛知県	**幸田町** 上下水道部 下水道課 TEL 0564-62-1111 （内 333）	**＜浄化槽等雨水貯留施設補助金＞** 下水道接続に際し、不要となる浄化槽を雨水貯留施設に転用される方。
		事業費の 2/3、75,000 円を上限 とする。
愛知県	**田原市** TEL 0531-22-1111	**＜浄化槽雨水貯留施設転用補助金＞** 市内において排水設備を設置することにより、不要となった浄化槽を雨水貯留施設に転用するために改造工事を自らの負担により行おうとする方。
		事業費総額の 2/1、100,000 円を上限とする。
		＜雨水貯留施設新設補助＞ 市内にある住宅や事業所などに 80 ﾘｯﾄﾙ以上の雨水貯留施設を設置される方。
		雨水タンク購入費の 1/2、100,000 円を上限とする。 ※工事費は補助対象外。

雨水貯留浸透施設設置に関する地方自治体の補助金交付制度事例一覧		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
愛知県	**東郷町** 下水道課 事業係 TEL 0561-38-3111	**＜浄化槽雨水貯溜施設転用補助制度＞** 公共下水道への接続により不要となる浄化槽を雨水貯溜施設として活用する方。 改造工事費用の 2/3 以内で 1,000 円未満切り捨て。80,000 円を上限とする。
大阪府	**箕面市** 水道部 下水道課 TEL 072-724-6753	**＜雨水浸透施設設置費補助金交付制度＞** 雨水浸透ますを設置するときに交付（一定の構造要件あり）。 5,000 円 / 基で算出した額。
兵庫県	**三田市** 生活環境部 環境課 TEL 079-559-5065	**＜雨水貯留施設転用補助金交付制度＞** 敷地内に降った雨水を貯留する雨水貯留槽及び貯留した雨水を散水等に利用するためのポンプ設備を備えた施設。 改造工事に要した経費に 1/2 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、100,000 円を上限とする。
奈良県	**大和郡山市** 道路河川課 TEL 0743-53-1151	**＜雨水簡易貯留槽購入補助金交付制度＞** 市内在住の方で自宅等にタンク設置が可能な方(個人または法人)。 タンクの購入金額の 1/2 で 50,000 円を上限とする。タンクは、市に登録された指定の品（指定付属品、工事費含む）に限る。一世帯（一法人）2 ヶ所の設置まで補助金が受けられる。
岡山県	**岡山市** 下水道局 経営総務部 普及管理課 排水設備係 TEL 086-803-1488	**＜戸別雨水流出抑制施設設置補助制度＞** 市長が指定した区域内に設置するものであること。 この事業に係る費用総額の2/3以内(1,000円未満は切り捨て)。10 人槽以下の浄化槽の改造の場合、補助金の上限は 100,000 円。
岡山県	**倉敷市** 建設局 建設計画課 TEL 086-426-3455	**＜雨水流出抑制施設設置補助金交付制度＞** (1) 中規模雨水流出抑制施設：一時的に雨水を貯留する施設であって、10 人槽以下の容量の浄化槽を改造した雨水貯留槽、散水施設及び排水施設で構成されるもの。 (2) 大規模雨水流出抑制施設：一時的に雨水を貯留する施設であって、10 人槽を超える容量の浄化槽を改造した雨水貯留槽又は同容量の新設した雨水貯留槽、散水施設及び排水施設で構成されるもの。 当該工事を行う場合に要する費用と比較して，少ない方の額に 2/3 を乗じて得た額以内の額。ただし，雨水簡易貯留槽又は 10 人槽以下の容量の浄化槽の改造の場合は，100,000 円を上限とする。

雨水貯留浸透施設設置に関する地方自治体の補助金交付制度事例一覧		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
香川県	**高松市** 土木部 下水道管理課 TEL 087-839-2474	**＜雨水浸透ますと雨水浸透トレンチの設置助成制度＞** 高松市内において自己が所有する土地に、雨水浸透施設を設置する方。（国及び地方公共団体を除く） (1) 雨水浸透施設の工事に要した総費用の 2/3。 (2) 雨水浸透ますの設置基数は、4 基まで。 【1 基当り】 ①内径 150㎜ 以下のもの 5,000 円。 ②内径 150㎜ を超え 200㎜ 以下のもの 7,000 円。 ③内径 200㎜ を超え 250㎜ 以下のもの 10,000 円。 ④内径 250㎜ を超え 300㎜ 以下のもの 11,000 円。 ⑤内径 300㎜ を超え 350㎜ 以下のもの 18,000 円。 ⑥内径 350㎜ を超え 400㎜ 以下のもの 21,000 円。 (3) 雨水浸透トレンチの 1m 未満の端数は、切り捨て。 【有孔管 1 m 当り】 ①有孔管の内径 75㎜ 以下のもの 4,000 円。 ②有孔管の内径 75㎜ を超え 100㎜ 以下のもの 5,000 円。 ③有孔管の内径 100㎜ を超え 150㎜ 以下のもの 6,000 円。 ④有孔管の内径 150㎜ を超え 200㎜ 以下のもの 9,000 円。 ⑤有孔管の内径 200㎜ を超えるもの 11,000 円。
愛媛県	**松山市** 公営企業局 管理部 水道サービス課 TEL 089-948-6802	**＜雨水利用助成制度＞** (1) 貯留施設のうち小規模貯留施設（容量 0.1㎥ 以上 1 ㎥ 未満の雨水貯留施設） (2) 中規模貯留施設（容量 1㎥ 以上 5㎥ 未満の雨水貯留施設） (3) 大規模貯留施設（容量 5㎥ 以上の雨水貯留施設） ※市内に設置する個人及び事業所（公共団体を除く）。 (1) 小規模貯留施設：制作費又は購入価格（価格と架台等の付属品価格の合計額）150,000 円を上限とする。 (2) 中規模貯留施設：設置工事費の 2/3、200,000 円を上限とする。 (3) 大規模貯留施設：有効貯留容量 1㎥ 当たり 50,000 円、3,000,000 円を上限とする。 ※いずれも消費税及び地方消費税を含む。ただし、1,000 円未満は切り捨て。
熊本県	**熊本市** 都市整備局 下水道部 河川課 TEL 096-328-2571	**＜雨水浸透ます設置補助制度＞** 市内で家の新築、購入、リフォーム等の際、雨水浸透ますの設置を予定している方。既に新築、購入、リフォーム後の方でも可。 補助金の額は浸透ますの設置個数で決める。申請者一人の限度額は 200,000 円。 雨水浸透ます 1 基あたりの補助金の額（平成 16 年度） (1) コンクリート製：19,000 円 (2) 塩化ビニール製（ポリプロピレン製）：14,000 円
鹿児島県	**鹿児島市** 建設局 建設管理部 河川港湾課 TEL 099-216-1412	**＜個人住宅雨水貯留施設等設置助成制度＞** 市域内の個人住宅において、雨水の流出抑制を目的に、貯留施設等を設置する方。 設置に要する費用のうち、市が認めた金額の 2/3 を助成。 (1) 貯留タイプ：1 箇所当り 38,000 円を上限とする。 (2) 浸透タイプ：1 箇所当り 22,000 円を上限とする。

・緑化関連

(1) 緑化にかかる費用を融資する制度		
団体、窓口		施策・事業名称、概要
	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室 TEL 03-5253-8508 **平成 18 年 3 月廃止**	**＜地方公共団体施策住宅特別加算制度＞** 住宅金融公庫制度に、各地方公共団体と連携して地域にふさわしい住まいづくりを支援するための特別加算制度が設けられている。 この制度は所在する地方公共団体が独自に政策誘導すべき住宅として「住宅マスタープラン」に定めた場合に融資額を加算するもので、屋上緑化については住環境整備型（緑化推進タイプ）として 2,000,000 円の加算が受けられ、多数の自治体で導入されている。
東京都	**葛飾区** 環境部 環境課 環境保全係 TEL 03-5654-8237	**＜屋上緑化・壁面緑化資金融資制度：利子補給・保証料補助＞** 5m^2 以上の屋上緑化または壁面緑化に必要な工事に要する資金に対して、金融機関に融資の斡旋をし、区が利子および信用保証料の一部を補助する。 [融資] 使途：5m^2 以上の屋上緑化または壁面緑化に必要な工事に要する資金。 金額:5,000,000 円以内。期間:5 年以内(据置期間 6 ヵ月を含む)。 利率:本人負担 年 0.6%(年 2.0%のうち区が 1.4% を補助する)。 [信用保証料の負担] 東京信用保証協会の信用保証料、もしくは金融機関が指定する信用保証会社の信用保証料等は、100,000 円を限度に区が補助する。なお、この融資制度による信用保証を受ける手続きは取扱金融機関が行う。
東京都	**墨田区** 地域振興部 環境担当環境保全課 緑化推進担当 TEL 03-5608-6208	**＜屋上緑化相談事業＞** 墨田区屋上緑化推進協議会に加盟している事業者に区民が工事を依頼した場合、屋上緑化工事代金の 2 割程度の割引を受けられる。

(2) 緑化にかかる税を減免する制度		
団体、窓口		施策・事業名称、概要
	国土交通省 都市地域整備局 公園緑地課 TEL 03-5253-8420	**＜緑化施設整備計画認定制度＞** 緑の基本計画において「緑化の推進を重点的に図るべき地区」として定められた地区内の建築物の敷地内において、緑化施設を整備しようとする者が緑化施設整備計画を作成し、市町村長の認定を受けることができる制度。 認定を受けた計画に基づいて整備された緑化施設については、固定資産税の軽減措置が適用される（固定資産税の課税標準を 5 年間 1/2 に軽減）。
福岡県	**福岡市** 都市整備局 公園緑地部 緑化推進課 TEL 092-711-4424	**＜緑化施設整備計画認定制度＞** 建物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画（緑化施設整備計画）を市町村長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受ける事ができる制度。 (1)「緑化重点地区（市街化区域)」であって、敷地面積が 1,000m^2 以上 (2) 敷地面積の 20% 以上を緑化する。 --- 緑化施設の償却資産に係る固定資産税が､5年間にわたり1/2となる。

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その１）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
宮城県	**仙台市** 建設局 百年の杜推進部 緑化推進課 推進係 TEL　022-214-8389	**＜仙台市建築物緑化助成制度＞** 百年の杜づくり推進事業の一環として、市内の緑化重点地区内、及び同区域隣接地の建築物の屋上・壁面等に緑化事業を行う個人や事業者を対象とする。
		(1) 屋上又はベランダ緑化： 助成対象の費用の 1/2 を助成。ただし、植栽面積 1m^2 当たり 50,000 円、全体で 3,000,000 円を助成金の上限とする。 (2) 壁面緑化： ①肥料及び植物等： 助成対象の植栽等の費用の 1/2 を助成。ただし、植栽延長 1m 当たり 1,000 円、全体で 100,000 円を助成金の上限とする。 ②補助資材： 助成対象の補助資材設置等の費用の 1/2 を助成。ただし、補助資材面積 1m^2 当たり、4,000 円、全体で 2,000,000 円を助成金の上限とする。
埼玉県	**川口市** 都市計画部 みどり課 推進係 TEL 048-258-7492	**＜屋上緑化補助制度＞** 川口市内で屋上緑化を行う建築物の所有者等。 ※次の者は対象外。 (1) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体。 (2) 建築物の販売を目的とする者。 (3) 条例に基づく緑化計画書を提出するもので、条例の緑化基準内で屋上緑化を行うもの。 ※対象経費：屋上を緑化するための植物・土壌の購入費、防水・防根・灌水・給排水施設等の設置費
		所要経費の 1/2、又は 20,000 円 /m^2 で算出した額のいずれか小さい額。100,000 円を上限とする。
		＜生け垣設置等奨励補助制度＞ 市内に生け垣、フェンス緑化等を新たに設置する個人または団体（共同住宅の管理組合など）で市内の住宅の敷地内に新たに設けられるものが対象。また、生け垣を設置するために塀を撤去する場合、撤去費用の一部を補助する。 ※次の者は対象外。 (1) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体。 (2) 過去に同一の敷地内及び建築物で本補助金を受けたことがある者。 (3) 販売を目的として建築される建築物の緑化。 (4) 500m^2 以上の敷地で緑化計画を提出する物件の場合、条例上の緑化基準内で緑化を行う者（緑化基準面積を満たしたうえで、その他に生け垣等を設置した場合は該当となる）
		(1) 生け垣設置補助金： 7,000 円 /m を限度として算出した額、140,000 円を上限とする。 (2) 既存塀撤去補助金： 16,000 円 /m 未満は掛かった費用の 1/2、16,000 円 /m 以上は 8,000 円 /m が支給される。160,000 円を上限とする。 (3) フェンス及び壁面緑化補助金： 1,000 円 /m を限度として算出した額、20,000 円を上限とする。

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その２）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
埼玉県	**草加市** 市民生活部 環境課 環境政策担当 TEL 048-922-1519	**＜屋上緑化促進事業補助金＞** 市内に住所を有し、市内に建物を所有する人で、「草加わが家の環境宣言」の認定を受けている、又は受けようとする人。 屋上又はベランダ等に面積が 3m^2 以上の緑化促進を行う事業。区画を造成して植栽を行う工事に係る経費。 ※緑化促進…芝、草花、樹木等を植栽し、保護育成すること。
		工事費の 1/2 で 10,000 円 /m^2 を限度。総額は 50,000 円を上限とする。
埼玉県	**戸田市** 都市整備部 公園緑地課 緑化推進担当 TEL 048-441-1800 （内線 348）	**＜戸田市建築物屋上等緑化奨励補助金制度＞** 市内の建築物で､新たに屋上や壁面を緑化する建築物の所有者。 ※次の者は対象外。 (1) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体。 (2) 建築物の販売を目的とした事業者。 (3) 戸田市宅地開発等指導要綱の適用を受け設置する緑地として、屋上等の緑化を行う事業者。
		対象工事費が 1m^2 当たり 20,000 円未満の場合はその工事費を、20,000 円以上の場合は 20,000 円を基準額とし、これに緑化面積を乗じた額の 2/3 に相当する額を補助金額とする。ただし、500,000 円を上限とする。 (壁面緑化については｢20,000 円｣となっている部分を｢10,000 円｣と読み替える)
		＜戸田市生け垣等設置奨励補助金制度＞ 市内において、新たに生け垣・緑化フェンス・花壇を設置する方。又は既存フェンス若しくはブロック塀を緑化する方。 市民・法人は問わない。ただし戸田市宅地開発等指導要綱の適用を受け、開発緑地を設置する場合は対象外になる。また、これと同種の他の緑化制度の補助金を重複して受ける事はできない。
		10,000 円 /m（ただし設置費用が 10,000 円 /m 未満の場合は実費額とし、200,000 円を限度に同一敷地内 1 回限り）なお、ブロック塀を取り壊して生け垣を設置する時は、補助金が加算される場合がある。
千葉県	**市川市** 水と緑の部 公園緑地課 緑の推進担当室 TEL 047-334-1111 （内 5834） **(財) 市川市緑の基金事務局** TEL 047-318-5760	**＜屋上緑化推進事業＞** 市川市に住所を有する個人又は事務所若しくは事業所を有する法人・団体が市内の建造物に生け垣を造る場合。
		(1) 屋上緑化事業： 次の植物の区分に応じ、緑化区画の面積で換算した額 (当該換算した数に 1 未満の端数が生じた場合は、当該端数 0.5 未満であるときはこれを切り捨てる。以下同じ) 又は助成対象費用の総額1/2の何れか小さい方の額とする。 500,000 円を上限とする。 ①樹木等　：30,000 円 /m^2 ②芝、被子、苔等　：5,000 円 /m^2 (2) ベランダ緑化： 緑化区画を 10,000 円 /m^2 で換算した額に 1/2 を乗じて得た額。又は、助成対象費用の総額に 1/2 を乗じて得た額の何れか小さい方の額とする。ただし 200,000 円を上限とする。 (3) 壁面緑化事業： フェンス等の面積を 5,000 円 /m^2 で換算した額に 1/2 を乗じて得た額。又は、助成対象費用の総額に 1/2 を乗じて得た額の何れか小さい方の額とする。ただし 100,000 円を上限とする。

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その３）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
千葉県	**市川市** 水と緑の部 公園緑地課 緑の推進担当室 TEL 047-334-1111 （内 5834） **(財) 市川市緑の基金事務局** TEL 047-318-5760	**＜生垣設置助成事業＞** 市川市に住所を有する個人又は事務所若しくは事業所を有する法人・団体が市内の建造物に生け垣を造る場合。 助成限度額 20,000 円 /m を上限とする（ブロック塀撤去費用 5,000 円を含む）。
千葉県	**（財）船橋市緑の基金** TEL 047-436-2557	**＜屋上緑化助成金交付制度＞** 建築物の屋上または壁面に緑化する方。 (1) 屋上緑化 建築物の屋上 3m^2 以上に樹木を植栽する事業に要する経費の 1/2 を助成する。200,000 を上限とする。 (2) 壁面緑化 建築物の壁面に 2m 以上連たんしてツタ等を植栽する事業に要する経費の 1/2 を助成する。50,000 円を上限とする。 **＜生垣設置・保全に関する助成金交付制度＞** 船橋市内に居住し、ブロック塀等を生垣に改造する市民又は新たに生垣を設置する市民、また既に設置されている生垣を健全に育成保全する市民。 (1) ブロック塀等を生垣に改造： ①取り壊し費：3,000 円 /m、45,000 円を上限とする。 ②植栽樹木費：6,000 円 /m、90,000 円を上限とする。 (2) 生垣の新設： 植栽樹木費：6,000 円 /m、90,000 円を上限とする。 (3) 生垣の育成保全： 管理費（年額）：100 円 /m、2,900 円を上限とする。
東京都	**千代田区** 環境土木部 生活環境課 TEL 03-5211-4250	**＜屋上等緑化助成金交付要綱＞** 千代田区内の民間建築物において実施される事業で、次の何れかに該当する建築物の所有者又は管理者に対して行う。ただし、国又は地方公共団体等から類似している補助金又は助成金等を受けているものを除く。 (1) 敷地面積が 1,000m^2 以上の既存建築物で、千代田区緑化推進要綱の緑化基準を満たしているもの。 (2) 敷地面積が 1,000m^2 未満、500m^2 以上の建築物で、緑化基準を満たしているもの。 (3) 敷地面積が 500m^2 未満の建築物で、植栽基盤を設置するもの。 (4) その他当該要綱対象事業として区長が特に認めるもの。 (1) 屋上緑化： 20,000 円 /m^2 により算出した額、若しくは実工事費の 1/2 の何れか小さい額。100,000 円を上限とする。 (2) ベランダ等の緑化： 20,000/ 基により算出した額、若しくは実工事費の 1/2 の何れか小さい額。100,000 円を上限とする。 (3) 壁面緑化： 5,000/m^2 により算出した額、若しくは実工事費の 1/2 の何れか小さい額。100,000 円を上限とする。

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その４）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
東京都	**中央区** 土木部 公園緑地課 緑化推進係 TEL 03-3546-5438	**＜花と緑のまちづくり推進要綱＞** 対象事業の要件は下記のとおり。ただし、既に緑化されている地上部分及び屋上等部分は、緑化事業の対象としない。 (1) 緑化事業： ①敷地面積が 1,000m^2 未満の施設（総合設計制度等の規定の適用がある施設及び類似の補助金を受けている施設を除く） ②事業完了後の接道部緑化延長、地上部緑化面積又は屋上等緑化面積の何れかが、基準を満たしていること。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限りでない。 (2) 保護育成事業： ①緑化事業の助成を受けて造成したもの。この場合において、助成の期間は、緑化事業助成金の交付の翌年度から 3 年度以内。 ②樹木の保護育成事業については、地上 1.2m の高さにおける幹回りが 1.2m 以上であること。 (1) 緑化事業（500,000 円を上限）： ①接道部緑化は 20,000 円 /m^2 を限度として、事業に要した経費の 1/2 とする。ただし、1,000 円未満は切り捨てる。 ②接道部以外の地上部緑化は、10,000 円 /m^2 を限度として、事業に要した経費の 1/2 とする。ただし、1,000 円未満は切り捨てる。 ③屋上等緑化は、屋上及びベランダは 30,000 円 /m^2、壁面は 5,000 円 /m^2 をそれぞれの限度として、事業に要した経費の 1/2 とする。ただし、1,000 円未満は切り捨てる。 (2) 保護育成事業（年間 50,000 円を上限）： ①緑地の育成は年間 2,000 円 /m^2 とする。 ②樹木の保護育成は年間 10,000/ 本とする。
東京都	**港区** 各総合支所 地区活動推進課 TEL 03-3578-2111	**＜屋上等緑化の助成＞** 区内で新たに屋上等に緑化する建築物の所有者。 (1) 屋上緑化： 緑化面積は 3m^2 以上。所要経費の 1/2 または 20,000 円 /m^2 で算出したいずれか低い額。300,000 円を上限とする。 (2) ベランダ緑化： 緑化面積は 1.5m^2 以上。所要経費の 1/2 または 20,000 円 /m^2 で算出したいずれか低い額。150,000 円を上限とする。 (3) 壁面緑化： 緑化面積は 10m^2 以上。所要経費の 1/2 または 15,000 円 /m^2 で算出したいずれか低い額。200,000 円を上限とする。 **＜生垣造成の助成＞** 道路沿いなど公衆の見やすいところに生垣を造られる方。 (1) 生垣造成： ①樹木の高さ 1.0m 以上 1.2m 未満 ：9,000 円 /m ②樹木の高さ 1.2m 以上 1.5m 未満 ：11,000 円 /m ③樹木の高さ 1.5m 以上 ：18,000 円 /m (2) 既存塀取り壊し： ①板塀等 ：4,000 円 /m ②万年塀等 ：6,000 円 /m ③鉄筋コンクリート塀等 ：24,000 円 /m ※生垣助成 50m を限度とする。

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その５）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
東京都	**港区** 各総合支所 地区活動推進課 TEL 03-3578-2111（代）	**＜緑化協定＞** 一定の育成をはかるため、一定の区域の「緑化」について区が認定し、助成する。 (1) 生垣協定： ①樹木の高さ 1.0m 以上 1.2m 未満 ： 9,000 円 /m ②樹木の高さ 1.2m 以上 1.5m 未満 ：11,000 円 /m ③樹木の高さ 1.5m 以上 ：18,000 円 /m (2) 既存塀取り壊し： ①板塀等 ：4,000 円 /m ②万年塀等 ：6,000 円 /m ③鉄筋コンクリート塀等 ：24,000 円 /m ※ 100m を限度とする。
東京都	**新宿区** 環境土木部 道とみどりの課 TEL 03-5273-3924	**＜接道部緑化助成制度＞** 新宿区内に土地を所有又は管理している方。 (1) 生垣（長さ 2.0m 以上、奥行き 0.5m 以上）： ①高さ 1.0m 以上 1.5m 未満の樹木が、相互に葉が触れ合う程度に列植されているもの ：12,000 円 /m ②高さ 1.5m 以上の樹木が、相互に葉が触れ合う程度に列植されているもの ：15,000 円 /m ※ 300,000 円を上限とする。 (2) 植樹帯（長さ 2.0m 以上、奥行き 0.5m 以上）： ①高さ 0.3m 以上の樹木が、相互に葉が触れ合う程度に列植され、かつ、高さ 0.1m 以上の樹木が、長さ 2.0m につき 1 本の割合で植栽されているもの ：5,000 円 /m ②高さ 0.3m 以上の樹木が、相互に葉が触れ合う程度に列植され、かつ、高さ 3.0m 以上の樹木が、長さ 4.0m につき 1 本の割合で植栽されているもの ：12,000 円 /m ※ 300,000 円を上限とする (3) ブロック塀等撤去（高さ 1.0m 以上）： ①緑化部分と同位置にある、万年塀の撤去 ：5,000 円 /m ②緑化部分と同位置にある、ブロック塀や大谷石塀の撤去 ：10,000 円 /m ※ 200,000 円を上限とする
東京都	**文京区** 土木部 みどり公園課 TEL 03-5803-1254	**＜屋上等緑化助成制度＞** 区内の建築物において実施される屋上、ベランダ及び壁面の緑化について、その所有者又は管理者。一定の用件を満たしていることが必要。 (1) 屋上緑化・ベランダ緑化： 20,000 円 /m^2 で換算した額または助成対象費用に 1/2 を乗じて得た額の何れか小さい方の額とする。 (2) 壁面緑化： 10,000 円 /m^2 で換算した額または助成対象費用に 1/2 を乗じて得た額の何れか小さい方の額とする。 ※総合計は 400,000 円を上限とする。
		＜生垣助成の制度＞ 区内の建築物の接道部分の生垣づくりに対して、その所有者又は管理者。一定の用件を満たしていることが必要。 (1) 生垣造成費：14,000 円 /m (2) ブロック塀等の撤去：(1) に 8,000 円 /m を加算 ※造成費用が上記金額に満たない場合には実費を助成する。

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その６）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
東京都	**台東区** 土木担当 公園緑地課 TEL 03-5246-1323	**＜屋上緑化等助成金制度＞** 区内において、新たに屋上緑化、壁面緑化をされる方
		(1) 屋上緑化： 10,000 円 /㎡ ×助成対象緑化面積、工事費× 1/2 を比較し、小さい方の額。 400,000 円を上限とする。 (2) 壁面緑化： 5,000 円 /㎡ ×助成対象緑化面積、工事費× 1/2 を比較し、小さい方の額。 200,000 円を上限とする。 ※合計 600,000 円を上限とする。
東京都	**墨田区** 環境保全課 緑化推進担当 TEL 03-5608-6208	**＜屋上緑化助成制度＞** 区内の民間建築物（建築基準法など法令に不適合の建築物を除く）で、新たに屋上を緑化した建築物の所有者。
		予算の範囲内において、建築物の屋上等（上部に屋根がある場合を除く）に設置された緑地の面積に 10,000 円 /㎡（1㎡ 未満は切り捨て）を乗じて得た額と当該工事に要した費用の 1/2 の額（10,000 円未満は切り捨て）のいずれか小さい額。 400,000 円を上限とする。
		＜緑のへい助成制度＞ 区内において、新たに道路に面して、緑のへい（生け垣や植樹帯）を設置した方。ただし、国、地方公共団体及びその他の公共団体並びに分譲用住宅の販売者等、将来緑のへい等の適正な維持管理が困難と思われる者等を除きます。
		(1) 生け垣： 樹木の高さは地面から 1m 以上、間隔は隣り合う苗木の葉がお互いに触れ合う程度以上。 ：20,000 円 /m (2) 植樹帯： 樹木の高さは地面から 1m 未満、間隔は隣り合う苗木の葉がお互いに触れ合う程度以上。 ①植え込みの奥行きが 50cm 未満 ：12,000 円 /m ②植え込みの奥行きが 50cm 以上 ：24,000 円 /㎡ (3) ブロック塀加算： ブロック塀等を取り壊した跡に作った緑のへい ：10,000 円 /m ※ 400,000 円を上限とする。

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その７）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
東京都	**江東区** 土木部 水辺と緑の課 みどりの係 TEL 03-3647-2079	**＜屋上緑化助成＞** 区内において、新たに屋上に植栽地をつくって緑化する方。または下記の条件を満たす方。 (1) 江東区及び東京都の緑化指導の対象とならないこと。 (2) 建築基準法その他法令等に適合した建築物であること。 (3) 耐荷重などの緑化施設の設置が可能であることを証明できること。 (4) 分譲もしくは売買を目的とした物件でないこと。
		(1) 草木緑化工事（基礎工事含む）： 工事費の 1/2、15,000 円 /m^2 を上限とする。 (2) 樹木緑化工事（基礎工事含む）： 工事費の 1/2、30,000 円 /m^2 を上限とする。 (3) 壁面緑化工事： 工事費の 1/2、5,000 円 /m^2 を上限とする。 ※ 300,000 円を上限とする。
		＜生垣緑化助成＞ 区内において、新たに道路に面した場所に生垣や植樹帯を造る方。または下記の条件を満たす方。 (1) 江東区及び東京都の緑化指導の対象とならないこと。 (2) 緑化をする箇所が道路に面していること。 (3) 緑化をする箇所の道路幅が 4m 以上であること。 (4) 美しい通りの景観維持に意欲的であること。 (5) 変更・撤去をしないことが確実であること。 (6) 分譲もしくは売買を目的とした物件でないこと。
		(1) 生垣等緑化工事： 延長 100m を上限とした工事費（16,000 円 /m を上限とする） 合計額は 1,600,000 円を上限とする。 (2) ブロック塀等の取り壊し工事： 延長 100m を上限とした工事費（8,000 円 /m を上限とする） 合計額は 800,000 円を上限とする。 (3) ネットフェンスの設置工事： 延長 100m を上限とした工事費（8,000 円 /m を上限とする） 合計額は 800,000 円を上限とする。

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その８）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
東京都	**品川区** まちづくり事業部 道路公園課 みどりの係 TEL 03-5742-6799	**＜品川区屋上緑化等助成制度＞** 品川区の民間建築物を所有し、以下の条件を満たし、関連法令等に違反しない緑化を行う方。ただし、みどりの条例に基づく緑化計画書の提出が求められている物件に関しては、基準を上まわった部分が対象となります。 (1) 既に建築されている建築物の屋上、ベランダ、壁面等を新たに緑化される方。 (2) 新たな建築行為に伴って、屋上、ベランダ、壁面等を緑化される方。
		(1) 屋上、ベランダ緑化： ①プランター等：見積もり額の 1/2、又は実際に要した費用 1/2 のいずれか小さい額。 ②土厚 15cm 未満：10,000 円 /m^2 で算出した額、又は実際に要した費用 1/2 のいずれか小さい額。 ③土厚 15cm 以上 35cm 未満：15,000 円 /m^2 で算出した額、又は実際に要した費用 1/2 のいずれか小さい額。 ④土厚 35cm 以上：30,000 円 /m^2 で算出した額、又は実際に要した費用 1/2 のいずれか小さい額。 (2) 壁面緑化： フェンス等補助資材：15,000 円 /m^2 で算出した額、又は実際に要した費用 1/2 のいずれか小さい額。 ※プランターは容積 100 ﾘｯﾄﾙ以上が条件。（参考：内側の寸法が縦 30cm、横 100cm、深さ 35cm がおおよそ 100 ﾘｯﾄﾙ） ※助成対象面積は 1m^2 以上、助成額の上限は 300,000 円とする。
		＜緑豊かな街なみづくり助成事業（生垣助成）＞ 区内において、住宅・駐車場・事務所又は事業所・工場又は倉庫・その他区長が必要と認めたものの敷地を所有または管理する方。ただし、「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」の適用を受ける事業者および、緑化に関する他の補助金を受けている方は除きます。
		(1) 既存塀撤去： ①ブロック・万年塀および大谷石積みなど 高さ 1.2m 以下 … 4,500 円 /m 高さ 1.2m を超える … 8,000 円 /m ②コンクリート塀・擁壁など： 高さ 1.2m 以下 … 8,500 円 /m 高さ 1.2m を超える …15,000 円 /m (2) 生垣・植栽： ①生垣（垣根のないもの）：高さ 0.9m 以上 …14,000 円 /m ②中・高木：高さ 1.5m 以上…13,000 円 /m ③低木：高さ 1.5m 未満…4,500 円 /m (3) 植込み縁石設置（化粧ブロック・レンガなど）：高さ 0.5m 以下 … 8,000 円 /m (4) フェンス設置： ①デザインフェンスなど：高さ 1.1m 以下 … 8,000 円 /m ②垣根（四ツ目垣など）：高さ 1.1m 以下 … 3,000 円 /m ※助成延長の補助率は、長さ 50m までは 10/10、50m を超え 100m までは 1/2、100m を超える分については 1/3 とする。 ※既存塀撤去の助成延長は、植栽延長の 2 倍を限度とする。ただし、敷地内が既に植栽されていて、塀の撤去による、その植栽が道路から見えるようになる場合は、この限りではない。 ※フェンスの高さが 1.1m を超える場合は、植栽のみが助成の対象になる。

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その９）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
東京都	**目黒区** 都市整備部 みどりと公園課 みどりの係 TEL 03-5722-9359	**＜屋上・壁面緑化助成制度＞** 目黒区において、敷地面積 1,000m^2 未満の住宅、マンション、ビル等の屋上、壁面緑化（3m^2 以上）を新たに緑化される方。
		(1) 屋上緑化： 20,000 円 /m^2 までとして算出した対象経費の 1/2。ただし、1 件の限度額は 400,000 円 (2) 壁面緑化： 5,000 円 /m^2 までとして算出した対象経費の 1/2。ただし、1 件の限度額は 100,000 円
		＜道路沿い緑化助成制度＞ 目黒区において、敷地面積 500m^2 未満の住宅、道路に面した場所に 2.0m 以上、生け垣等、緑化をされる方。
		(1) 生け垣等の緑化： 25,000 円 /m までとして算出した対象経費。ただし、1 件の限度額は 500,000 円 (2) ブロック塀を撤去して次の緑化をする場合： 33,000 円 /m までとして算出した対象経費。ただし、1 件の限度額は 660,000 円
東京都	**大田区** まちづくり推進部 環境保全課 環境対策 TEL 03-5744-1365	**＜生垣助成制度＞** 区内に生垣を新たにつくる方。ただし下記の方は対象外。 (1) 国・地方公共団体、又はこれに準ずる団体 (2) 大田区開発指導要綱の適用を受ける事業を行う事業者 (3) 業として造成する場合の宅地建物取引業者 (4) 大田区木造賃貸住宅建て替え促進補助金の交付に関する要綱、又は大田区狭あい道路拡幅整備助成規則により生垣の助成を受ける方。
		(1) 塀やフェンスをこわして生垣にする場合：15,000 円 /m (2) 更地に新規の生垣をつくる場合　　：10,000 円 /m
東京都	**世田谷区** みどりとみず政策担当部 みどり政策課 TEL 03-5432-2282	**＜屋上緑化・壁面緑化制度＞** 建物の所有者で下記の条件を満たす方。 (1) 新たに建築物の屋上の全部又は一部に、植栽基盤を 1m^2 以上整備して、樹木や多年草等を植栽にする場合。 (2) 新たに建築物の外壁面をつる性植物等で1m^{2}以上緑化する場合。 (3) 法令、条例等で義務付けられている場合は、基準を超える 1m^2 以上の部分。
		(1) 屋上緑化（植栽基盤の面積）： 20,000 円 /m^2(1m^2 未満の端数は切り上げる) を限度 (2) 壁面緑化（植物の端から端までの面積、または補助材の面積のうち広い方の面積）： 10,000 円 /m^2(1m^2 未満の端数は切り上げる) を限度 ※助成対象経費の 1/2 を限度とし、助成総額 500,000 円を上限とする。

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その１０）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
東京都	**世田谷区** みどりとみず政策担当部 みどり政策課 TEL 03-5432-2282	**＜生垣緑化助成制度＞** (1) これから新しく生垣等をつくる場合、または既存のブロック塀等を取り壊して生垣等を造成する場合。 (2) 造成する生垣等が、幅 4m 以上の道路に接していること。または、道路の中心線から 2m セットバックした場所に生垣等を造成すること。 (3) 造成する生垣の高さが 60cm 以上あり、葉の触れ合う程度に列植されること。
		(1) 中木（樹木高 1.2m 以上）の生垣　：12,000 円 /m まで (2) 低木（樹木高 0.6 ～ 1.2m 未満）の生垣　：6,000 円 /m まで (3) 多年性つる植物等のフェンス　：1,000 円 /m まで (4) 生垣造成に伴う既存ブロック塀等の撤去：5,000 円 /m まで ※ 250,000 円を上限とする。 ※造成費用が 1m あたり上記の金額以下になる場合は、実費額を助成します。
東京都	**渋谷区** 都市整備部 環境保全課 環境計画推進係 TEL 03-3463-1211 （内 3522 ～ 4）	**＜屋上緑化等助成制度＞** 区内で、敷地面積 300m^2 以上に建築される建築物（既存を含む）。ただし、公共団体が所有するもの、売却を目的としたものは対象外。
		建築面積 20% を超える面積の緑化を行う場合、その超えた部分 1m^2 あたり、下記の金額を助成。 (1) 屋上緑化　：4,000 円 /m^2、400,000 円を上限とする。 (2) ベランダ緑化：2,000 円 /m^2、100,000 円を上限とする。 (3) 壁面緑化　：2,000 円 /m^2、100,000 円を上限とする。
		＜屋上緑化等あっせん制度＞ 区内で、屋上緑化を前提とした家の建築をする人や地上の緑化をする人などに、施工業者を紹介する。（通常工事価格の 2 割引）。既存の住宅や小さい面積の緑化も対象となる。 あっせん業者の範囲は、造園業者・建築業者（防水工事を含む）・設計事務所・その他の業者（工事材料や苗木など）です。
		＜生垣等造成助成＞ 道路および隣地との境界線に面して、生垣や樹林帯を設置するとき、工事費用の一部を助成し、緑化の促進と震災に強いまちづくりを図る制度。
		(1) 生垣助成：25,000 円 /m^2、500,000 円を上限とする。 (2) ブロック塀等の撤去：15,000 円 /m^2、300,000 円を上限とする。
東京都	**中野区** 都市整備部 公園・道路分野 緑化推進担当 TEL 03-3228-5531	**＜生け垣等設置の助成制度＞** 区民の方が道路に接した敷地の部分に生け垣・植樹帯を設置する場合、一定の条件を満たしたものについて、要した費用の一部を助成する。
		生け垣、植樹帯設置：10,000 円 /m（上限 30m）

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その１１）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
東京都	**杉並区** 都市整備部 みどりの公園課 みどりの事業係 TEL 03-3312-2111 （内 3447）	**＜屋上・壁面緑化助成制度＞** 区内に建築物を所有又は管理している方。ただし、下記の方は対象外。 (1) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体。 (2) 他の制度で屋上緑化等関連助成受けるもの。 (3) 開発行為に伴う緑地の設置義務や緑化指導など、法令、条例及び規則等により緑化関連施設の設置を求められる行為を行う方（ただし、屋上緑化等の義務付けされた面積の範囲を超えて行うものを除く）。
		(1) 屋上緑化：20,000 円 /m^2 で算出した額、又は実費の 1/2 のいずれか小さい額。 (2) 壁面緑化：5,000 円 /m^2 で算出した額、又は実費の 1/2 のいずれか小さい額。 ※助成総額 1,000,000 円を上限とする。
		＜接道部緑化助成制度＞ 区内に土地を所有する個人が、幅員 4m 以上（原則）の公道、私道に面した敷地（接道部）に最低施工延長 2m 以上、境界から奥行き 1m の範囲内で、生垣等の緑化を行う方。
		(1) 生垣（道路側にフェンスを設けた場合は助成対象外）： ①新設：9,000 円 /m ②改修：4,500 円 /m (2) フェンス緑化： ①新設：2,000 円 /m ②改修：1,000 円 /m (3) 植樹帯（道路側にフェンスを設けた場合は助成対象外）： ①新設：5,000 円 /m ②改修：2,500 円 /m (4) 塀の撤去（緑化する部分）：5,000 円 /m ※一世帯当たり 500,000 円を上限とする。
東京都	**豊島区** 土木部 公園緑地課 花とみどりの係 TEL 03-3981-4908 （内 2951・2958）	**＜屋上緑化助成金制度＞** 建築物の屋上またはベランダ等を一定の基準に沿って、樹木や芝などで緑化する経費の一部を助成。
		対象経費の 1/2 以内。400,000 円を上限とする。
		＜接道緑化金助成金制度＞ 道路の中心から 2m 以上はなれている場所を一定の基準に沿って緑化した場合、下記の緑化に掛かった費用の一部。 (1) 生垣（高さ 1m 以上、長さ 1m 以上） (2) 独立木（高さ 2.5m 以上） (3) 植樹帯（上記以外の樹木が植栽されている場所） (4) 植枡縁石（高さ平均 40cm 以内）
		対象経費の 1/2 以内。400,000 円を上限とする。

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その１２）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
東京都	**北区** 生活環境部 環境課 環境緑化係 TEL 03-3908-8618	**＜屋上緑化助成＞** 原則として北区内で屋上緑化(3m^2 以上)をする建物の所有者。
		緑化区画 20,000/m^2（1m^2 未満の端数は四捨五入）で算出した額、又は助成対象となる実費の 1/2 のいずれか小さい額。 ※ 1,000 未満の端数は切り捨て。 ※ 1,000,000 円を上限とする。
		＜生垣造成助成＞ 北区内に生垣を造成する土地の所有者または管理者。
		(1) 生垣造成費用：8,000 円 /m （ただし、みどりのモデル地区等区域内は 12,000 円 /m） (2) 生垣造成に伴うブロック塀等の撤去費用：5,000 円 /m ※ (1)、(2) 共、助成対象となる長さは 40m を限度とする。 ※ (1)、(2) 共、助成額に満たない場合は、実費額を助成。
東京都	**板橋区** 土木部 みどりと公園課 みどりの係 TEL 03-3579-2533	**＜屋上緑化助成制度＞** (1) 区内の民間建築物。 (2) 建築基準法などの法令に適合している(違法建築ではない)。 (3) 板橋区緑化推進に関する条例の対象ではない。 (4) ほかの制度での助成を受けていない。 (5) 緑化面積が 4m^2 以上（プランターなど、移動できるものは対象外）。
		緑化区画 10,000 円 /m^2 で算出した額、又は助成対象となる実費の 1/2 のいずれか小さい額。 ※ 400,000 円を上限とする。 ※板橋区の当年度の予算の範囲内（予算が無くなれば終了）
		＜生垣助成制度＞ (1) 緑化する場所が、適正な幅員のとれた道路（私道も含む）に面していること。 (2)「東京都板橋区緑化の推進に関する条例」第 13 条の 3 の各号のいずれかに該当する場所でないこと。(助成対象になる場合もあります) (3) 分譲もしくは売買を目的とした物件でないこと。 (4) 生垣造成後に撤去をしないことが確実なこと。
		(1) 生垣： 14,400 円 /m で算出した額、又は助成対象となる実費の 8/10 のいずれか小さい額。 (2) ブロック塀撤去： 3,200 円 /m^2 で算出した額、又は助成対象となる実費の 8/10 のいずれか小さい額。 ※ 2m 以上 100m までが補助対象。

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その１３）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
東京都	**練馬区** 土木部 公園緑地課 緑化推進係 TEL 03-3993-1111	**＜屋上緑化助成制度＞** 区内に建築物を所有または管理されている方。 ※法人やマンションの管理組合なども対象となる。 ※ベランダや車庫、工作物上の緑化は対象とはならない。
		緑化区画 20,000/m^2 で算出した額、又は助成対象となる実費の 1/2 のいずれか小さい額。 ※ 400,000 円を上限とする。
		＜生け垣化助成制度＞ 道路に面して、長さ 2m 以上の生け垣をつくる場合。
		(1) 生垣： 10,000 円 /m（10cm 単位で計算） ただし、実費が 10,000 円未満の場合は実費分となる。 (2) 生け垣設置に伴い既存塀を撤去した場合： 別途 10,000 円 /m（10cm 単位で計算） ただし、実費が 10,000 円未満の場合は実費分となる。 ※実際に撤去した塀の長さのうち、生け垣を設置した分の長さが上限になる。
東京都	**足立区** 都市整備部 まちづくり課 みどりのまちづくり係 TEL 03-3880-5188	**＜接道部緑化工事助成制度＞** 接道部緑化を行う土地の所有者又は接道部緑化を行う権限を有すると区長が認める方。
		(1) 生垣の設置 ：12,000 円 /m (2) 植込地の設置 ：12,000 円 /m^2 (3) フェンス等緑化の設置 ： 2,000 円 /m (4) 塀の撤去 ： 5,000 円 /m^2 ※助成総額 300,000 円を上限とする。
東京都	**葛飾区** 環境部 環境課 緑化推進係 TEL 03-5654-8239	**＜屋上緑化・壁面緑化の補助＞** 区内において建築物の屋上や壁面に新たに緑化を行う方。
		(1) 屋上緑化： 10,000 円 /m^2（1m^2 未満の端数は切り捨て）で算出した額、又は補助対象となる実費の 1/2 のいずれか小さい額。 (2) 壁面緑化： 5,000 円 /m^2（1m^2 未満の端数は切り捨て）で算出した額、又は補助対象となる実費の 1/2 のいずれか小さい額。 ※屋上緑化、壁面緑化と合わせて 300,000 円を上限とする。 ※補助金額 1,000 円未満は切り捨て。
		＜生け垣造成・整備の補助＞ 区内において新たに生け垣を造る方。
		(1) 生け垣：13,000 円 /m を上限。 (2) 生け垣を造るために既存のブロック塀等を壊す:8,000 円 /m を上限。
東京都	**江戸川区** **環境促進事業団** 施設第一課～三課 TEL 03-5662-5543	**＜生け垣緑化助成制度＞** (1) 既存のブロック塀など倒壊の危険のある塀の撤去を伴い、壁面緑化の可能な通り抜けのできる、敷地との境界が確定された道路に面している住宅・個人事務所など。 (2) 将来的に樹木を大切に育てていくことのできる病院・集合住宅・教育施設・工場などの準公共施設
		(1) 個人住宅などの場合： 20,000 円 /m を限度に植栽、土の入れ替え、塀の撤去も含む。 (2) 準公共施設の場合： 区と協議のうえ、樹木の植栽のみ行う。

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その１４）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
東京都	**八王子市** 環境部 環境保全課 自然環境担当 TEL 042-620-7268	**＜生け垣造成補助制度＞** 市内に所在する土地を所有又は使用する方。市税の滞納が無い方。 (1) 生け垣づくり： ①標準（四つ目垣）:10,000 円 /m、120,000 円を上限とする。 ②標準外（コニファー列植等）： 5,000 円 /m、60,000 円を上限とする。 (2) 既存塀の取り壊し： 3,000 円 /m で算出した額、又は助成対象となる実費の 8/10 のいずれか小さい額。36,000 円を上限とする。
東京都	**三鷹市** 都市整備部 緑と公園課 公園係 TEL 0422-45-1151	**＜生け垣助成制度＞** **・三鷹市接道部緑化造成等助成制度** **・三鷹市事業所等緑化助成制度** (1) 法的な接道用件を満たしていること。 (2) 設置箇所が道路に面していること。 (3) 緑化の延長は 2m 以上であること。 (4) 緑化後、5 年以上保存すること。 (5) 相互に葉が触れ合う程度に植えること。 (6) 樹木であること（プランターは不可）。 (7) 縁石が 40cm 程度以下であること。 (8) フェンスによって樹木が見えなくなっていないこと。 (1) 生け垣：14,000 円 /m (2) ブロック塀等の撤去等（生垣造成のため）：10,000 円 /m
東京都	**府中市** 水と緑事業本部 公園緑地課 緑化推進係 TEL 042-335-4313	**＜生け垣造成の奨励金制度＞** 住居の周囲 5m 以上、高さ 1m 以上、かつ樹木が 1m につき 3 本以上植栽されるもの。ただし、府中市開発行為に関する指導要綱に基づく緑化指導により設置するものは除く。 接道部の工事費 6,000 円 /m を限度として算出した額、又は工事費の 1/2 以内の何れか小さい額。
東京都	**昭島市** 環境課 水と緑の係 TEL 042-544-5111 （内 2293・2294）	**＜屋上緑化助成制度＞** 対象 (1) 市内で新たに造成されるもの。 (2) 緑化区画 3m^2 以上で指定された緑化。ただし、プランター等の設置は除く。 対象外 (1) 不動産の販売を目的としているもの。 (2) 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年東京都条例第 216 号）第 14 条第 1 項に規定する緑化計画書の届け出を要するもの。 (3) 市税を納期までに納めていないもの。 (1) 樹木（高さ 30m 以上）の植栽がある場合： 50,000 円 /m^2 以内として算出した額、又は屋上緑化施設工事費の 1/2 の何れか小さい額。 (2) 上記以外の場合： 18,000 円 /m^2 以内として算出した額、又は屋上緑化施設工事費の 1/2 の何れか小さい額。 ※ 1m^2 未満は切り捨てる。 ※ 400,000 円を上限とする。

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その１５）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
東京都	**昭島市** 環境課 水と緑の係 TEL 042-544-5111 （内 2293・2294）	**＜生け垣助成制度＞** 市内において新たに生け垣を造成する方。ただし、当該土地が自己の所有でない場合は、当該所有者の承諾を得られること。 樹高さがほぼ均一な樹木に丸太、竹等の補助材料を用いて、相互に葉が触れ合う程度に列植したもの。 --- (1) 生け垣造成事業:10,000円/m以内(200,000円を上限とする) (2) 既存のブロック塀等の撤去： 6,000 円 /m 以内（120,000 円を上限とする） ※ 1m 未満は切り捨てる。 ※生け垣造成費が交付額に満たない場合、実費額
東京都	**調布市** 環境部 緑と公園課 TEL 042-481-7081 ～ 3	**＜生け垣設置補助＞** 市内において新たに生け垣を造成する方。 (1) 樹林の高さが 80cm 以上。 (2) 接道部分が 3m 以上。 (3) 原則として 4m 以上の幅員をもつ道路に接している。 --- (1) 生け垣新設：10,000 円 /m 以内 (2) 既存のブロック塀等の撤去：10,000 円 /m 以内
東京都	**小平市** 都市建設部 水と緑と公園課 TEL 042-346-9830	**＜生垣造成費補助＞** 市内において新たに生け垣を造成する方。 (1) 樹林の高さが 1m 以上。 (2) 接道部分が 3m 以上。 (3) 原則として 4m 以上の幅員をもつ道路に接している。 --- (1) 生け垣新設： 14,000 円 /m 以内で算出した額、または造成費用の 9/10 以内のいずれか小さい額（280,000 円を上限とする）。 (2) 既存のブロック塀等の撤去： 6,000 円 /m 以内で算出した額、または撤去費用の 9/10 以内のいずれか小さい額（120,000 円を上限とする）。
東京都	**東村山市** 都市整備部 みどりと公園課 TEL 042-393-5111 （内 2742・2743）	**＜生垣補助制度＞** 市内に土地を所有又は使用している方で、原則として 4m 以上の道路に面した部分に生垣を造る場合。 造成する生垣等の樹高は 80cm 以上、長さが 3m 以上 20m 未満。ただし、開発業者等が生垣を造成する場合は除く。 --- (1) 生け垣造成： 12,000 円 /m 以内で算出した額、または造成費用の 2/3 以内のいずれか小さい額。 (2) 既存のブロック塀等の撤去して生垣を造成： 22,000 円 /m 以内で算出した額、または撤去費用の 2/3 以内のいずれか小さい額。 ※ 20m（接道部分に限る）を限度とする。 ※補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、切り捨てる。 ※生け垣造成費が交付額に満たない場合、実費額。

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その１６）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
東京都	**国分寺市** 都市建設部 緑と水と公園課 TEL 042-325-0111	**＜生け垣助成補助＞** 市内において新たに生け垣を造成する方。 (1) 生け垣造成事業： 8,000 円 /m 以内、160,000 円を上限とする。 20m まで。掛かった費用が 8,000 円 /m 未満の場合は実費。 但し 5,000 円 /m 未満の場合は補助できない。 (2) ブロック塀等の撤去（生垣を造成するためのものに限る）： 5,000 円 /m 以内、100,000 円を上限とする。 20m まで。掛かった費用が 5,000 円 /m 未満の場合は実費。 但し 2,000 円 /m 未満の場合は補助できない。
東京都	**国立市** 環境部 環境保全課 TEL 042-576-2111	**＜沿道緑化補助＞** (1) 宅地が道路に面して生け垣をつくる。ただし通り抜けている道路に限る。 (2) 生け垣と道路の間にフェンスが無いこと。 (3) 葉が互いに触れあう程度に植栽する。 (4) 植栽面の高さは道路面から 40cm 程度とする。 (1) 生け垣新設： 13,000 円 /m 以内、390,000 円を上限とする。 (2) ブロック塀等の撤去し生垣を造成： 8,000 円 /m 以内、240,000 円を上限とする。
東京都	**狛江市** 環境部 環境改善課 TEL 03-3430-1111	**＜生垣造成補助金＞** (1) 新たに設置する生け垣。 (2) 生垣用樹木の高さいが概ね 1m 以上。 (3) 生垣の総延長が 3m 以上。 (4) 道路に面し、道路幅員が 4m 以上確保。 (1) 生け垣新設： 8,000 円 /m 以内、240,000 円を上限とする。 (2) ブロック塀等の撤去し生垣を造成： 5,000 円 /m 以内、150,000 円を上限とする。 ※工事費が交付額に満たない場合、それぞれの実費額。
東京都	**羽村市** 建設部 公園緑政課 公園緑政係 TEL 042-555-1111 （内 212 ～ 214）	**＜生垣等設置費助成制度＞** 道路幅員、樹木の高さ等が一定の基準を満たすもの。ただし、不動産業者が業として設置するもの、既に工事着手、もしくは設置されたものは対象外。 (1) 生け垣新設： 工事費の 1/2 以内、200,000 円を上限とする。 (2) ブロック塀等の撤去し生垣を造成： 工事費の 1/2 以内、270,000 円を上限とする。
東京都	**瑞穂町** 建設課 みどりの係 TEL 042-557-0922	**＜生垣設置費用補助＞** (1) 建築物のある敷地内で、公道または幅員 4m 以上の私道に面した場所に設置すること（鋼製フェンス等の内側に設置するものは除く）。 (2) 生垣は長さ 3m 以上、高さ 1m 以上であること。 (3) 設置した生垣を 5 年以上保存すること。 (4) 営利を目的として設置するものでないこと。 (1) 生け垣新設： 5,000 円 /m 以内、100,000 円を上限とする。 (2) ブロック塀等の撤去し生垣を造成： 2,000 円 /m 以内、40,000 円を上限とする。

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その１７）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
神奈川県	**厚木市** 都市整備部 公園緑地課 整備係 TEL 046-225-2411	**＜屋上緑化推進事業補助制度＞** (1) 緑化面積は 20m^2 以上。 (2) 新築や増改築、既存の建物の屋上を緑化する場合。 (3) 厚木市内の指定区域であること（本厚木駅周辺及び愛甲石田駅周辺地区） 50,000 円 /m^2 として算出した額、または補助対象経費の 1/2 のいずれか小さい額。1,000,000 円を上限とする。
神奈川県	**川崎市** 環境局 緑政部 緑政課 TEL 044-200-2380 **(財)川崎市公園緑地協会** 緑の推進課 TEL 044-711-6631	**＜屋上緑化等助成事業＞** (1) 屋上緑化： 樹木、芝、地被類等により、建築物の屋上を 3m^2 以上緑化するもの。ただし、プランターや鉢を並べただけの屋上緑化は対象外。 (2) 壁面緑化： つる性植物等により、建築物の壁面が幅 5m 以上、又は緑化面積 3m^2 以上緑化するもの。 (1) 屋上緑化： 緑化面積 20,000 円 /m^2 を限度とし算出した額、または助成対象経費の 1/2 のいずれか小さい額、1,000,000 円を上限とする。 (2) 壁面緑化： 植栽延長 20,000 円 /m 又は緑化面積 20,000 円 /m^2 を限度とし算出した額、または助成対象経費の 1/2 のいずれか小さい額、500,000 円を上限とする。 ※緑化面積 1m^2 未満の端数については切り上げ。 ※助成金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨て。
神奈川県	**逗子市** 環境部 緑政課 緑政係 TEL 046-872-8123	**＜壁面緑化助成制度＞** 緑化推進重点地区内の道路等から見える建築物の壁面等を 3m^2 以上緑化する方。ただし、緑化する壁面などが道路又は隣地境界から 30cm 以上の余裕がある場合に限る。 施工に要した費用の 1/2、または 5,000 円 /m^2 以内として算出した額の何れか小さい額。100,000 円を上限とする。商業ビル、共同住宅の場合は 300,000 円を上限とする。 40m^2 まで。（商業ビル、共同住宅の場合は 120m^2 まで）。 **＜生垣の助成制度＞** 逗子市内で「地面に直接植える事ができる場所」「道路に接している場所」に 3m 以上の生垣を造ろうとしている方。（道路から見える場所でも対象となる場合有り） (1) 生垣用樹木の無償配布（生垣を新たに造る場合）： 3 本 /1m（原則 1 件 1 種類）、樹高は約 90cm。 (2) ブロック塀等を取り壊して生垣を造る場合： 撤去工事費用の 1/3。70,000 円を上限とする。（1,000 円未満は切り捨て）

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その１８）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
神奈川県	**横須賀市** 都市部 景観推進課 緑化担当 TEL 046-822-8515	**＜民有地グリーンアップ事業＞** 道路・駐車場に面した延長 2m 以上の生垣・壁面緑化を実施する方。
		(1) 生垣設置の助成： 幅 2m 以上の道路に面して、延長 2m ～ 50m の生垣を新設する場合、高さ約 1m の苗木を 2.5 ～ 3 本 /m。 (2) ブロック塀等の撤去費用： 道路に面したブロック等の塀を撤去し、生垣を新設する場合の撤去費用の 4/5（実費又は市積算基準の低い方） (3) 擁壁緑化の助成： 高さ 1m 以上、延長 2 ～ 50m の擁壁等を緑化する場合、擁壁延長 1m につきツル性植物の苗 5 株支給。
神奈川県	**横浜市** 環境創造局 環境活動推進部 環境活動事業課 TEL 045-671-3447	**＜屋上緑化等助成制度＞** 市内の建築物（建築予定及び建築中のものを含む）で、建築基準法等の法令に適合するもの。市で定める条件を全て満たし、継続して管理が可能な緑化。
		対象経費の額の 1/2 とする。ただし、緑化工事費を 30,000 円 /m^2 として算出した額、または 1 件あたり 500,000 円のいずれか少ない額を上限とする。
神奈川県	**横浜市** **（財）横浜市緑の協会** 環境緑化推進課 TEL 045-476-6009	**＜地域緑化事業＞** 自治会、町内会の 10 戸以上の市民等で構成されている地域の団体等が公共性の高い場所の緑化事業をする際。
		(1) 実施主体が自らの手で行う緑化事業： 助成対象事業費の 7/10 以下。 (2) その他の場合： 助成対象事業費の 5/10 以下。 ※ 1 団体 1 事業費につき、1,000,000 円を上限とする。
		＜生垣設置事業＞ 戸建住宅（店舗併用住宅も含む）で、道路に面する部分に生垣を設置する場合。なお、助成を行ったときは緑の街づくり協定（10 年間）を締結する。
		(1) 既存のブロック塀を撤去して生垣を設置： 9,000 円 /m、110,000 円を上限とする。 (2) フェンス、板塀を撤去して生垣を設置： 6,500 円 /m、80,000 円を上限とする。 (3) 居住する住宅に生垣を新設： 6,000 円 /m、70,000 円を上限とする。）

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その１９）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
神奈川県	**相模原市** 環境保全部 みどり対策課 TEL 042-769-8242 **（財）相模原市みどりの協会** TEL 042-777-2860	**＜屋上緑化等促進事業 奨励金交付＞** 市内に建築物を所有、又は管理している方。及び市内に新たに建築物を建築しようとする方。ただし、法令及び条例等に違反する方や市で定める基準に反する方は対象外。
		(1) 屋上緑化： 緑化面積を 20,000 円 /m^2 で算出した額、又は対象工事費の 1/2 の何れか小さい額。 (2) 壁面緑化： 緑化面積を 10,000 円 /m^2 で算出した額、又は対象工事費の 1/2 の何れか小さい額。 ※個人の居住に供する建築物：200,000 円を上限とする。 ※共同住宅又は店舗、工場等の事業の用に供する建築物：500,000 円を上限とする。 ※共同住宅のバルコニー等の専有部分での緑化は「個人の居住の用に供する建築物」と同様に取り扱う。
		＜生垣設置助成事業＞ 下記の全てに該当すること。 (1) 市内の戸建住宅（店舗併用住宅も可）又は共同住宅の用地内に新たに生垣を設置すること。 (2) その生垣が幅 4m 以上の公道に接していること。 (3) 生垣の長さが 3m 以上であること。 (4) 市民税を完納していること。
		5,000 円 /m で 100,000 円を上限とする。ただし、共同住宅については要問合せ。
石川県	**金沢市** 都市整備局 建設部 緑と花の課 TEL 076-220-2356	**＜金沢市まちなか屋上等緑化助成金交付制度＞** 金沢市中心市街地（概ね北陸本線、犀川、浅野川、浅野川大橋―兼六園―桜橋で囲まれた区域）で建物の屋上や壁面を緑化する所有者の方。
		(1) 屋上緑化： 経費の 1/2、但し 50,000 円 /m^2 を超える場合にあっては、50,000 円に緑化面積を乗じて得た額の 1/2 に相当する額。 (2) 壁面面積： 経費の 1/2、但し 5,600 円 /m^2 を超える場合にあっては、5,000 円に壁面面積を乗じて得た額の 1/2 に相当する額。 ※屋上緑化は、緑化面積の 30% 以上の緑被率とすること、適正な維持管理をすること等が条件となる。
山梨県	**甲府市** 都市整備部 公園緑地課 緑と花係 TEL 055-223-6101	**＜甲府市事業所等緑化事業助成金交付基準＞** 市で定める条例に規定する事業所等緑化協定を締結した事業者に限る。
		事業所等緑化事業助成対象経費算定基準により算定した樹木の植栽に係る経費の金額に対し、1/2 を助成。1,000,000 円を上限とする。

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その２０）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
岐阜県	**岐阜市** 人・自然共生部 公園緑地課　みどり自然室 TEL　058-265-4141 **岐阜市** **みどりのまち推進財団** TEL　058-262-6538 **岐阜市** **(財)岐阜市公園協会** 企画緑化課 TEL　058-262-4787	**＜生け垣づくり・張り芝・壁面緑化の支援＞** (1)　生け垣：5m 以上 (2)　張り芝：20m^2 以上 (3)　壁面緑化：5m 以上
		助成金の交付、苗木の配布
		＜屋上緑化奨励助成制度＞ 建築物の屋上緑化で、3m^2 以上かつ、植栽可能な屋上の面積に対して緑被率が 30% 以上の緑化を実施する場合。但し、当該植栽地が販売目的としてのものでないことを条件とする。
		（施工事業費÷施工面積）が 50,000 円未満の場合はその事業費。50,000 円以上の場合は、50,000 円×施工面積の 2/3。500,000 円を上限とする。
静岡県	**浜松市** 公園緑地部 緑化推進課 花のまち・浜松推進グループ TEL　053-457-2565	**＜生垣用苗木交付制度＞** 専用住宅に住んでいるか、又はこれから住むことが確実な場合の敷地で、幅 4m 以上の道路に面する部分を生垣にする際。 なお、隣地との境界部分については、道路から建物後退線まで（最大 3m）苗木を交付。
		3 本 /m を基準。100 本までを上限とする。
静岡県	**三島市** まちづくり部 水と緑の課　水と緑の係 TEL　055-983-2642	**＜屋上等緑化事業補助制度　＞** 市内の建築物（国、地方公共団体その他公共団体が所有し、又は管理する建築物を除く）の屋上、又は壁面を緑化する方。
		1 件ごとに、補助対象経費の額と、緑化面積の 40,000 円 /m^2 の算出した額を比較して何れか小さい額の 1/2 以内。1,000,000 円を上限とする。
愛知県	**岡崎市** 土木建設部 公園建設課　計画班 TEL　0564-23-6399	**＜市街地緑化補助金交付制度＞** **生け垣づくり** 市内の市街化区域内の宅地、または市街化調整区域内で緑化計画の定められた住宅地開発区域内で、新たに生け垣を設置しようとする方。
		2,000 円 /m で算出した額。総額 50,000 円を上限とする。限度額以下の場合は全額補助。
		花のまちづくり 市内の市街化区域内で、道路に沿った建物を使用する方が 5 戸以上連続してプランターを設置する団体。
		経費の 2/3 の額。プランター 1 組当たり 3,000 円を上限とし、1 戸当たり 30,000 円を上限とする。
		屋上などの緑化 市内の市街化区域内において建物の屋上及び壁面に 3m^2 以上の緑化を行う方。
		(1)　屋上緑化： 50,000 円 /m^2 の 2/3 で算出した額。 (2)　壁面緑化： 10,000 円 /m^2 の 2/3 で算出した額。 ※ 500,000 円を上限とする。

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その２１）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
愛知県	**名古屋市** 緑政土木局 緑地部 緑化推進課 TEL 052-972-2492 **(財)名古屋市みどりの協会** 普及部 緑化普及課 TEL 052-731-8590	**＜建築物等緑化助成制度＞** 市内の市街化区域において新たに屋上及び壁面に緑化を行う方。
		(1) 屋上緑化： ①個人居住用 3m^2 以上（プランターの場合 100 ﾘｯﾄﾙ / 基以上）。 工事費の 1/2 及び 20,000 円 /m^2 を限度として算出し、何れか小さい額。250,000 円を上限とする。 ②事業用等 10m^2 以上かつ屋上面積の 2/10 以上（プランターの場合 100 ﾘｯﾄﾙ / 基以上）。 工事費の 1/2 及び 20,000 円 /m^2 を限度として算出し、何れか小さい額。500,000 円を上限とする。 (2) 壁面緑化： ①個人居住用 5m 以上（3 本 /m 以上）。 工事費の 1/2 及び植栽工事費は 20,000 円 /m^2、誘引資材設置工事費は 10,000 円 /m^2 を限度として算出し、何れか小さい額。250,000 円を上限とする。 ②事業用等 10m 以上（3 本 /m 以上）。 工事費の 1/2 及び植栽工事費は 20,000 円 /m^2、誘引資材設置工事費は 10,000 円 /m^2 を限度として算出し、何れか小さい額。500,000 円を上限とする。 ※屋上緑化と壁面緑化の重複助成は無い。
		＜生垣緑化助成制度＞ 既存の住宅等の敷地内で、道路に沿ったところであること。生垣の延長が 20m 以内であること。
		(1) 新たに生垣を設置： 3,000 円 /m(10,000 ～ 60,000 円の範囲) (2) ブロック塀等を撤去し、生垣を設置： 6,500 円 /m(10,000 ～ 130,000 円の範囲)
大阪府	**大阪府** 環境農林水産部 緑整備室 緑推進課 TEL 06-6941-0351 (内 2744)	**＜民間施設緑化推進事業＞** 大阪府内における市街化区域内の公開性･公共性のある民間施設。
		(1) 公園に面した敷地の緑化： 事業費の 1/2 以内。20,000,000 円を上限とする。 (2) 屋上緑化:事業費の 1/2 以内。20,000,000 円を上限とする。 (3) 壁面緑化:事業費の 1/2 以内。20,000,000 円を上限とする。
大阪府	**大阪市** ゆとりとみどり振興局 緑化推進部 緑化課 TEL 06-6615-0614 **(財)大阪市公園協会** 花と緑のまちづくり館 TEL 06-6694-8788	**＜花と緑のまちづくり推進基金事業＞** 敷地・生け垣等緑化への助成は、公共道路に面した民有地の緑化事業（ブロック塀を撤去して生け垣等の緑化を行う場合はブロック塀の撤去費用を含む）。 建造物緑化への助成は､公共道路に面した民間建造物の屋上、テラス、壁面などの緑化事業。
		(1) 植栽費 :1/2 以内。 (2) 生垣等を設ける際のブロック塀の撤去：6,000 円 /m 以内。 ※合計 2,000,000 円を上限とする。

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その２２）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
兵庫県	**兵庫県** 県土整備部 まちづくり局 都市政策課 緑化計画係 TEL 078-341-7711 （内 2758）	**＜都市緑化促進助成事業＞** 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による用途地域において建築物を所有、設置又は管理する方。 建築面積 500m^2 以上の市街化区域内の建築物で、屋上や壁面、ベランダ、テラス等を活用して緑化の整備に要する経費。ただし、社会福祉、医療、教育施設などは建築面積要件なし。
		対象経費の 1/3 以内。2,000,000 円を上限に知事が必要と認めた額とする。
兵庫県	**神戸市** 建設局 公園砂防部 緑地課 TEL 078-322-5427 **（財）神戸市公園緑化協会** 公園部 花と緑のまち推進センター TEL 078-351-6756	**＜施設への緑化助成＞** (1) 道路や公園など公共性の高い空間に面したところで実施する生垣などの緑化。 (2) 植栽面積が 20m^2 以上あること。 (3) 5 年以上維持できること。
		(1) 企業が所有する施設：50,000 円を上限とした緑化助成。 (2) その他の施設：100,000 円を上限とした緑化助成。
		＜神戸市緑化基金事業＞ 市内において、市街化区域内に新たに着工する方。又、他の条件を満たした方。
		(1) 屋上緑化：工事費の 1/2 及び 5,000 円 /m で算出した額。 (2) 壁面緑化：工事費の 1/2 及び 5,000 円 /m で算出した額。 (3) まちかど緑化:工事費の 1/2 及び 5,000 円 /m で算出した額。 (4) 生垣緑化：工事費の 1/2 及び 5,000 円 /m で算出した額。 (5) 既存塀を撤去して生垣を造成： 工事費の 1/2 及び 10,000 円 /m で算出した額。 ※上限額については (1) ～ (4) は 50,000 円、(5) は 100,000 円。
兵庫県	**姫路市** 建設局 公園部 公園緑化課 TEL 079-221-2412 **（財）姫路市緑化協会** TEL 079-291-1914	**＜壁面緑化助成＞** (1) 住宅または事業所の敷地内に植樹するもの。 (2) 公衆用道路及び水路沿いの石垣、ブロック塀、コンクリート塀等に植栽するもので、延長が、3m 以上あり、外部から眺望できるもの。
		ツタ苗 3 本 /m を支給。60 本を上限とする。
		＜生垣奨励助成＞ (1) 戸建住宅または事業用駐車場の敷地内に設置するもの。 (2) 公衆用道路等に沿って生垣状に設置するもので、延長が 3m 以上あり、外部から眺望できるもの。 (3) 植栽樹木は健全なものであり、樹高はおおむね1m以上のもの。 (4) 植栽樹木の前面にブロック塀等の構造物がある場合は、植栽樹木が 50cm 以上眺望できるもの。
		(1) 新たに生垣設置（樹木費のみ、消費税その他諸経費除く）: 5,000 円 /m として算出。100,000 円を上限とする。 （100 円未満切捨て） (2) 生垣に改造するためのブロック塀取り壊し費： 3,000 円 /m として算出。60,000 円を上限とする。

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その２３）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
兵庫県	**西宮市** 環境局 環境緑化部 花と緑グループ TEL 0798-35-3682	**＜生垣助成金交付制度＞** (1) 個人の戸建住宅の敷地内で、道路又は道路に面した水路沿いに生垣を設置する場合。 (2) 総延長 3m 以上。 (3) 高さ 1m 以上の常緑樹を、延長 1m につき 3 本以上（33cm 間隔以下）植栽し、あわせて生垣支柱を設置する。 (4) 樹木が外側から高さ 50cm 以上見えること。
		(1) 生垣のみ設置：生垣総延長を 3,000 円 /m で算出した額。 (2) ブロック塀等を取り壊して生垣を設置（高さ1.5m以上の塀）：生垣総延長を 6,000 円 /m で算出した額。
兵庫県	**宝塚市** 建設部 公園河川室 公園緑地課 TEL 0797-77-2021	**＜生垣等緑化推進助成金制度＞** (1) 道路に 3m 以上設置すること。 (2) 生垣は高さ 1m 以上の木を 3 本 /m 以上、住宅敷地の境界から 0.3m 以上後退して植栽すること。 (3) ツル性植物を壁面にはわす場合は、将来壁面を覆う状態を想定する。 (4) 同一敷地に対する助成は、1 回限りとする。
		(1) 生垣の新設： ①重点推進区域：7,500 円 /m。150,000 円を上限とする。 ②それ以外の区域：7,500 円 /m。75,000 円を上限とする。 (2) 生垣の改良： ①重点推進区域：11,000 円 /m。220,000 円を上限とする。 ②それ以外の区域:11,000 円 /m。110,000 円を上限とする。 (3) 壁面等の緑化： ①重点推進区域：3,500 円 /m。70,000 円を上限とする。 ②それ以外の区域：3,500 円 /m。35,000 円を上限とする。 ※基本的には工事費の 1/2。助成金額の 1,000 円単位は切捨て。
岡山県	**岡山市** 都市整備局 公園課 緑化推進係 TEL 086-803-1393 **（財）岡山市公園協会** 緑化推進課 TEL 086-262-9588	**＜屋上緑化奨励事業＞** 住宅用地、事業所用地の建築物の屋上に新たに $5m^2$ 以上の緑化を実施する方。
		緑化に要した事業費の1/2として算出。200,000円を上限とする。
		＜壁面緑化奨励事業＞ 公衆用道路に面したブロック塀等で、新たに延長 5m 以上の壁面緑化を実施する方。
		緑化延長1,500円/m以内として算出。30,000円を上限とする。
		＜生垣設置奨励事業＞ 生垣を新設される方。
		生垣設置3,000円/m以内として算出。50,000円を上限とする。
広島県	**（財）広島市動植物園** 公園協会緑化管理部 緑化管理課 TEL 082-228-0815	**＜民有地緑化事業補助金制度＞** 広島市が認定した緑化施設整備計画に基づく工事に係る植物、用土、肥料、植樹桝及び散水設備に要する経費。
		当該費用の1/2を予算の範囲内で助成。2,000,000 円を上限とする。

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その２４）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
香川県	**香川県** 環境森林部 環境・水政策課 自然保護室 TEL 087-832-3220	**＜民間施設の屋上・壁面緑化支援制度＞** 市町が定める緑化重点地域又は都市計画法で定める商業地域内で、屋上緑化（50m^2 以上）又は壁面緑化（10m 以上）を行う方。
		経費の 1/2 以内。5,000,000 円を上限とする。
福岡県	**北九州市** 建設局 公園緑地部 緑政課 TEL 093-582-2466	**＜水と緑の基金＞** (1) 都市計画法により決定された商業地域、及び近隣商業地域に含まれている区域内。 (2) 公立でない学校・保育所・各種養護施設の敷地。 (3) 緑のルネッサンス計画で、市街地景観の向上に繋がるとした民有地。 (4) 工場等緑化協定を締結した工場、又は事業所の敷地。 (5) 助成は 1 敷地につき 1 回限りとする。
		(1) 生垣：3,000 円 /m（1m 当たり 2 本以上植えること） (2) 壁面緑化：1,000 円 /m（1m 当たり 2 本以上植えること） (3) 高木植栽:5,000 円 / 本（高さ 2.5m 以上、幹回り 0.1m 以上） (4) 中木植栽:2,500 円 / 本(高さ1.5m以上2.5m未満、葉張り0.3m以上) (5) 低木植栽:500 円 / 本(高さ0.4m以上1.5m未満、葉張り0.4m以上) (6) シンボルツリー：150,000 円 (7) 2m^2 以上の新設花壇：10,000 円 /m^2 (8) 1m^2 以上の新設プランター：20,000 円 /m^2 (9) 10m^2 以上の花苗植栽：5,000 円 /m^2 (10)500m^2 以上の土地に花の種子又は球根の植栽：250 円 /m^2 ※助成対象費の 1/3。500,000 円を上限とする。
福岡県	**福岡市** 都市整備局 公園緑地部 緑地推進課 TEL 092-711-4424 **(財)福岡市森と緑のまちづくり協会** 森と緑課 TEL 092-822-5832	**＜屋上緑化助成制度＞** 緑化重点地区（市街化区域）民有地の敷地面積が 500m^2 以上の建築物の 20% 以上を緑化（外構、屋上を含む）する方。 以後 5 年間の維持管理が可能なもの。
		20,000 円 /m^2 以内でその 1/2 を助成。1,000,000 円 / 件を総額助成の上限とする。
		＜総合緑化助成制度＞ 市民の民有地に存する既存の建築物の所有者で敷地面積が 500m^2 未満。
		(1) 屋上緑化　：20,000 円 /m^2 以内 (2) 駐車場緑化：　9,000 円 /m^2 以内 (3) 壁面緑化　：　3,000 円 /m 以内 (4) 生垣の設置：　8,000 円 /m 以内 (5) 花壇の設置：　8,000 円 /m^2 以内 ※上記評価総額の 1/2、200,000 円 / 件を上限とする。
長崎県	**長崎市** 道路公園部 みどりの課 緑化推進係 TEL 095-829-1171	**＜長崎市緑化基金補助金制度＞** (1) 長崎市の市街化区域であること。 (2) 補助金の交付を受けた方は、5 年以上緑化の維持に努めること。
		(1) 生垣：4,000 円 /m、60,000 円を上限とする。 (2) 樹木：20,000 円 / 本、60,000 円を上限とする。 (3) ツタ：1,000 円 /m、30,000 円を上限とする。 (4) 生垣や樹木植栽のため、ブロック塀等を取り壊す：3,000 円 /m^2、45,000 円を上限とする。 (5) 屋上緑化：14,000 円 /m^2、200,000 円を上限とする。

（3）緑化にかかる費用等を助成する制度（その２５）		
団体、窓口		上段（事業名および補助対象）・下段（補助金交付内容）
熊本県	**菊陽町** 商工振興課 商工振興係 TEL 096-232-4916	**＜生垣等設置奨励補助金制度＞** 町内の住宅又は事業所用地に生垣を設置又は壁面緑化される方。 (1) 生垣：植栽に要した苗木代。工事費の 1/2 以内。 (2) 壁面緑化：1,000 円 /m ※ 1 件の申請に対して 50,000 円を上限とする。
熊本県	**熊本市** 環境保全局 環境保全部 緑保全課 推進係 TEL 096-328-2352	**＜屋上等緑化助成制度＞** 熊本市中心市街地活性化基本区域内。熊本市税を滞納していない方。 (1) 屋上・ベランダ緑化： 事業費の 2/3 以内、または緑化面積を 100,000 円 /m^2 で算出した額の小さい方。1,000,000 円を上限とする。 (2) 壁面緑化： 事業費の 2/3 以内、または緑化面積を 10,000 円 /m^2 で算出した額の小さい方。200,000 円を上限とする。 ※市積算額及び見積額を比較し、安価な方を対象とする。
大分県	**大分市** 都市計画部 公園緑地課 緑化計画係 TEL 097-537-5638	**＜活き粋大分街かど空間奨励事業＞** (1) 生垣設置：大分市全域（個人・事業主） (2) 樹木等植栽：大分市の都市計画区域のうち、近隣商業地域、商業地域、工業地域、準工業地域（事業主） (3) 壁面緑化：緑化重点地区内の個人・事業主 (4) 屋上緑化：緑化重点地区内の個人・事業主 ※緑化重点地区とは「大分市緑の基本計画」で定めた地区。 (1) 生垣設置： ①緑化重点地区： 補助対象経費の 4/10 とし、60,000 円を上限とする。 ②緑化重点地区以外の地区： 補助対象経費の 2/10 とし、30,000 円を上限とする。 (2) 樹木等植栽： ①緑化重点地区： 補助対象経費の 4/10 とし、200,000 円を上限とする。 ②緑化重点地区以外の地区： 補助対象経費の 2/10 とし、100,000 円を上限とする。 (3) 壁面緑化： 補助対象経費の 5/10 とし、1,000 円 /m、1 件当たり 100,000 円を上限とする。 (4) 屋上緑化： 補助対象経費の 5/10 とし、14,000 円 /m^2、1 件当たり 200,000 円を上限とする。
宮崎県	**宮崎市** 花のまちづくり公社 TEL 0985-21-1872	**＜生垣づくり等推進事業＞** 道路に接している生垣および壁面緑化を実施する方。 (1) 生垣新設:5,000 円 /m、事業費の 1/2。50,000 円を上限とする。 (2) 既存のブロック塀等を取り壊して生垣を整備： 10,000 円 /m、事業費の 1/2。限度額 100,000 円を上限とする。 (3) 壁面緑化:3,000 円 /m、事業費の 1/2。30,000 円を上限とする。
沖縄県	**那覇市** 建設管理部 花とみどり課 TEL 098-951-3225 **那覇市緑化センター** TEL 098-862-1947	**＜屋上緑化助成金交付制度＞** 那覇市全域 (1) 緑化工事：4,000 円 /m^2（3m^2 以上） (2) プランター類工事:2,000 円 /m^2（深さ 40cm 以上、1m^2 以上） (3) 屋上緑化：2,000 円 /m^2 ※ (1)、(2)、(3) の総額が 300,000 円を上限とする。

都市緑化技術開発機構ホームページ参照

2. 雨水貯留浸透施設の流域における効果事例

戸建住宅に雨水貯留浸透施設を設置することによる高水、低水、地下水、蒸発散への効果を流域単位で評価した。

評価にあたっては、東川（荒川水系新河岸川二次支川）を事例として、将来における流域の変化を考慮することでき、また対策による流域の水循環改善効果を定量的に把握できるグリッド型水循環解析モデルを用いて検討した。

3.1　対象流域（東川）の概要及び選定理由

表-1 東川の概要

	面積、延長等	割　合
流域面積	18.2 km^2	—
流路延長	14.0 km	—
一級水系	○	—
市街化区域	11.0 km^2	60.7 %
市街地（現在（H6））	11.3 km^2	62.0 %
低層住宅	4.6 km^2	40.5 %
市街地（将来想定*）	13.5 km^2	74.0 %
浸透適地	16.0 km^2	88.0 %

*将来は、市街化区域内の山林・荒地等、田、畑・その他の農地が市街化すると仮定したもの。

＜選定理由＞

・全市街地面積に対する低層住宅（戸建住宅）の割合が高い。
・浸透適地面積が大きい。
・所沢市による積極的な雨水貯留浸透対策が指導されている。
・東川の流入先である柳瀬川において、「柳瀬川流域水循環マスタープラン」が策定されており、戸建住宅における雨水貯留浸透施設設置に対する理解も進んでいると考えられる。

3.2 水循環解析モデルの概要
①水循環解析モデルが取り扱う主な現象

・降雨　地表面あるいは樹冠に達した雨。
・蒸発散　地表面からの水分の蒸発と樹冠などからの蒸散を合わせたもの。
・表面流出　地表面と雨水排水の流れを合わせたもの。
・雑排水　下水道未整備地域で発生する雑排水の河川流出分。
・農業用水　かんがい期の田畑への給水（取水・揚水）。
・上水・工水　流域外からの導水、流域内河川からの取水
・上水道漏水　上水道からの漏水。
・不飽和流れ　不飽和の土壌中を移動する水分（雨水浸透等）。
・地下水流出　地表面付近の横方向水分移動。地表面勾配に支配されると仮定。
・涵養・浸漏　河川水と地下水との間の水分移動。
・下水処理水　処理水の河川への放流、他流域への放流
・下水道浸入　地下水から下水道への浸入水。不圧地下水帯の水分が下水管に流れ込むものとする。
・井戸揚水　不圧地下水、被圧地下水それぞれからの汲み上げ。
・地下水流れ　不圧帯水層、難透水層（加圧層）、被圧帯水層の中の飽和している部分の水分移動。

図-1 水循環解析モデルが取り扱う主な現象

②モデルの構築

今回は、戸建住宅のように解析対象の面積規模が小さいため、グリッドサイズを可能な限り小さくできる限界（標高データが 50m メッシュで整理されているため）である 50m メッシュでモデルを構築した。

人工系水循環の構成要素の定量化は、最新の細密数値情報（10m メッシュ土地利用）（国土地理院 1994 年）を利用して、各種統計資料等から得られるデータを細密数値情報の各地目面積等に比例配分することとした。

例えば、モデルの各メッシュにおける上水道使用量は、上水道給水量を市街地面積で除し、単位面積あたりの給水量を算出した後メッシュごとの市街化面積に単位あたりの給水量を乗ずることで算出している。

表-2 流域情報のモデル化のためのデータ出典

項　目	出　典　等	
地表面標高	数値地図 50m メッシュ（標高）	国土地理院
表層土壌の特性	浸透可能マップの作成・浸透能力分布図の作成	荒川下流河川事務所
不圧地下水分布	一斉測水結果（H7）	荒川下流河川事務所
不浸透面積および浸透係数（浸透能倍率）	細密数値情報の土地利用地目ごとに設定	細密数値情報；国土地理院

表-3 人工系水循環構成要素

項目			現在	将来※1	増減	備考 (算出に用いた資料等)
基本フレーム	土地利用	市街地面積 (市街化率%)	11.3(km^2) (62%)	13.5(km^2) (74%)	2.2(km^2) (12%)	細密数値情報
		不浸透面積 (不浸透面積率%)	5.66(km^2) (31%)	6.49(km^2) (36%)	0.83(km^2) (5%)	細密数値情報の 地目ごとに設定
	人口		103,258 人	118,047 人	14,789 人	・埼玉県統計年鑑 ・荒川流域別下水道整備総合計画
	下水道整備区域	整備面積	10.74(km^2)	18.20(km^2)	7.46(km^2)	下水道整備区域図 (所沢市)
		整備人口	87,019 人	118,047 人	31,028 人	
人工系水循環構成要素	所沢処理場放流量		804(mm/年)	0(mm/年)	-804(mm/年)	・所沢処理場資料 ・将来は流域外へバイパス
	上水道給水量	人口×120.2(m^3/人/年)	679(mm/年)	776(mm/年)	+97(mm/年)	埼玉県統計年鑑
	上水道漏水量	人口×4.1(m^3/人/年)	23(mm/年)	26(mm/年)	+3(mm/年)	埼玉県統計年鑑 (無効水量)
	雑排水量	※2	150(mm/年)	54(mm/年)	-96(mm/年)	
	下水道浸入水量	下水道整備区域への給水量×5%	28(mm/年)	39(mm/年)	11(mm/年)	上水給水の5% ※3
	地下水揚水量	人口×7.3 (m^3/人/年)	41(mm/年)	46(mm/年)	5(mm/年)	所沢市 ホームページ

※1　人工系の水循環構成要素は、統計資料等から単位面積あたりの原単位を算出している。
将来においては、市街地の拡大等により変化した土地利用に合わせて、それぞれの原単位を乗ずることで各構成要素量を算出している。

※2　雑排水量の算定式＝給水量×｛(1－水洗化率)×下水道整備人口 ＋ 下水道未整備人口｝
水洗化率＝93.77%(平成13年 所沢市の実績値)

※3　5%の根拠：平成11年度下水道統計　行政編12. 水処理作業に記載されている以下のデータから、「晴天日平均下水量」(総下水量)に対する「その他(地下水及び不明水)」(下水道への侵入水量)の割合として算出。モデル化の際には、雑排水量はほぼ上水道給水量に等しいと仮定している(無効水量、接続率等を別途考慮)。
晴天日平均下水量＝36,452(m^3/日)
その他(地下水及び不明水)＝1,866(m^3/日)
地下水及び不明水÷晴天日平均下水量＝1,866 ÷ 36,452＝0.05 (5%)

③将来想定

表-4に示すとおり流域の市街地が増加するとし、将来増加する人口が新規市街地に均等に分布すると仮定した。人工系の水循環要素は、現在の原単位を将来の人口に乗ずることで算出している（**表-3**参照）。

表-4　細密数値情報10mメッシュ土地利用を用いた新規市街地の想定

コード	分類区分			定義	現在	将来 市街化区域	将来 市街化調整区域
01	農地・山林等	山林・荒地等		樹林地、竹林、篠地、笹地、野草地（耕作放棄地を含む）、裸地、ゴルフ場等		●	
02	造成地	農地	田	水稲、蓮、くわいなどを栽培している水田（短期的な休耕田を含む）をいい季節により畑作物を栽培するものを含む		●	
03			畑・その他の用地	普通畑、果樹園、桑園、茶園、苗木畑、牧場、牧草地、採草放牧地、畜舎温室等の畑およびその他の農地		●	
04		造成中地		宅地造成、埋立等の目的で人工的に土地の改革が進行中の土地	○	○	○
05		空地		人工的に土地の整理が行われ、現在まだ利用されていない土地および簡単な施設からなる屋外駐車場、ゴルフ練習場、テニスコート、資材置場等を含む	○	○	○
06	宅地	工業用地		製造工場、加工工場、修理工場、採掘場、採石場、発電所、ガス製造工場などの用地をいい、工場に属する倉庫、原料置場、生産物置場、厚生施設等も含む	○	○	○
07		住宅地	一般低層住宅地	3 階以下の住宅用建物からなり、1 区画あたり 100m^2 以上の敷地で、建物の密集していない住宅地をいい、農家の場合は屋敷林を含め 1 区画とする	○	○	○
08			密集低層住宅地	3 階以下の住宅用建物からなり、1 区画あたり 100m^2 未満の敷地で、建物の密集していない住宅地	○	○	○
09			中・高層住宅地	4 階以上の中高層住宅の敷地からなる住宅地	○	○	○
10		商業・業務用地		小売店舗、スーパー、デパート、卸売、飲食店、映画館、劇場、旅館・ホテル等の商店、娯楽、宿泊等のサービス業を含む用地および企業の事務所銀行新聞社、放送局、流通施設、その他これに類する用地	○	○	○
11	公共公益施設用地	道路用地		有効幅員 4m 以上の道路、駅前広場等で工事中、用地買収済の道路用地も含む	○	○	○
12		公園・緑地等		公園、緑地、動・植物園、墓地、寺社の境内地、遊園地等の公共的性格を有する施設及び総合運動場、競技場、野球場等運動競技を行うための施設用地	○	○	○
13		その他の公共公益施設用地		公共業務施設、教育文化施設、供給処理施設、社会福祉施設、鉄道用地、バス発着センター、車庫、港湾施設用地、空港等の用地	○	○	○
14	河川・湖沼等			河川（河川敷、堤防を含む）、湖沼・溜池、養魚場、海浜地			
15	その他			防衛施設、米軍基地、基地跡地、演習場、皇室に関する施設および居住地等	○	○	○

○：既成市街地
●：新規市街地

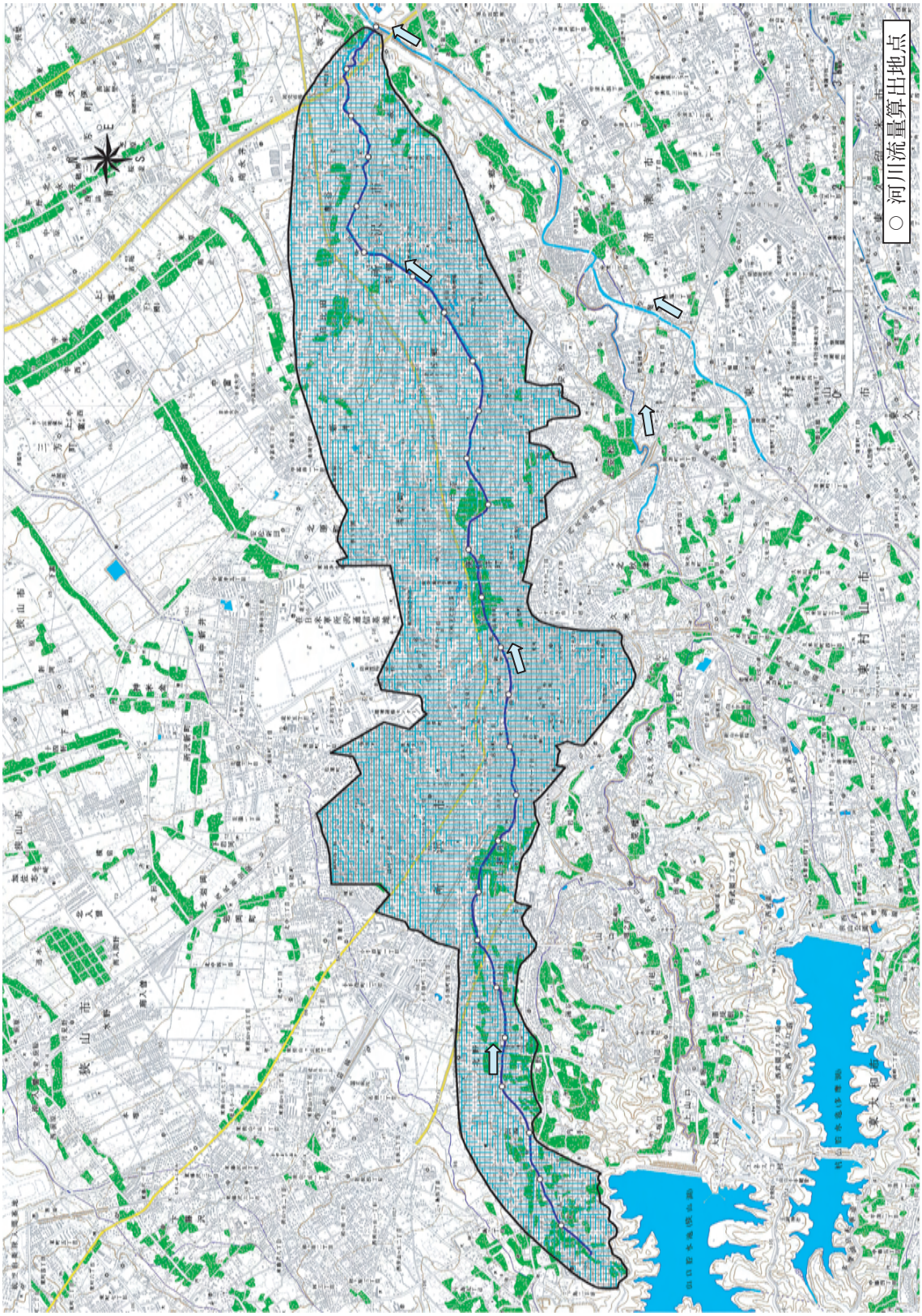

図-2 グリッドの分割状況と落水線（50mメッシュ標高から作成）

④モデルの検証

構築したモデルの検証結果を示す。検証は、平常時流量、洪水時流量、地下水位の再現性について確認した。平常時の河川流量及び地下水位は対象流域の流量観測、地下水位期間、洪水時流量は観測期間中で最大流量を観測した降雨を対象に検証した。この結果、本モデルはいずれの場合についても良好な再現性を有していることが確認された。

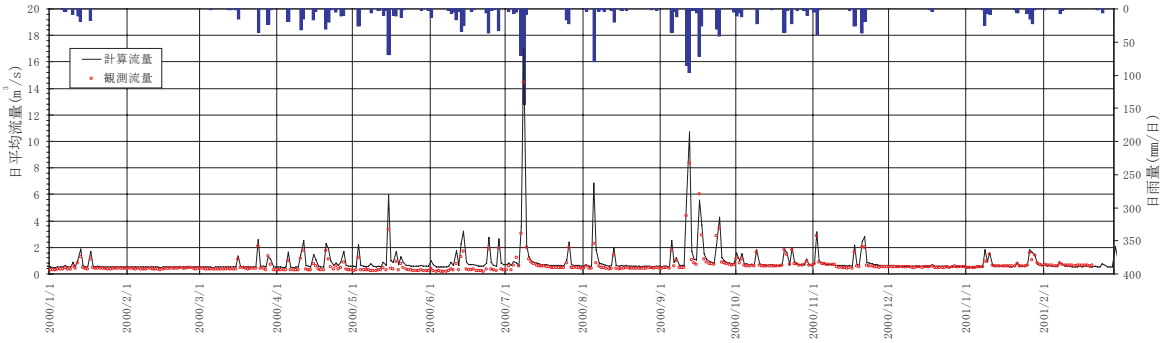

図-3　平常時の河川流量再現

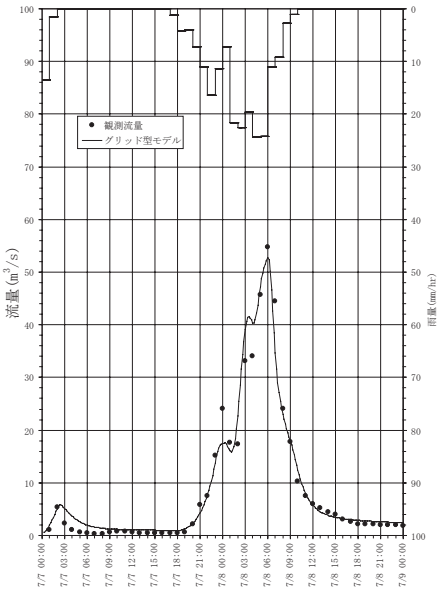

図-4　洪水時の河川流量再現性

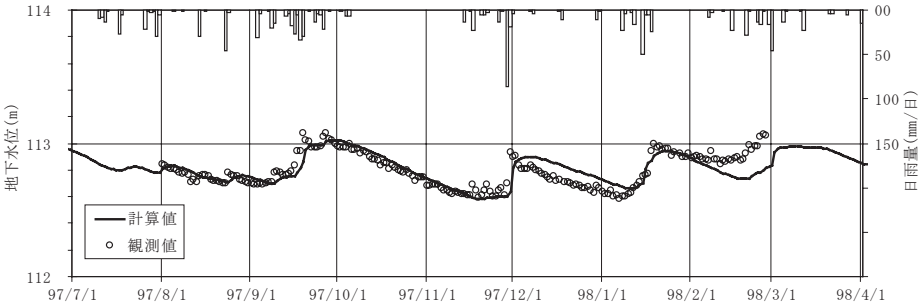

図-5　地下水位の再現性

3.3　対策メニューの設定

対策メニューは以下の 4 ケースとしたが、現実的な範囲としては Case1 ～ Case3 である。

また、効果量は、対策による削減量を 25m プール（25m × 15m × 1m ＝ 375m^3）の何杯分に相当するかで表した。

表-5 新規住宅における各種目標達成住宅の必要率

対　　策	対　策　の　内　容
現対策施設	一般住宅の 40% が目標（貯留施設・浸透施設）を達成している状態
Case1	新たに一般住宅の約 10% が目標（浸透施設設置）を達成し、全体の 50% が目標を達成した状態
Case2	新たに一般住宅の約 20% が目標（浸透施設設置）を達成し、全体の 60% が目標を達成した状態
Case3	新たに一般住宅の約 30% が目標（浸透施設設置）を達成し、全体の 70% が目標を達成した状態
Case4	全ての一般住宅が理想目標（浸透施設設置）を達成した状態

※狭小住宅の場合は、上記の約 2 倍普及させる必要がある。

3.4 洪水時の流出抑制効果

東川の河川改修計画に用いられている W=1/3 の降雨強度式（50mm/hr 相当）から作成した中央集中型のハイエトグラフに対する流出抑制効果を算出した。

ピーク前後 2 時間の効果量をみると、Case1 ～ Case3 で 25m プール約 80 ～ 260 杯分に相当し、都市河川ではこれらを一括して処理できるような大規模な調整池等をつくることは、用地取得等の面で難しい。

また、対策前に対するピーク流量の低減率は、Case1 ～ Case3 で約 2 ～ 7% であり、100% 対策時の約 20% に比べれば決して大きくはないが、戸建住宅への対策が治水上も有効であることが確認された。

＜ W=1/3 の降雨強度式＞

$$R = \frac{1100}{t^{2/3} + 6.5} \quad (\mathrm{mm/hr})$$

表-6 流出抑制効果

ケース	総流出量 (m^3)	ピーク流量低減率 (%)	対策効果量 (m^3)	プール ($25^m \times 15^m \times 1^m$) 杯分
現対策施設	958, 003	0	0	0
Case1	929, 562	1. 9	28, 442	76
Case2	899, 970	4. 0	58, 033	155
Case3	861, 920	7. 2	96, 084	256
Case4	724, 333	19. 0	233, 670	623

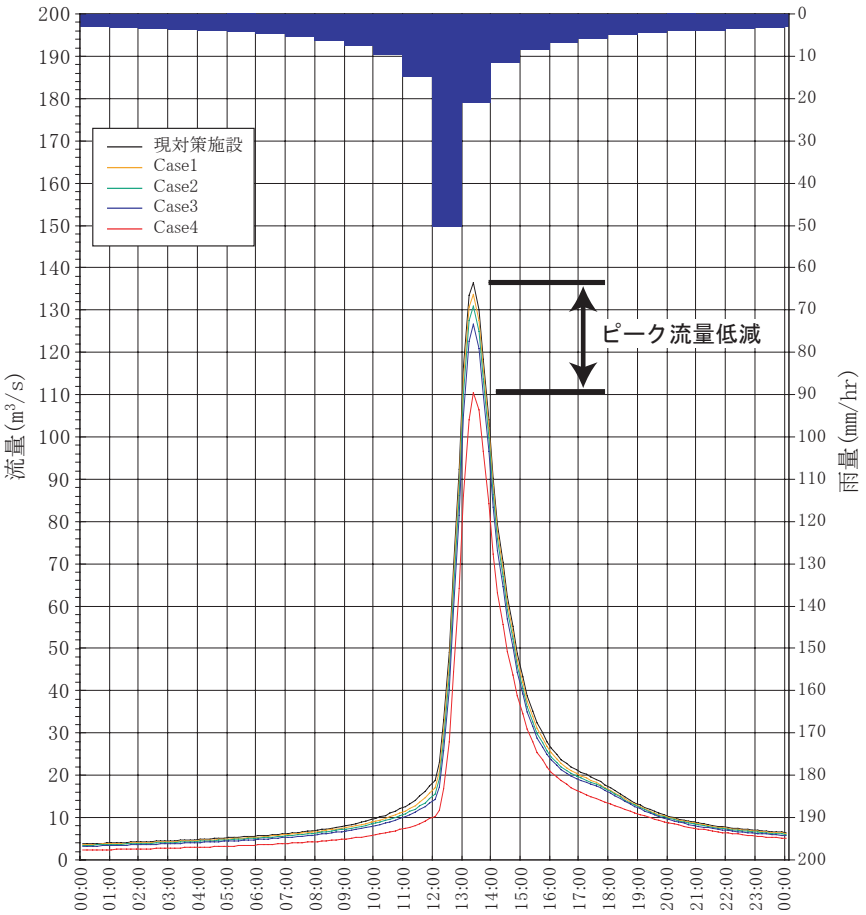

図-6 洪水時の流出波形（下流端）

3.5 平常時の流況改善効果

平常時の河川流況の改善効果を判断するために、平水流量（日平均流量を大きい方から並べて 185 番目）以下の総流出量で効果量を見ると Case1 ～ Case3 において約 170 ～ 500 杯分に相当し、都市河川ではこれらを一括して確保できるような大規模な貯水池をつくることは、用地取得等の面で難しい。

また、対策前に対する平水流量～渇水流量の概ねの増加率は、Case1 ～ Case3 で約 4 ～ 12% であり決して少なくない。

表-7 流況改善効果

ケース	総流出量（m³）	対策効果量（m³）	プール（25 × 15 × 1）杯分
現対策施設	1, 624, 952	0	0
Case1	1, 688, 978	64, 026	171
Case2	1, 742, 743	117, 791	314
Case3	1, 809, 319	184, 367	492
Case4	2, 002, 421	377, 469	1, 007

表-8 流況の増加率

ケース	豊水	増加率	平水	増加率	低水	増加率	渇水	増加率
現対策施設	0. 247	—	0. 137	—	0. 106	—	0. 067	—
Case1	0. 257	4. 3%	0. 142	3. 3%	0. 110	4. 3%	0. 070	3. 4%
Case2	0. 263	6. 6%	0. 147	6. 6%	0. 114	7. 5%	0. 072	7. 4%
Case3	0. 275	11. 3%	0. 153	11. 6%	0. 118	12. 2%	0. 076	12. 3%
Case4	0. 294	19. 0%	0. 170	23. 7%	0. 131	23. 6%	0. 084	24. 9%

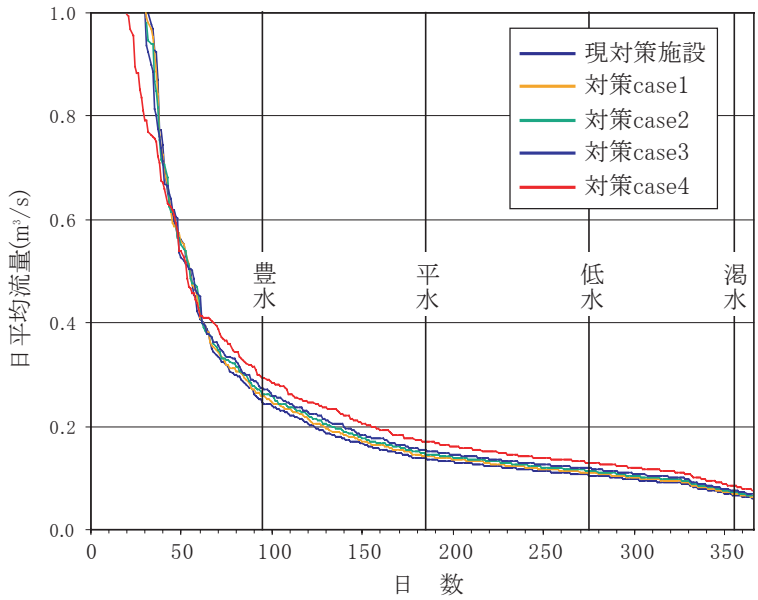

図-7 将来における対策規模別の河川流況（下流端）

3.6 地下水位の回復効果

密集市街地では、将来増加が見込まれる市街地の開発により、雨水浸透量が減少することでシミュレーション上では最大 2.0m の地下水位低下が起こる。これに対して Case1 ～ Case3 の対策を講じた場合、都市化によって低下する地下水位が 25 ～ 75% 回復することが確認された。

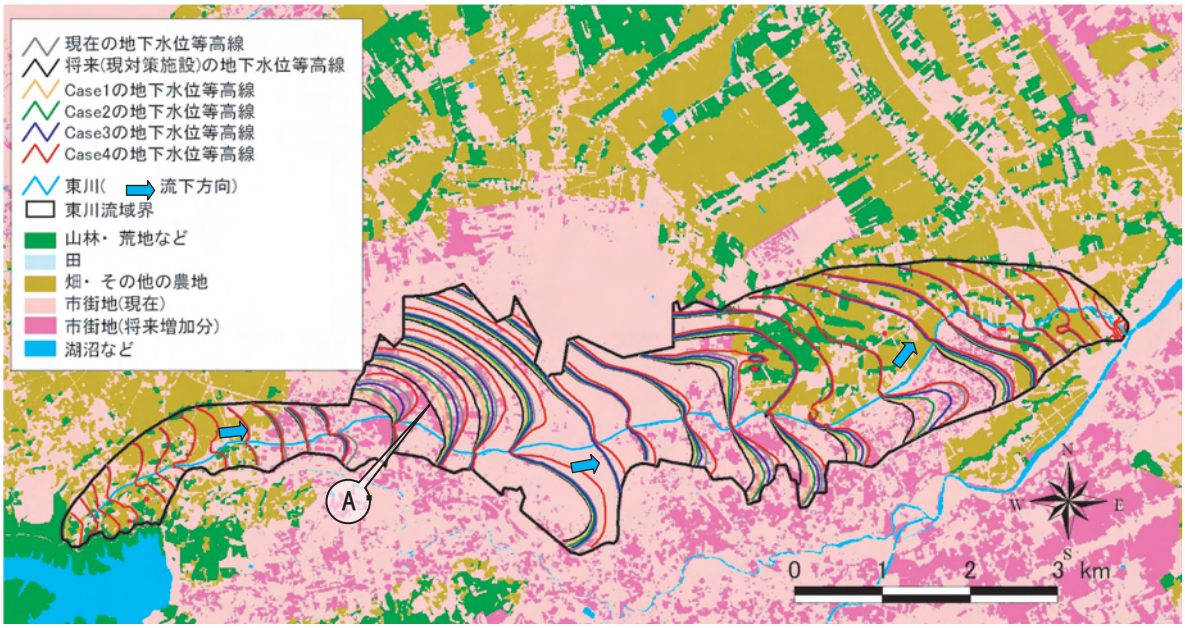

図-8 対策による地下水位等高線の変化

ケース	地下水位 (T.P.m)	対策効果 (m)
現在	76.5	—
将来 (現在対策施設)	74.6	—
Case1	75.2	0.6
Case2	75.6	1.0
Case3	76.2	1.6
Case4	77.2	2.6

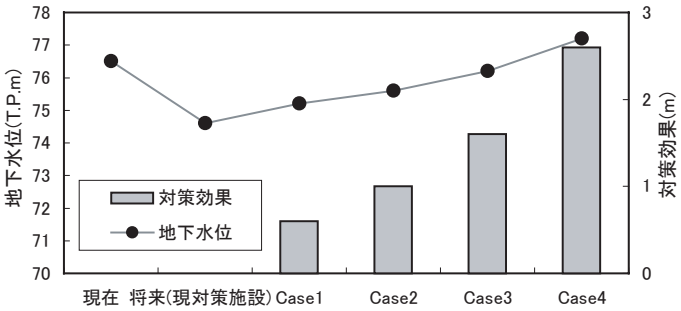

図-9 地下水位の回復量（図-8中のＡ地点における値）

3.7 蒸発散量の増進効果

都市化によって、緑地、水面、農地、更地が減少し、舗装面、建築物（アスファルト、コンクリート面等）の増大により、蒸発散量が減少している。蒸発散量の減少は、ヒートアイランド現象の一因と言われている。

浸透施設の設置により、土壌中に蓄えられる水量が増加し、降雨後に土壌中から水分が蒸発することにより、蒸発散量が増進される。こうした蒸発散量の増進効果をみると Case1 ～ Case3 において 25m プール（25m × 15m × 1m=375m^3）150 ～ 450 杯分程度の量を増加させることができており、ある一定の効果は発揮しているものと考えられる。

表-9 年間の蒸発散量

ケース	蒸発散量（千 m^3/ 年）	増加量（千 m^3/ 年）	プール (25 × 15 × 1) 杯分
現対策施設	6, 716	0	0
Case1	6, 770	55	146
Case2	6, 807	91	243
Case3	6, 880	164	437
Case4	7, 134	419	1, 116

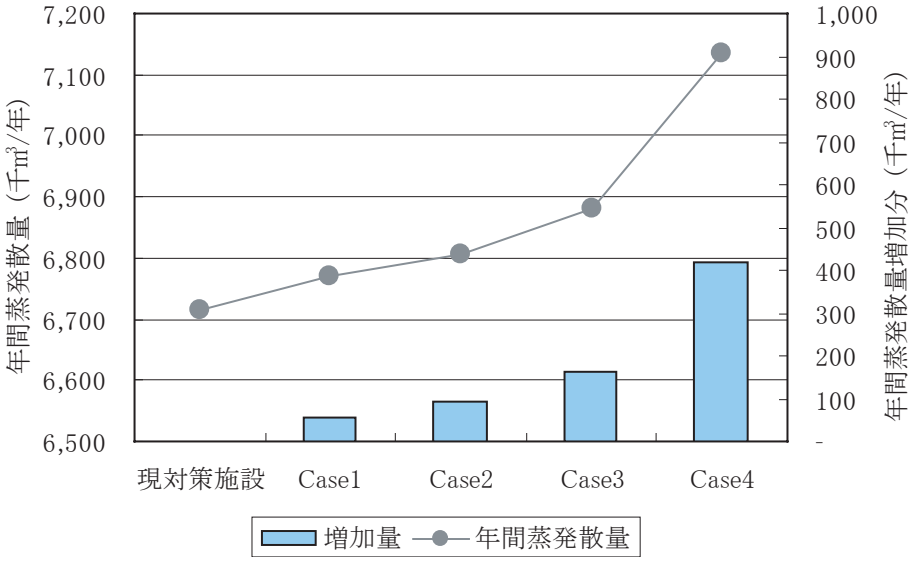

図-10 年間の蒸発散量

3. 簡易式法による雨水利用機能の評価

簡易式法とその計算手順*

江藤が開発した「簡易式法」は、降水量時系列の確率モデルの理論解析によって誘導されたものあり、理論的な厳密性を持ち、かつ実用上特に問題がない程度に簡潔な式形で施設規模と効果の関係を表したものである。

その簡易式法を計算手順に沿って整理し、**図-11**に示した。

この簡易式法を使用する場合は、まず、全国の気象庁アメダスデータから算出した地域の降雨特性を表す3つの要素を等値線図（**図-12**～**図-14**）から読み取り、次に順次幾つかの式に数値を代入して計算を進めることで、雨水利用率や不足水量率を簡単に求めることができる。式の形が単純なため、電卓を使って計算すれば極めて短時間で結果を導き出すことができる。

参考として、東京における計算の一例を**表-10**に示す。

表-10 簡易式法による利水機能計算の一例（東京）

項　　目		値（単位）	備　　考
雨水利用条件	流出率：f	1.0	
	集水面積：A	300(m^2)	
	利水槽容量：P	5(m^3)	
	1時間あたりの利用量：U	0.05(m^3/hr)	
降雨特性値	平均降雨継続時間：tr	7(hr)	**図-12**～**図-14**から読み取る
	平均降雨時間間隔：tR	110(hr)	
	平均一雨降雨量：rA	17(mm)	
平均一雨流出量：Q		5.10(m^3)	= f・rA・A/1,000
無次元量	降雨継続時間：Tr	0.064	
	利水槽容量：p	0.98	
	利用量：u	1.08	
機能評価	雨水利用率：e	52.1(%)	
	不足水量率：s	51.7(%)	

*出典：雨水利用ハンドブック　（社）雨水貯留浸透技術協会

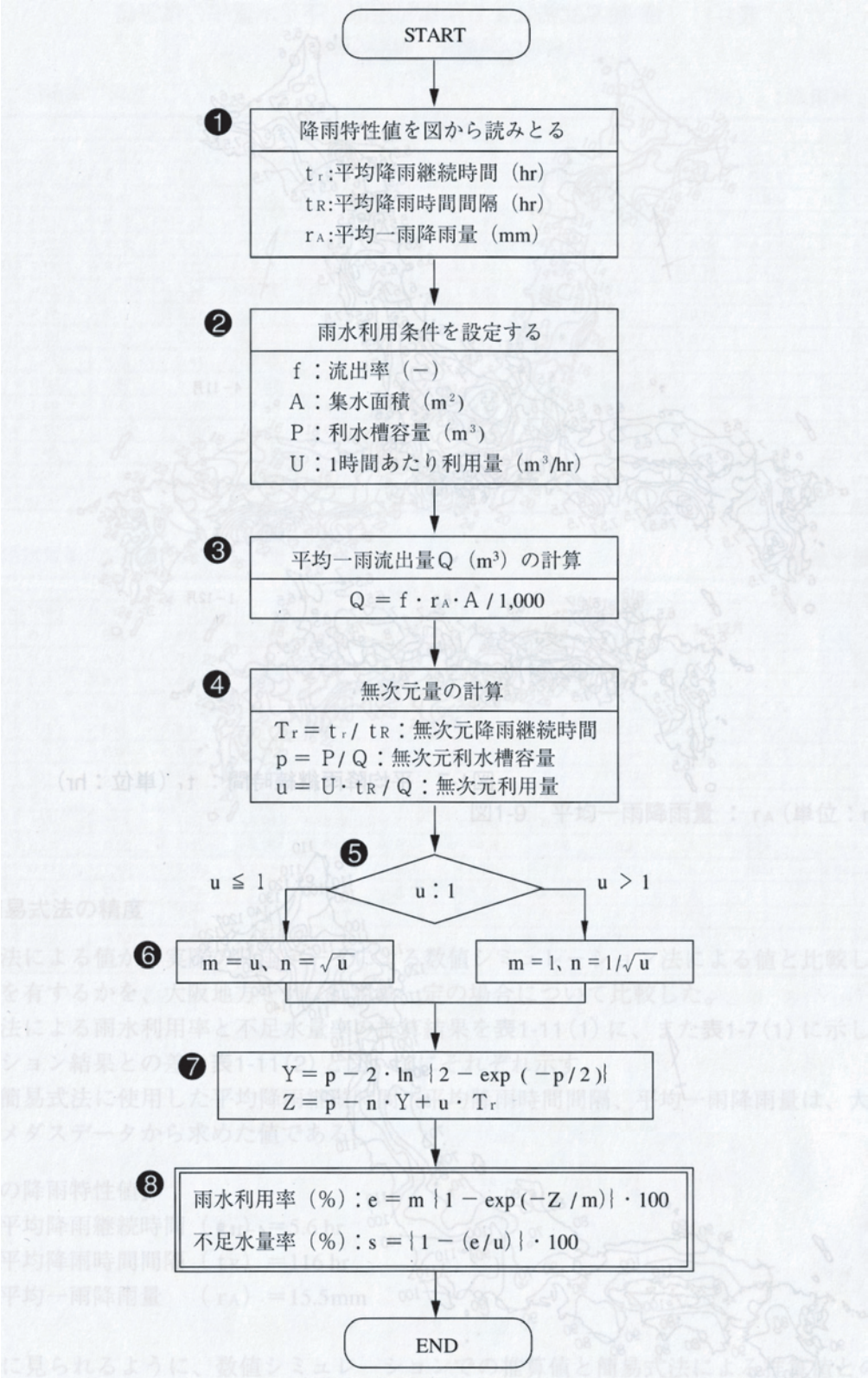

注）　本式において、平均一雨の「一雨」は、無降雨が 3 時間以上継続したものを別の一雨と定義している。また、降雨初期損失を 2mm に固定して全ての一雨から 2mm を差し引き、0mm を越えたものを新たに一雨としている。

降雨時間間隔は、一雨の降り始めから次の一雨の降り初めまでの時間で、前の一雨の継続時間を含んだものである。

図-11 簡易式法による雨水利用機能の評価手順

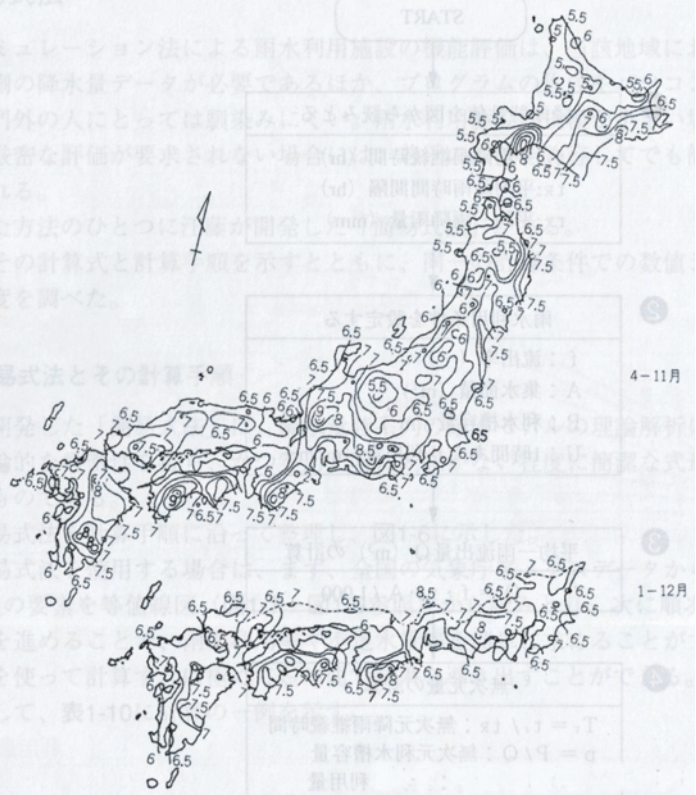

図-12 平均降雨継続時間：tr（単位:hr）

図-13 平均降雨時間間隔：tR（単位:hr）

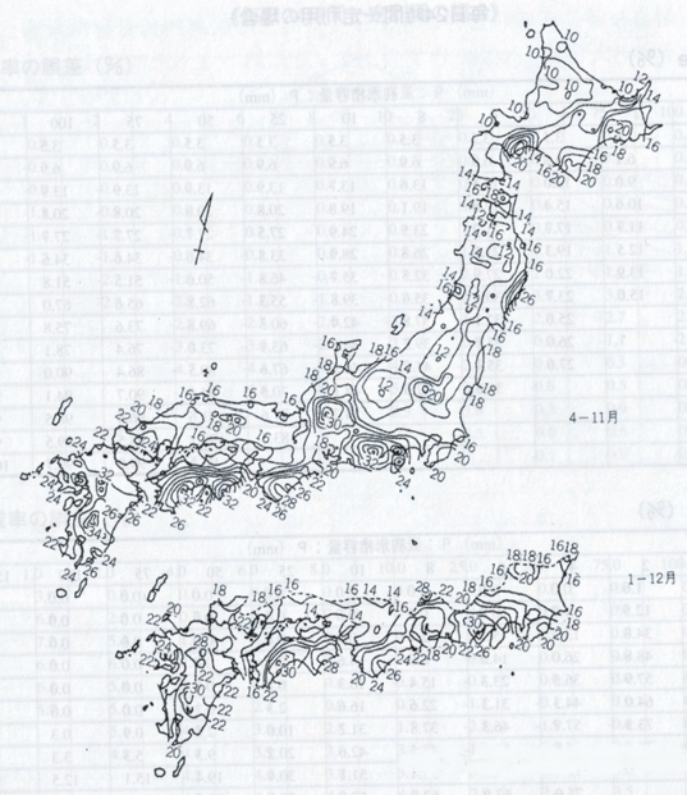

図-14 平均一雨降雨量：r_A（単位:mm）

4. 雨水貯留浸透施設等の選定・配置

5.1 施設選定の考え方

雨水の表面流出を抑制し、蒸発散を増進するなど、都市化によって増大した雨水流出率を自然状態に近づけるための対策を選定する。対策によって自然状態と等しい雨水流出率に戻すことが理想であるが、限られた面積、個別の施設効果等を勘案し、実行可能な対策を検討する。

なお、対策の実効性を高めるためには、個人単位から地域や隣組といったグループ単位での取り組みも視野に入れて検討することも有効である。

（解　説）

人の居住等により地表面が締め固められ、屋根などの不浸透面が増えると表面流出が増大する。この増加した表面流出量を可能な限り地面が締め固められたり、舗装や屋根で覆われたりする前の自然な状態と同じような流出量まで戻すよう努める。

ただし、戸建住宅の敷地面積、屋根等の不浸透面積率、地面の状態等を勘案して、実行可能な対策規模を選定していくことが必要となる。

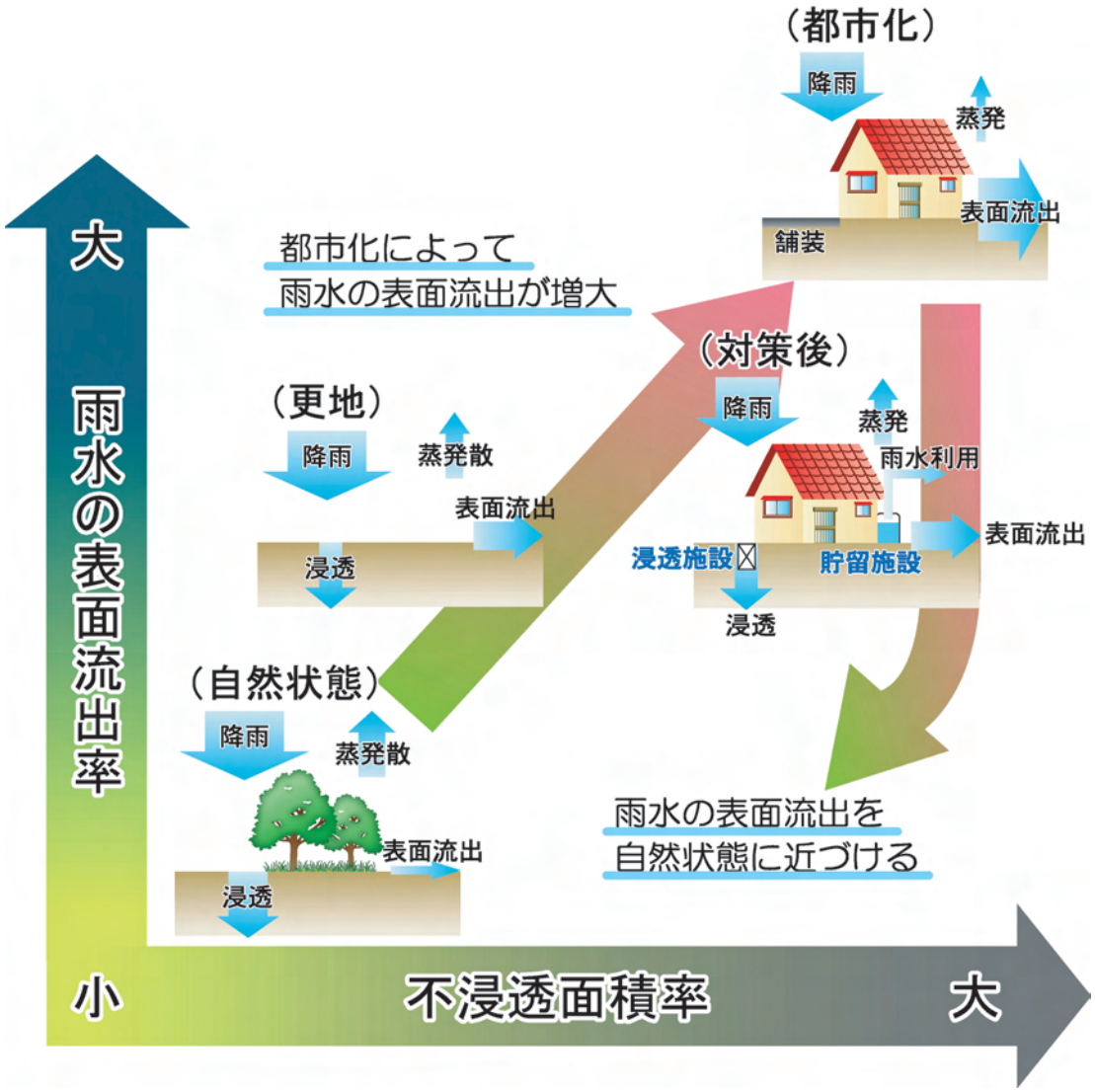

図-15 宅地化と表面流出量の変化の関係

5.2 雨水貯留浸透機能の個別評価

本マニュアルにおいては、地面が締め固められ、舗装や屋根で覆われる前の自然な状態を 100 ポイント、雨水が全く浸透しない状態を 0 ポイントとし、各対策等の持つ雨水貯留浸透機能による表面流出量の低減度合いを評価する方法を一つの事例として示す。また、蒸発散量の増進、雨水利用による水源代替効果についても副次的効果として評価を行うものとする。

（解　説）

ここで提案するポイントは必ずしもこれをもって直ちに目標を定め、河川部局や下水道部局のように、従来雨水貯留浸透施設等の普及を担当してきた部局に取り組みの強化を求めるものではない。

＜わかり易い評価方法 ～ ポイント制の利点＞

・一般市民が雨水貯留浸透施設等の効果を容易に理解し、評価することができる（雨水貯留浸施設等を普及させるための大前提）。

・現状の評価と目標に応じた対策内容を容易にイメージすることができるため施設等の設置のきっかけとなりうる。

・統一された評価方法は、一般市民への説明性が高いだけでなく、自治体における対策目標や助成制度等の各種基準の設定も容易にする指標となりうる。

◆ポイント換算の考え方

浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装については比浸透量に基づき、表面流出抑制ポイントを設定した。これ以外の菜園・花壇等は自然地と比べた流出係数から表面流出抑制ポイントを算出した。屋上緑化の表面流出抑制ポイント及び副次的効果ポイントは、水循環系定量化モデルで効果を評価し、ポイントを設定した。

●表面流出抑制ポイントについて

- 表面流出ポイントは、敷地全体の表面流出を自然状態と等しくなるまで低減させるために必要な個別の雨水貯留浸透施設等を算出したものである（**表-11**参照）。
- 各雨水貯留浸透施設等のポイントの合計が100ポイントになれば、敷地全体の表面流出が自然状態と等しくなっていることをあらわす。
- 本例で設置する雨水貯留浸透施設等は、これまでの設置実績等から**表-12**のとおりとした。
- 戸建住宅の敷地は100m^{2}とし、土質条件（透水係数）は、1.0×10^{-4}、5.0×10^{-4}、1.0×10^{-3}、5.0×10^{-3}の4通りについて計算を行い、結果を総合的に判断してポイントを設定した。

表-11 雨水貯留浸透機能別のポイント一覧

<table>
<tr><th colspan="2">施設名</th><th colspan="2">表面流出抑制ポイント</th><th>副次的効果ポイント</th></tr>
<tr><td colspan="2">浸透ます</td><td colspan="2">3.7 point/個</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">浸透トレンチ</td><td colspan="2">2.7 point/m</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">透水性舗装</td><td colspan="2">1.0 point/m^2</td><td>1.0 point/m^2</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">雨水タンク</td><td>1m^{3}以上</td><td>10 point/m^3</td><td rowspan="2">19 ＋ 23 point/m^3</td></tr>
<tr><td>1m^{3}未満</td><td>5 ＋ 5 point/m^3</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋上緑化</td><td colspan="2">0.1 point/m^2</td><td>0.3 point/m^2</td></tr>
<tr><td rowspan="3">施設以外*</td><td>菜園・花壇</td><td>1.0 point/m^2</td><td>林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地
f ＝ 0.2</td><td>1.0 point/m^2</td></tr>
<tr><td>芝生</td><td>0.5 point/m^2</td><td>人工的に造成され植生に覆われた土地
f ＝ 0.4</td><td>0.3 point/m^2</td></tr>
<tr><td>更地</td><td>0.4 point/m^2</td><td>ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地
f ＝ 0.5</td><td>0.15 point/m^2</td></tr>
</table>

*貯留浸透施設以外の利用形態で、貯留浸透効果、蒸発散増進効果が見込まれるものについてもポイントを設定した

表-12 雨水貯留浸透施設の想定

浸透施設	高さ（m）	幅（m）
浸透ます	0.60	0.60
浸透トレンチ	0.60	0.60
透水性舗装	0.15	－
屋上緑化	5mm の窪地貯留とみなす	

なお、**表-11**の浸透ますは幅0.6m×高さ0.6m、浸透トレンチは幅0.6m×高さ0.6m（ただし、いずれも砕石を充填した部分を含めた長さ）で算出している。設置しようとする施設規模が異なる場合は、**表-13**を参考に表面流出抑制ポイントの修正を行う。

表-13 施設規模によるポイントの違い

種　別	規格（幅×高さ）			備　考
	0.3×0.6	0.6×0.6	1.0×1.0	
浸透ます	2.2	3.7	8.8	幅・高さは砕石を充填した部分を含んだ長さ
浸透トレンチ	2.4	2.7	4.1	

●副次的効果について

・雨水貯留浸透施設等の副次的効果として、**表-14**に示す項目について評価した。
・副次的効果は、**表-14**のように蒸発散量を自然状態と等しくするためにどの程度効果があるかを算出した。ただし、雨水タンクについては、雨水利用による水源の代替率をポイントとして算出した。
・以上より、副次的効果のポイントの上限は、100ポイントが上限とはならない。本マニュアルでは参考値として算出したものである。

表-14 施設規模によるポイントの違い

施設名		副次的効果を評価する項目	100 ポイントとする状態量
浸透ます		－	－
浸透トレンチ		－	－
透水性舗装		蒸発散の増進（透水性の向上）	自然状態の蒸発散量
雨水タンク		水源代替率	雨水利用可能用途に対する100％の水源代替
屋上緑化		蒸発散の増進（窪地貯留）	自然状態の蒸発散量
施設以外	菜園・花壇	蒸発散の増進（透水性の向上）	自然状態の蒸発散量
	芝生	蒸発散の増進（窪地貯留）	自然状態の蒸発散量
	更地	蒸発散の増進（窪地貯留）	自然状態の蒸発散量

5.3 対策施設等の総合評価

戸建住宅においては、敷地内の施設配置を想定し、実施可能な雨水貯留浸透施設等の数量を設定し、ぞれぞれのポイントを算出・集計して、敷地全体の効果を評価する。

（解　説）

設置する施設等の種類や数量は各自の努力に委ねられる。設置施設等の敷地全体に対する効果は以下の手順により客観的に評価することとし、評価のためのシートとポイントの範囲及びそのときの対策規模を示す。

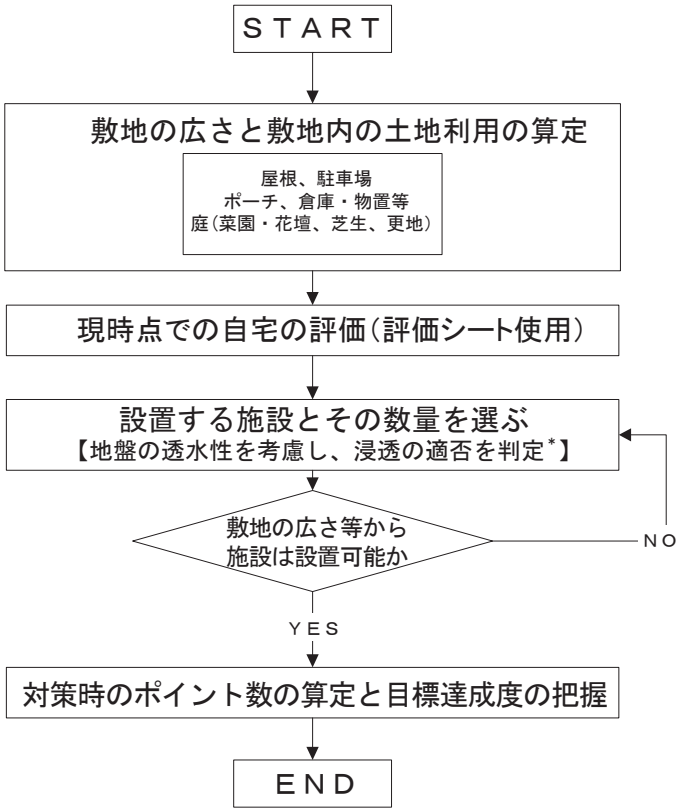

＊土壌の構成材料が粘性土で透水係数が 1×10^{-4} 程度以下の場合は、貯留施設が適している。

図-16 施設選定までの流れ

(1) 対策施設の評価シート

評価に当たっては、屋根や駐車場等の面積が様々であることを考慮し、評価シートの中では、屋根等の地目別面積を 100m^2 当りに換算している。

また、施設等の設置に伴う副次的な効果は、雨水利用による節水効果や透水性舗装や緑化等による蒸発散量の増進によるヒートアイランド現象の抑制効果等が考えられるが、地下水涵養量を減少させることもあり、その評価結果は参考として取扱うものとする。

表-15に敷地面積、地目別の面積、庭の利用状況、設置施設の数量を入力し、対策の効果を確認する。なお、**表-15**には敷地面積120m²、建ペイ率50%に駐車場等のある住宅を想定し、無対策時ポイント（現状）と対策後のポイントを算定した。

表-15はMicrosoft社のエクセルで作成しており、（社）雨水貯留浸透技術協会のホームページから自由にダウンロードし、使用することができる。

表-15 対策施設の評価シート

表面流出抑制ポイント

			不浸透域 75m²				浸透域 45m²			計
①	地目別面積（m²）		屋根	駐車場	玄関周り ポーチ等	倉庫、物置等	菜園・花壇	芝生	更地	
			60	10	5		45			120m²
②	対 100m² 面積率 ①÷ 100		0.60	0.10	0.05		0.45			
	無対策時ポイント【現状】									38
③	対策施設名	Point	施設設置数量							
	菜園・花壇 ;m²	1.00					45m²			
	芝生 ;m²	0.50								
	更地 ;m²	0.40								
	浸透ます ; 個	3.7	3 個							
	浸透トレンチ ;m	2.7	5m							
	透水性舗装 ;m²	1		10m²	5m²					
	貯留施設 ;m³ 以上	10	2,00m³							
	貯留施設 ;m³ 以下	5 × V × 5								
	屋上緑化 ;m²	0.1	60m²							
④	合計点 Σ（Point ×数量）		51	10	5		45			
⑤	地目別ポイント数 ④÷②		84	100	100		100			
⑥	総合評価 Σ（①×⑤）÷Σ①					87			100	92

副次的効果ポイント

			不浸透域 75m²				浸透域 45m²			計
①	地目別不浸透面積（m²）		屋根	駐車場	玄関周り ポーチ等	倉庫、物置等	菜園・花壇	芝生	更地	
			60	10	5		45			120m²
②	対 100m² 面積率 ①÷ 100		0.60	0.10	0.05		0.45			
	無対策時ポイント【現状】									38
③	対策施設名	Point	施設設置数量							
	砂利敷き ;m²	0.10								
	菜園・花壇 ;m²	1.00					45m²			
	芝生 ;m²	0.30								
	更地 ;m²	0.15								
	透水性舗装 ;m²	1.00		10m²	5m²					
	屋上緑化 ;m²	0.30	60m²							
	貯留施設 ;m³	16 ＋ 23V	2							
④	合計点 Σ（Point ×数量）		83	10	5		45			
⑤	地目別ポイント数 ④÷②		138	100	100		100			
⑥	総合評価 Σ（①×⑤）÷Σ①					131			100	119

：敷地内の地目別面積情報（計の値が敷地面積となる）

：実施可能な対策情報（適宜入力）

：現状及び対策後のポイント数

(2) 表面流出抑制ポイントと対策規模

自然状態を100ポイント、雨が全く浸透しない状態を0ポイントとして、宅地面積、建ペイ率、土地利用（駐車場10m²、ポーチ2m²）に応じた対策効果ポイントを算出して見ると、ある程度の庭が確保でき、これを菜園・花壇にすることにより施設対策量が少なくなり、ポイントは向上する（**表-16**参照）。

表-16 表面流出抑制ポイントの範囲と対策規模

		5	4	3	2	1	備　考
雨水の表面流出率レベル		大				小	
		完全不浸透状態		更地状態		自然状態	
ポイントの範囲		0 ～ 20	20 ～ 40	40 ～ 60	60 ～ 80	80 ～ 100	
一般住宅	浸透ます			○（1 個）	○（3 個）	○（3 個）	・敷地面積 100m² ・建ペイ率 60% ・駐車場 10m² ・ポーチ 2m² ・庭等 28m²
	浸透トレンチ				○（5m）	○（5m）	
	透水性舗装			○（12m²）	○（12m²）	○（12m²）	
	雨水タンク			○（0.2m³）	○（0.2m³）	○（0.2m³）	
	更地	○（28m²）					
	菜園・花壇		○（28m²）	○（28m²）	○（28m²）	○（28m²）	
	屋上緑化						
	ポイント	11	28	49	67	85	
狭小住宅	浸透ます		○（1 個）	○（1 個）	注）狭小住宅は、面積の制約から、最大限の対策を行っても更地状態の流出率までしか望めない。		・敷地面積 80m² ・建ペイ率 80% ・駐車場 10m² ・ポーチ 2m² ・庭等 4m²
	浸透トレンチ						
	透水性舗装		○（12m²）	○（10m²）			
	雨水タンク	○（0.2m³）	○（0.2m³）	○（0.2m³）			
	菜園・花壇	○（4m²）	○（4m²）	○（4m²）			
	屋上緑化						
	ポイント	13	31	46			

表-17 表面流出抑制ポイントと貯留量対応表

ポイント	貯留量* (m^3/ha) ( ) 内 :m^3/100m^2	ポイント	貯留量* (m^3/ha) ( ) 内 :m^3/100m^2
10	70(0.7)	60	420(4.2)
20	140(1.4)	70	490(4.9)
30	210(2.1)	80	560(5.6)
40	280(2.8)	90	630(6.3)
50	350(3.5)	100	700(7.0)

＊総合治水対策特定河川における流域対策指導例では、流出率を 0.9 から 0.2 に戻すための必要対策量を 600 ～ 800m^3/ha していることから、本マニュアルの 100 ポイント（最大規模）を 700m^3/ha 相当として算出。

表面流出抑制効果【図の見方】

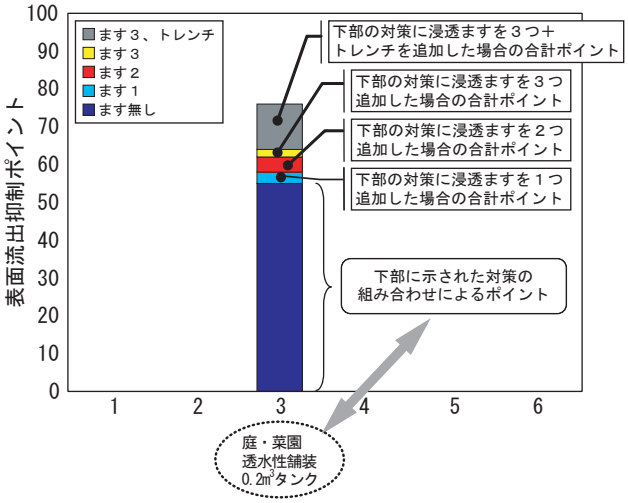

表面流出抑制効果【一般住宅[100m²、建ペイ率60%]】

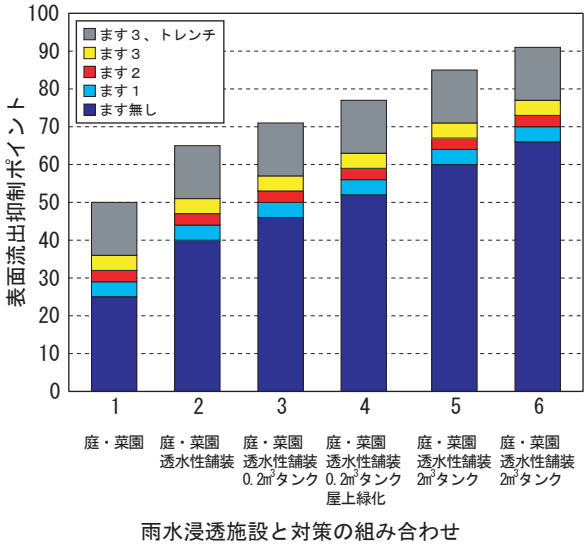

表面流出抑制効果【一般住宅[80m²、建ペイ率80%]】

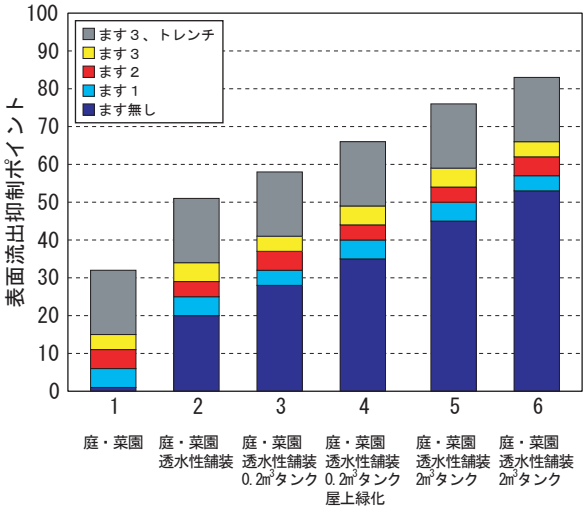

副次的効果【浸透施設はポイントにならない】

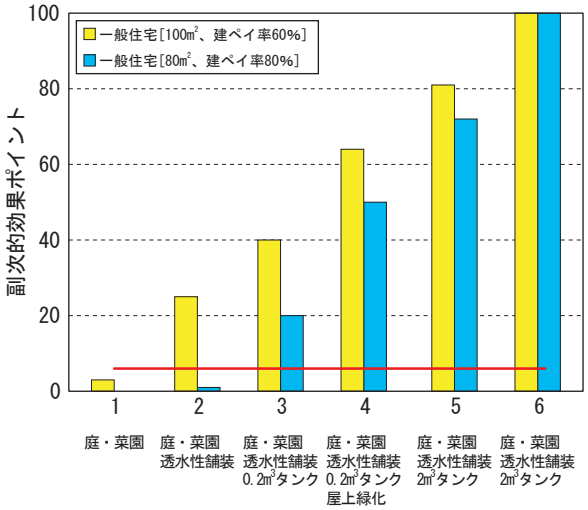

図-17 宅地面積、建ぺい率に応じた対策効果ポイント

5.4 施設の配置例

雨水貯留浸透施設は、宅地内の土地利用、排水系統等を考慮したうえで、その機能が十分に発揮されるように配置する必要がある。

（解　説）

前項で検討した施設の組み合わせから狭小住宅と一般住宅について、それぞれ表面流出の低減度１～５の５ケースについて設置のイメージ図を以下に示す。

ケース	施設の組み合わせ	表面流出抑制ポイント	副次的効果ポイント
狭小住宅 流出率レベル５	菜園・花壇、貯留施設 0.2m^3	13	35

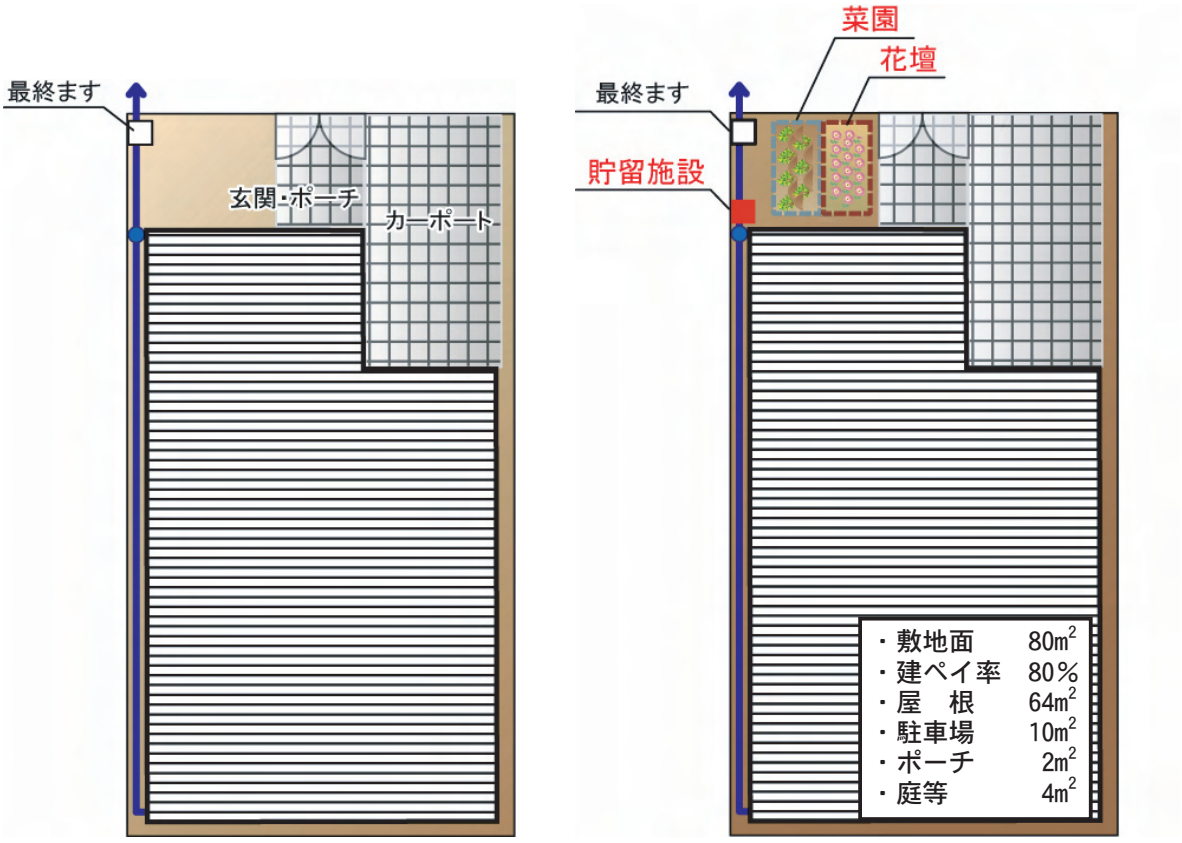

対策前　　対策後

図-18 狭小住宅における流出率レベル5の施設配置例

ケース	施設の組み合わせ	表面流出抑制効果	副次的効果ポイント
狭小住宅 流出率レベル 4	菜園・花壇、浸透ます 1 個、 透水性舗装、貯留施設 0.2m^3	31	48

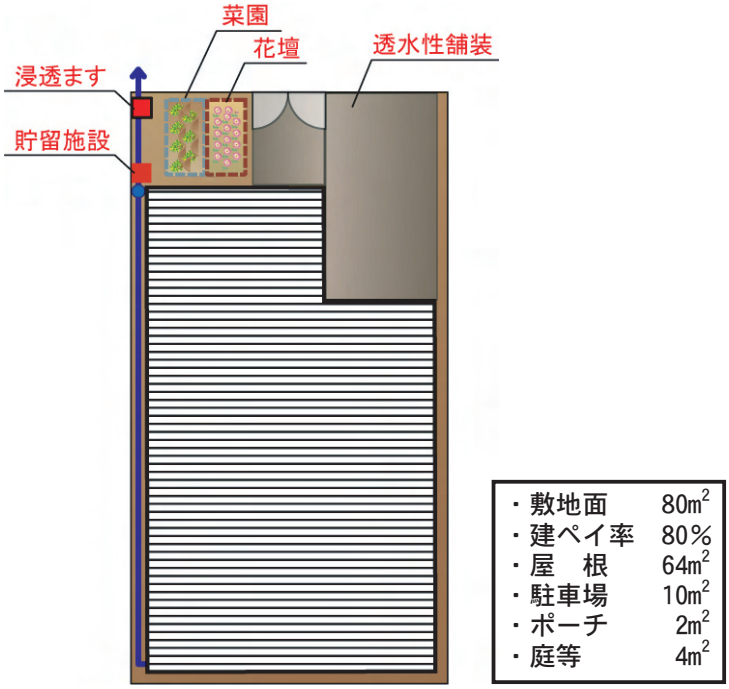

図-19 狭小住宅における流出率レベル4の施設配置例

ケース	施設の組み合わせ	表面流出抑制効果	副次的効果ポイント
狭小住宅 流出率レベル 3	菜園・花壇、浸透ます 1 個、 透水性舗装、貯留施設 2.0m^2	46	98

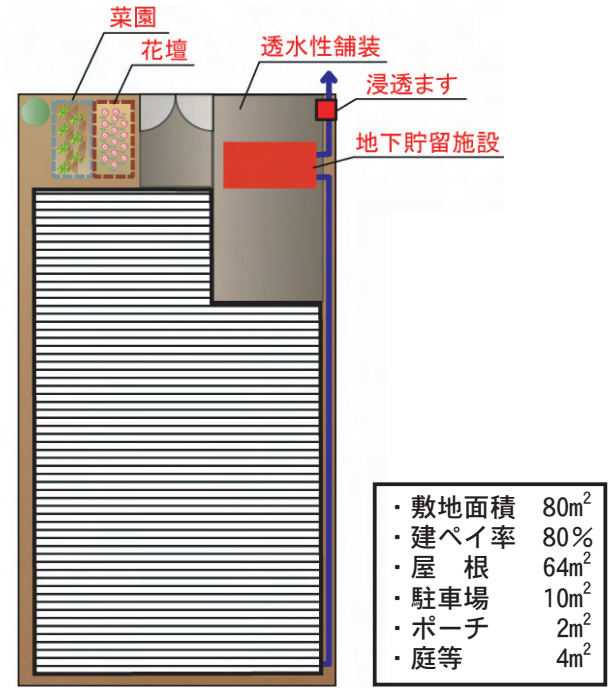

図-20 狭小住宅における流出率レベル3の施設配置例

ケース	施設の組み合わせ	表面流出抑制ポイント	副次的効果ポイント
一般住宅 流出率レベル 5	－	11	1

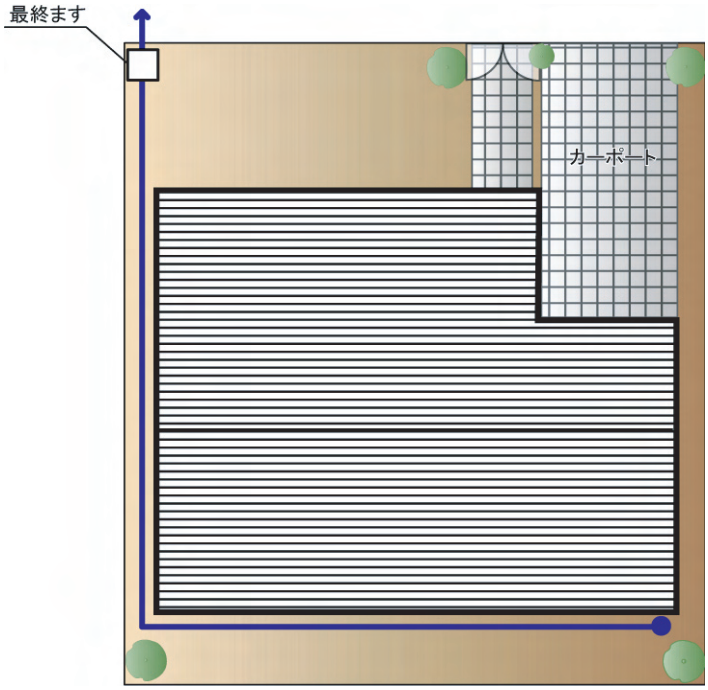

・敷地面積　100m^2
・建ペイ率　60％
・屋　根　60m^2
・駐車場　10m^2
・ポーチ　2m^2
・庭等　28m^2

図-21 一般住宅における流出率レベル5の施設配置例

ケース	施設の組み合わせ	表面流出抑制ポイント	副次的効果ポイント
一般住宅 流出率レベル 4	－	28	28

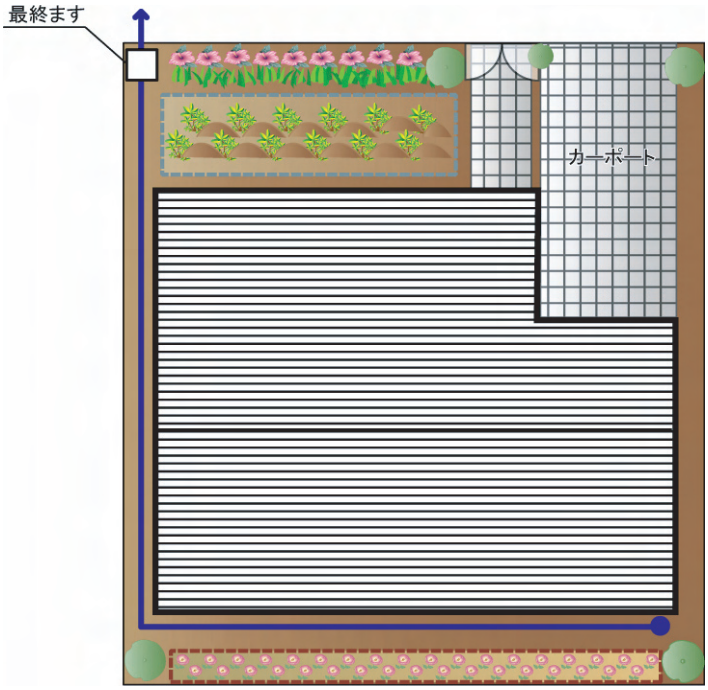

・敷地面積　100m^2
・建ペイ率　60％
・屋　根　60m^2
・駐車場　10m^2
・ポーチ　2m^2
・庭等　28m^2

図-22 一般住宅における流出率レベル4の施設配置例

ケース	施設の組み合わせ	表面流出抑制ポイント	副次的効果ポイント
一般住宅 流出率レベル 3	菜園・花壇、浸透ます 1 個、 透水性舗装、貯留施設 0.2m^3	49	63

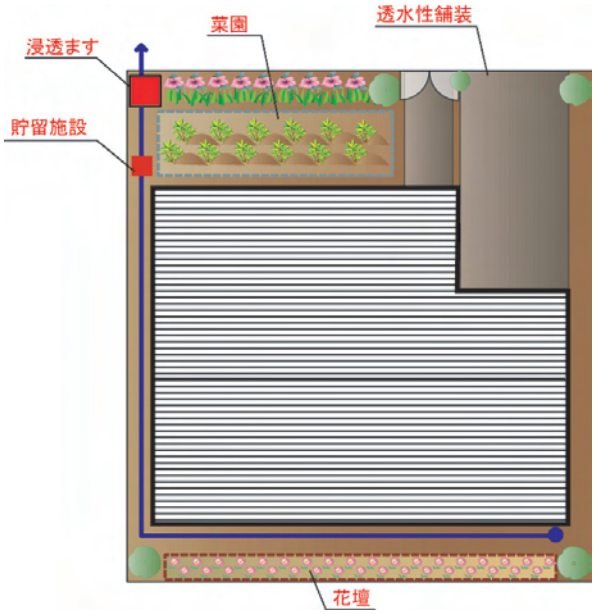

- 敷地面積 100m^2
- 建ペイ率 60%
- 屋　根 60m^2
- 駐車場 10m^2
- ポーチ 2m^2
- 庭等 28m^2

図-23 一般住宅における流出率レベル3の施設配置例

ケース	施設の組み合わせ	表面流出抑制ポイント	副次的効果ポイント
一般住宅 流出率レベル 2	菜園・花壇、浸透ます 3 個、 浸透トレンチ 5m、 透水性舗装、貯留施設 0.2m^3	67	58

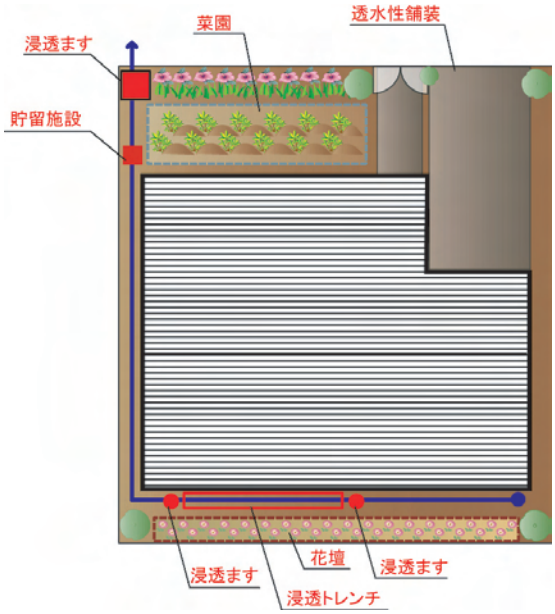

- 敷地面積 100m^2
- 建ペイ率 60%
- 屋　根 60m^2
- 駐車場 10m^2
- ポーチ 2m^2
- 庭等 28m^2

図-24 一般住宅における流出率レベル2の施設配置例

ケース	施設の組み合わせ	表面流出抑制ポイント	副次的効果ポイント
一般住宅 流出率レベル 1	菜園・花壇、浸透ます 3 個、 浸透トレンチ 5 m、 透水性舗装、貯留施設 0.2m^3、屋上緑化	85	115

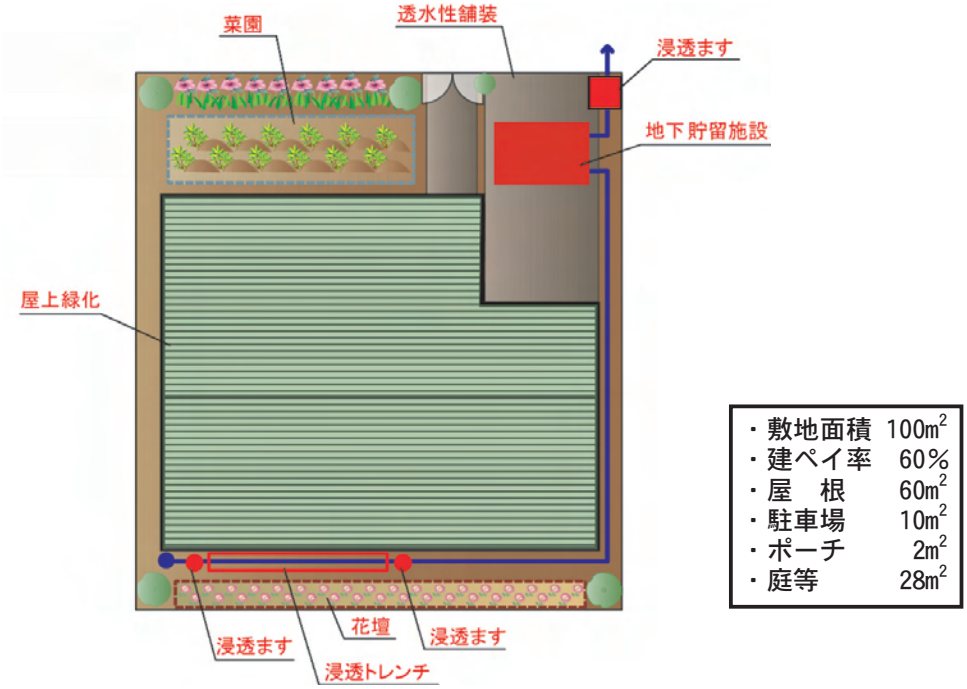

図-25 一般住宅における流出率レベル1の施設配置例

公益社団法人　雨水貯留浸透技術協会
〒102-0083　東京都千代田区麹町3丁目7番1号
TEL 03-5275-9591(代)　FAX 03-5275-9594
ホームページ　https://www.arsit.or.jp